

重要文化財  
喜多家住宅保存活用計画  
(案)

令和●年●月  
石川県野々市市

—序文—

## －例言－

1. 本書は、野々市市本町に所在する重要文化財「喜多家住宅」の保存活用計画である。
2. 本書の策定は、野々市市教育文化部文化課が事業主体となり、文化庁の令和●年度国庫補助金の交付を受けて実施した。
3. 本書の策定にあたっては、学識経験者や地域住民・関係団体からなる野々市市喜多家住宅保存活用計画策定委員会を設置し、合計●回の検討を行った。
4. 本計画の策定は、文化庁並びに石川県教育委員会からの指導・助言を得て行い、重要文化財（建造物）保存活用策定指針並びに重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要項を指針とした。
5. 本書の策定にあたり、株式会社オリエンタルコンサルタンツに計画策定支援業務を委託した。

# 重要文化財 喜多家住宅保存活用計画

## — 目次 —

### 第1章 計画の概要

---

1. 計画の作成 ……………
  - (1) 計画作成年月日
  - (2) 計画作成者
  - (3) 計画期間
  - (4) 計画策定の経緯
  - (5) 計画の位置付け
2. 文化財の名称等 ……………
  - (1) 重要文化財（建造物）の名称
  - (2) 建造物の構造及び形式
3. 文化財の概要 ……………
  - (1) 文化財の構成
  - (2) 文化財の概要
  - (3) 文化財の価値
4. 文化財保護の経緯 ……………
  - (1) 保存事業履歴
  - (2) 活用履歴
5. 保護の現状と課題 ……………
  - (1) 保存の現状と課題
  - (2) 活用の現状と課題
6. 計画の概要 ……………
  - (1) 計画区域
  - (2) 計画の目的
  - (3) 基本方針
  - (4) 計画の概要と構成

### 第2章 保存管理計画

---

1. 保存管理の現状 ……………
  - (1) 保存状況
  - (2) 管理状況
2. 保護の方針 ……………
  - (1) 部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方
  - (2) 部分の設定と保護の方針
  - (3) 部位の設定と保護の方針
3. 管理計画 ……………

- (1) 管理体制
- (2) 管理方法
- 4. 修理計画 ……………
- (1) 当面必要な維持修理の措置
- (2) 今後の保存修理計画

### 第3章 環境保全計画

---

- 1. 環境保全の現状と課題 ……………
- (1) 現状
- (2) 課題
- 2. 環境保全の基本方針 ……………
- 3. 区域の区分と保全方針 ……………
- (1) 区域区分
- (2) 各区域の保全方針
- 4. 建造物の区分と保護の方針 ……………
- (1) 建造物の区分
- (2) 建造物保護の方針
- 5. 防災上の課題と対策 ……………
- (1) 防災上の課題
- (2) 当面の改善措置と今後の対処方針
- (3) 環境保全施設整備計画
- (4) その他樹木の管理

### 第4章 防災計画

---

- 1. 防火対策 ……………
- (1) 火災時の安全性に係る現状・課題
- (2) 防火管理計画
- (3) 防火設備計画
- 2. 耐震対策 ……………
- (1) 地震履歴
- (2) 耐震診断及び耐震補強の方針
- (3) 建物の経年劣化、腐朽・蟻害調査、不陸調査
- (4) 地震時の対処方針
- 3. 防犯対策 ……………
- (1) 事故履歴
- (2) 事故防止のために講じている措置
- (3) 今後の対処方針

## 第5章 活用計画

---

1. 公開その他の活用の基本方針
  - (1) 現状
  - (2) 公開活用の基本方針
2. 公開計画 ……………
  - (1) 喜多家住宅の公開範囲及びエリア
  - (2) 関連資料等の公開計画
3. 活用基本計画 ……………
  - (1) 計画条件の整理
  - (2) 建築計画
  - (3) 外構及び周辺整備計画
  - (4) 管理・運営の基本方針
4. 実施に向けての課題 ……………
  - (1) 建築的課題
  - (2) 管理・運営に関する課題

## 第6章 保護に係る諸手続き

---

1. 文化庁長官への届出を要する行為 ……………
  - (1) 所有者の変更
  - (2) 所有者又は管理責任者の氏名・名称・住所の変更
  - (3) 滅失・き損
  - (4) 所在場所の変更
  - (5) 修理
2. 文化庁長官へ許可を要する行為 ……………
  - (1) 現状変更
  - (2) 保存に影響を及ぼす行為
  - (3) 申請許可が必要な物件
3. 計画の改定に係る手続き ……………

## 参考資料

---

1. 野々市市・旧喜多家の酒蔵道具と関連資料の概要 ……………
2. 喜多家住宅周辺樹木位置図・緑地分布・樹木リスト ……………
3. 第4章 耐震診断及び耐震補強の方針（平面図・展開図・現状写真） ……………
4. 関係法令集 ……………

# 第1章 計画の概要

本章では、第2章保存管理計画から第5章活用計画の各種計画を策定する上で、前提となる文化財の概要、保護の経緯を整理するとともに、計画の目標及び基本的な方針等の計画の概要を定める。

## 1. 計画の作成

### (1) 計画作成年月

令和4年3月31日

### (2) 計画作成者

計画作成者は、喜多家住宅の所有者である野々市市とする。

### (3) 計画期間

令和4年4月1日から10年間とする。ただし、事業の進捗および関係法令や社会情勢の変化等をふまえ、必要に応じて計画を見直し、改訂を行うこととする。

### (4) 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、学識経験者や地域住民・関係団体等からなる「野々市市喜多家住宅保存活用計画策定委員会」を設置し、検討を行った。委員会にはオブザーバーとして文化庁文化資源活用課及び石川県教育委員会事務局文化財課に出席いただき、本計画策定に向けた指導・助言をいただいた。

表1. 野々市市喜多家住宅保存活用計画策定委員会 委員一覧

	氏名	所属	分野
委員長	山崎 幹泰	金沢工業大学	建築
副委員長	後藤 正美	金沢工業大学	建築 耐震
委員	鏑 隆弘	金沢美術工芸大学	庭園
	喜多 敬次	喜多家住宅土地及び建物 元所有者	—
	岡田 隆	令和二年 本町三丁目町内会長	—
	村田 貴史	令和三年 本町三丁目町内会長	—
オブザーバー	稲垣 智也	文化庁 文化資源活用課整備活用部門 文化財調査官	文化財
	安 英樹	石川県 教育委員会事務局文化財課	文化財
	多知 龍之介	石川県 教育委員会事務局文化財課	文化財

表2. 野々市市喜多家住宅保存活用計画策定委員会の経緯

回	期日	主な議題
第1回	令和2年8月29日	(1)保存活用計画策定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の目的と背景</li> <li>・保存活用計画検討事項</li> <li>・計画策定までのスケジュール</li> </ul> (2)喜多家住宅の調査の進捗状況について (3)その他
第2回	令和3年1月13日	(1)保存活用計画策定状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存管理計画</li> <li>・環境保全計画</li> <li>・防災計画</li> </ul> (2)喜多家住宅活用（案）について (3)その他
第3回	令和3年7月9日	(1)保存活用計画策定状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章 計画の概要</li> <li>・第2章 保存管理計画</li> <li>・第3章 環境保全計画</li> <li>・第4章 防災計画</li> <li>・第5章 活用計画</li> <li>・第6章 保護に係る諸手続き</li> <li>・参考資料等</li> </ul> (2)その他
第4回	令和3年10月4日	(1)保存活用計画策定内容の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章 計画の概要</li> <li>・第2章 保存管理計画</li> <li>・第3章 環境保全計画</li> <li>・第4章 防災計画</li> <li>・第5章 活用計画</li> <li>・第6章 保護に係る諸手続き</li> <li>・参考資料等</li> </ul> (2)パブリックコメント案の検討について (3)その他
第5回		★実施後に記載

### (5) 計画の位置付け

本計画は、重要文化財に指定されている喜多家住宅主屋並びに道具蔵、前蔵、酒蔵、作業場、貯蔵庫、麴室、精米所・米置場を堅実に保存するとともに、本市の行政施策という側面から「野々市市第一次総合計画」「野々市市都市計画マスタープラン」、「北国街道にぎわい創出プロジェクト」「野々市市立地適正化計画」「旧北国街道まちづくり基本構想」、関連計画等と連携・補完しながら、重要文化財である喜多家の保護を適切に行うこととする。

本計画の位置付けは下図表に示す通りである。

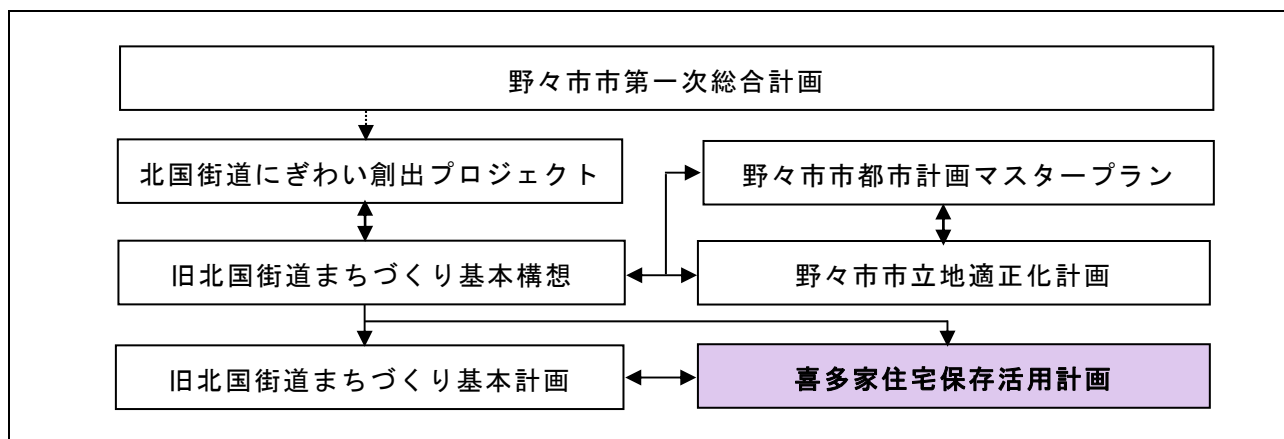


図1. 喜多家住宅保存活用計画の位置づけ

## 2. 文化財の名称等

### (1) 重要文化財（建造物）の名称

#### 1) 官報告示の名称及び員数

喜多家住宅（石川県野々市市） 6棟

主屋、道具蔵、作業場、酒蔵、前蔵、貯蔵庫

#### 2) 指定年月日

昭和46年12月28日

主屋、道具蔵

令和元年12月27日（追加指定）

作業場等 4棟、附 2棟、宅地

#### 3) 所在地

石川県野々市市本町三丁目22番地

### (2) 官報告示の構造及び形式

表3. 官報告示の構造及び形式

名称	構造及び形式
主屋	木造、桁行22.2m、梁間15.1m、2階建て、切妻、棧瓦葺
道具蔵	土蔵造、桁行7.8m、梁間5.9m、2階建て、切妻造、棧瓦葺
作業場	木造、桁行12.1m、梁間12.8m、平屋建て、切妻造、棧瓦造（検査室を含む）
酒蔵	土蔵造、桁行17.3m、梁間8.2m、2階建て、切妻造、棧瓦葺
前蔵	土蔵造、桁行9.1m、梁間5.0m、平屋建て、切妻造、棧瓦葺
貯蔵庫	土蔵造、桁行7.3m、梁間4.8m、平屋建て、切妻造、棧瓦葺
附麴室	木造及び石造、桁行7.3m、梁間9.5m、平屋建て、棧瓦葺
附精米所及び米置場	木造、桁行10.9m、梁間6.4m、平屋建て、棧瓦葺
宅地	2,432.18㎡、本町三丁目22番地、23番地、24番地、25番地 敷地内の門、石垣、外塀、内塀、井戸を含む

### 3. 文化財の概要

#### (1) 文化財の構成

##### 1) 文化財を構成する物件（重要文化財）

主屋、道具蔵、作業場、酒蔵、前蔵、貯蔵庫の6棟

附 麴室1棟、精米所及び米置場1棟

宅地【地番】22番、23番、24番、25番 合計4筆

敷地内の門、石垣、外塀、内塀、井戸を含む



写真1 主屋



写真2 道具蔵



写真3 旧酒造場全景



写真4 作業場



写真5 酒蔵



写真6 前蔵



写真7 貯蔵庫、麴室、精米所・米置き場

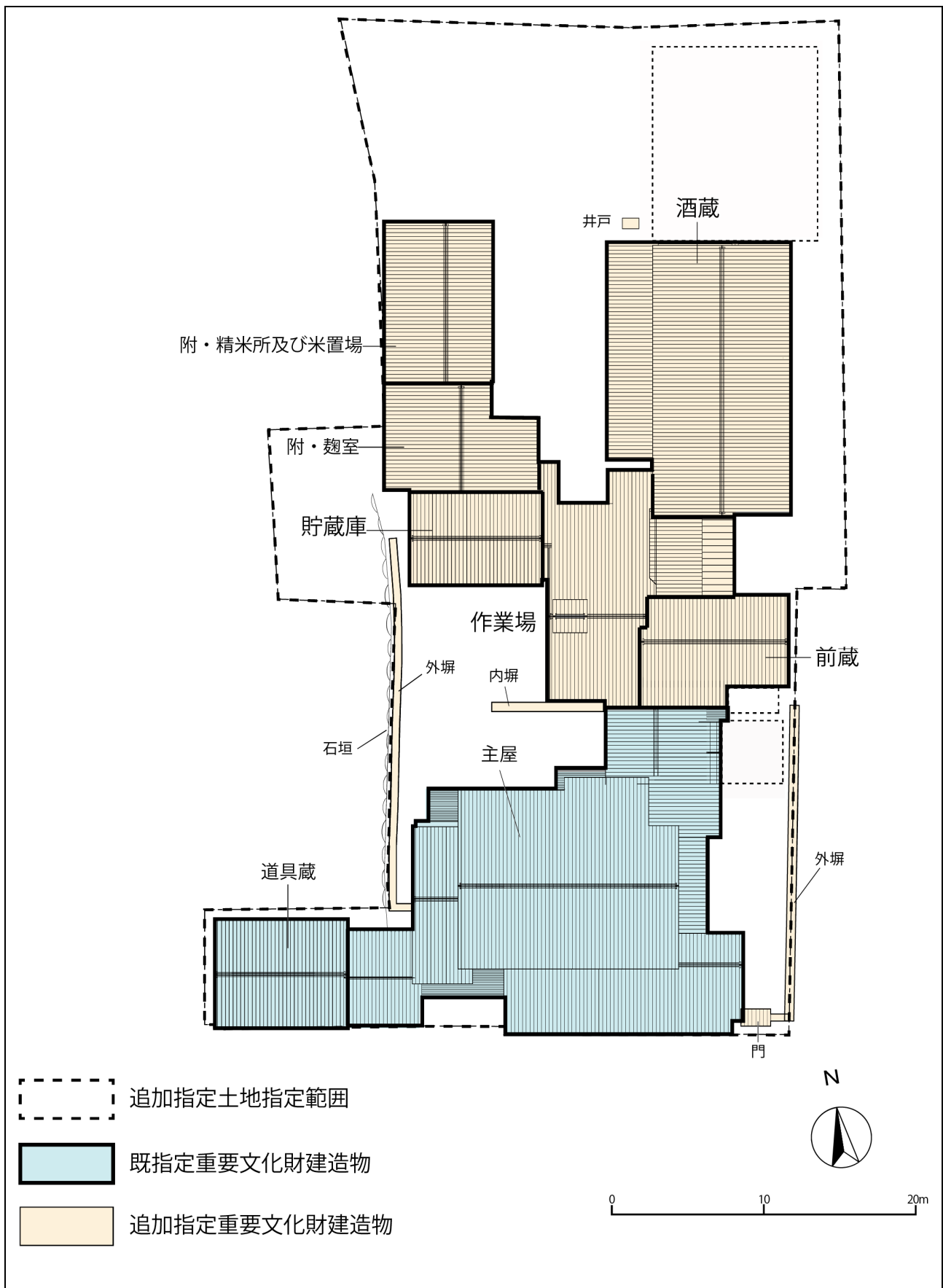
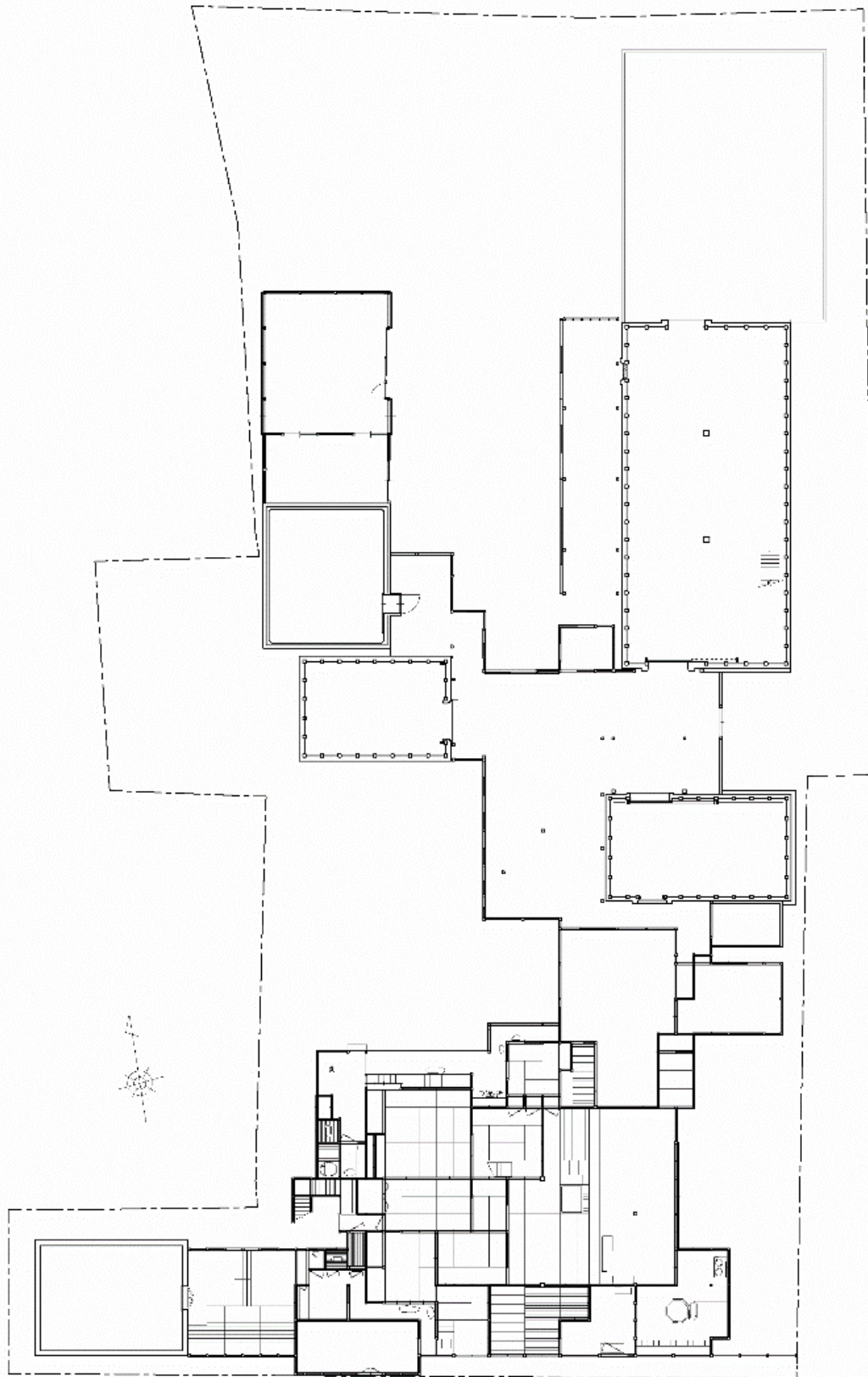


図2. 喜多家住宅重要文化財建造物の位置



1階全体平面図（配置図）

図3. 喜多家住宅平面図（1階）

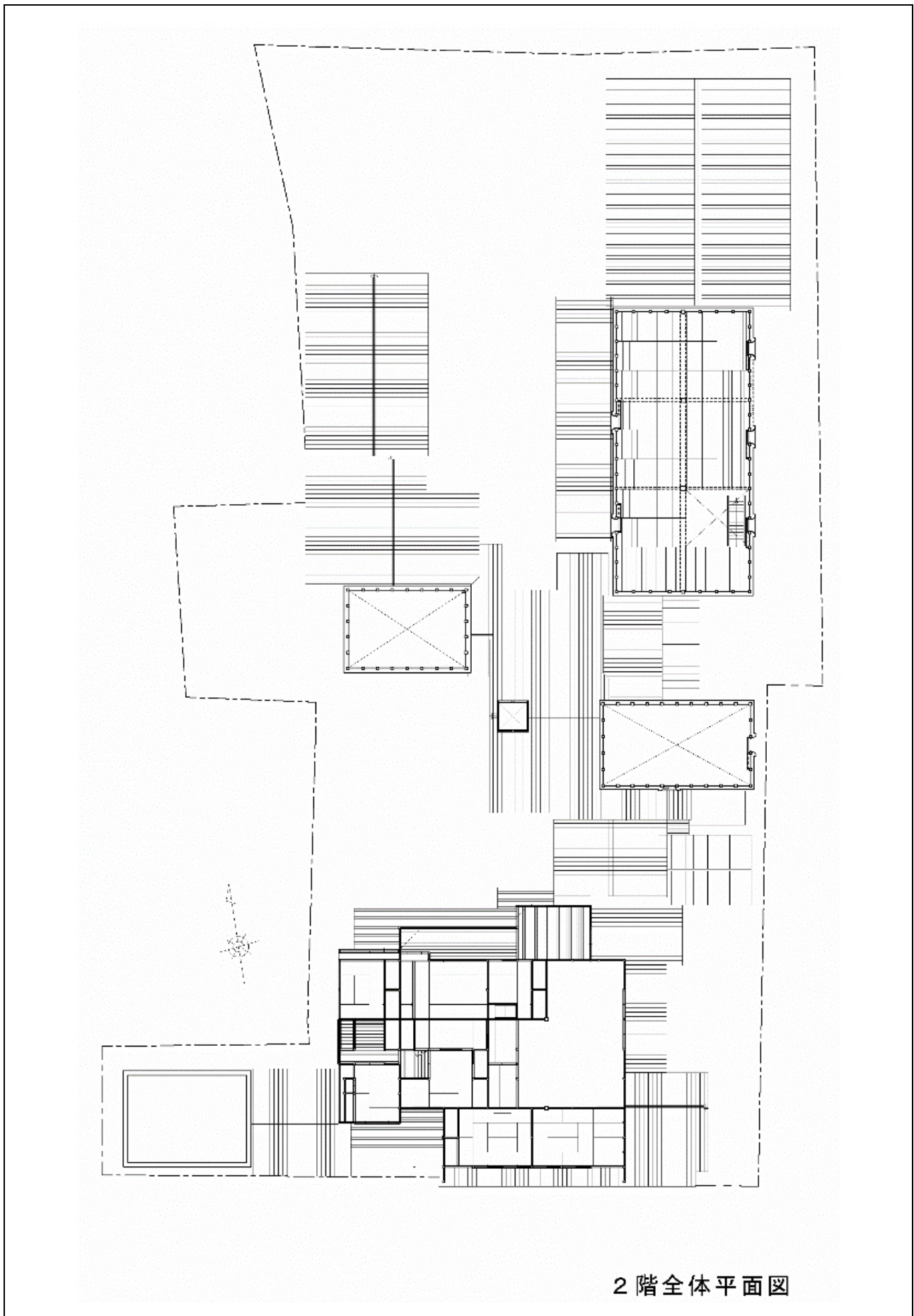
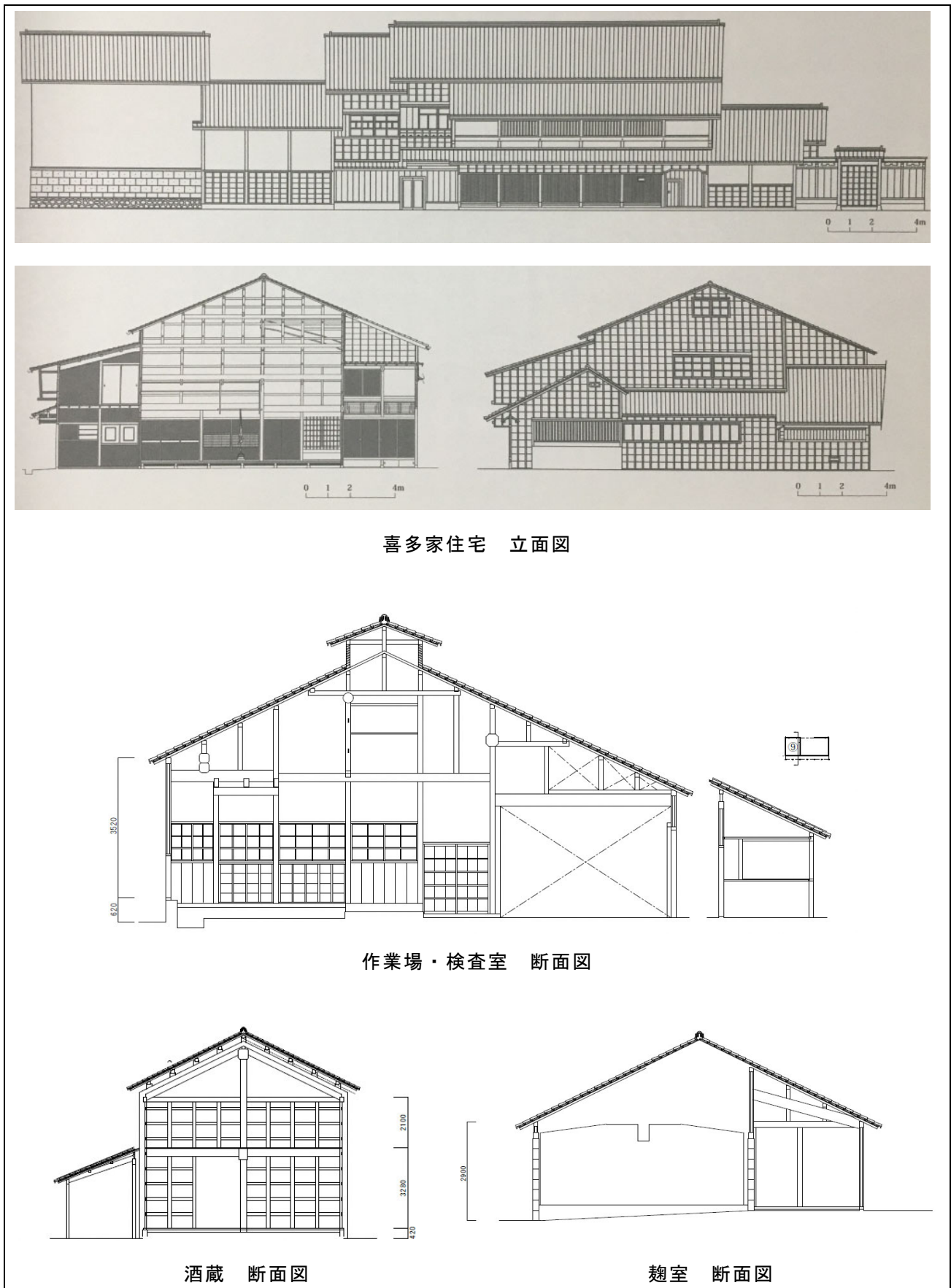


図4. 喜多家住宅平面図（2階）



喜多家住宅 立面図

作業場・検査室 断面図

酒蔵 断面図

麹室 断面図

図5. 喜多家住宅 立面図・断面図

(『野々市町の民家』(2004)、『喜多家旧酒造場建築調査報告書』(2019)より)

## (2) 文化財の概要

### 1) 立地環境

石川県野々市市本町は、藩政期には加賀藩に所属する野々市村であり、金沢城下から上方（大阪）方面へ向かう旧北国街道の一番目の宿場町として栄えた。地勢は平坦で、富樫丘陵から流水する高橋川と霊峰白山から流れ出る一級河川手取川の支流である木呂川の間に位置する。

### 2) 創立沿革

喜多家は越前出身の武士で、江戸時代中頃には野々市市に移り住んだとみられる。野々市市においては、菜種油の製造を行い、幕末の嘉永期頃には「油屋」を名乗っていた。明治時代に入ると酒造業を始め、戦時中一時中断したものの、昭和25年(1950)頃に再開し、昭和50年(1975)頃まで営んでいた。酒の銘柄は、明治時代より「猩々」「志ら瀧」、大正時代より「大白瀧」「古酒」など数種の日本酒を製造販売していたが、最後まで造られていたのは「猩々」だけである。

現在の主屋は、金沢市材木町にあった醤油商田井屋（タイ惣）の家を移転したものである。これは、明治24年（1891）に野々市の大火災により、前蔵（菜種庫）、道具蔵、酒蔵を残して、主要な建物を滅失したことによるものである。その後、酒造りを一刻も早く再開するために、同年中には作業場や貯蔵庫など酒蔵施設を建てたようである。昭和46年(1971)、移築した主屋及び道具蔵が、金沢市内には現存しない金沢町家の家屋であることから、国重要文化財に指定され、その後、主屋の公開を現在まで続けている。また、主屋の北側にある酒蔵や作業場などの酒蔵施設は、明治時代の酒造業の原型をよく残しているため、令和元年(2019)に国重要文化財に追加指定された。

### 3) 施設の性格

喜多家旧酒造場は主屋の北側に位置し、前蔵、酒蔵、作業場、貯蔵庫、麹室、精米所・米置場で構成される。

前蔵は、主屋の通りにわの突き当りに建ち、藩政期においては菜種油を製造する菜種庫、明治期以降は酒蔵とあわせて仕込み蔵として使用されたとみられる。桁行9.1m、梁間5.0m、土蔵造り、平屋建て、切妻造平入、棧瓦葺、置き屋根で、内部は一室である。南面・北面にそれぞれ入口を設け、南面の開口が菜種庫当時の入口であり、酒蔵として利用するため、明治期以降に北面の戸口を設けたと考えられる。地棟を牛梁に建てた束で支える架構で、屋根勾配が5寸あり、県内の類例遺構と比較して19世紀前期の建築と考えられる。

酒蔵は、前蔵の北側に建つ。南北に長い土蔵で、西側に幅1間の下屋を設ける。桁行17.3m、梁間8.2m、土蔵造り、二階建て、切妻造妻入、棧瓦葺、置き屋根である。二階北側の棟持柱北面の墨書から明治3年（1870）の建築であることが判明する。

作業場は、主屋の北側に建つ。明治24年（1891）の大火後、同年中に酒造りを再開したとされることから、主屋の移築と同時に建築されたと考えられる。桁行6.7m、梁間12.8m、木造、平屋建て、切妻造平入、棧瓦葺で、東側に南北6.2m、東西5.5mの下屋を設ける。洗場と釜場を中心として、前蔵、酒蔵、貯蔵庫、麹室、検査室をつなぐ大屋根を掛ける。小屋組は、登り梁を地棟にかけ、釜場の上に越屋根を設ける。主に、洗米、蒸米や瓶詰め作業を行った。作業場の北側中央に張り出して検査室があり、広さは南北2.3m、東西2.7m、屋根は作業場の屋根から続く片流れ屋根で、当初からあったと思われる。

貯蔵庫は、作業場の西側に接続し、中庭を挟んで主屋と向かい合って建つ。明治24年(1891)の大

火後、作業場と同時に建築されたとみられ、東面妻壁に駒形に米の字の鏝絵があり、米蔵として建てられたと考えられる。桁行 7.3m、梁間 4.8m、土蔵造り、平屋建て、切妻造妻入、棧瓦葺、置き屋根である。主屋の座敷から中庭を見たときに背景となる蔵で、腰壁は洗い出し仕上げとし、七宝繫文の模様を施す。

麴室は、貯蔵庫の北側に接して建つ。東面の前室で作業場と接続する。麴室は石積みの蔵で、石材、寸法、表面仕上げがよく似た近隣の類例遺構との比較から、昭和 20 年代前半に建築されたと考えられる。桁行 7.4m、梁間 6.4m、石造および木造真壁造り、平屋建て、切妻造平入、棧瓦葺である。

精米所・米置場は、麴室の北側に接して建つ。昭和 27 年（1952）11 月の空中写真で確認することができ、昭和 27 年（1952）までに建築されたと考えられる。桁行 10.9m、梁間 6.4m、木造、平屋建て、切妻造平入、棧瓦葺である。間仕切壁を建て、南側桁行 2 間を精米所、北側桁行 4 間を米置場とする。

#### 4) 主な改造時期とその内容

##### ア. 主屋

明治 24 年（1891）の移築の後、大正時代頃に西側 2 階の勉強部屋が増築された。昭和 40 年代には「水屋」東面間仕切りを修理するなど、各部で小修繕が行われているが、細部の改修については詳らかでない。

昭和 55 年（1980）には、重要文化財の保存修理（国庫補助事業）として、屋根葺替（一部）及び部分修理が行われている。この時の修理では、大屋根の正面樋の取り替え、大屋根下屋軒先の垂木・野地板の一部取り替え、風返し板取り替え、瓦葺替え、樋の取り替え、茶屋の戸袋補修、樋の取り替え、2 階の勉強部屋の樋の取り替えを行っている。更に平成 14 年（2002）には、重要文化財の保存修理（国庫補助事業）として軒廻り及び化粧野地板、壁板の修理、棟鞍の取り替え、とち葺屋根の葺き替え、軒下及び庇部分の土間叩き、中塗仕上げ面の塗り直し、建具の調整、自動火災報知設備（空気管）の復旧工事を行って現在に至っている。

##### イ. 道具蔵

道具蔵は、明治 24 年（1891）の大火で被害を受け改築されたということ以外、明治・大正期の修理の経過は詳らかではない。昭和に入ると、主屋と同じく昭和 55 年（1980）に屋根葺替及び部分修理を行っている。この時の修理では、瓦葺替え、屋根下地の補修、土居葺、壁補修、東面窓の庇補修、樋の取り替え、料理場の樋の取り替えを行っている。更に平成 14 年（2002）には、西面妻壁の漆喰剥落箇所や、西南隅の水切り周囲の漆喰を部分的に塗替え、西南窓両開塗籠扉の漆喰と中塗の補修を行って現在に至っている。

##### ウ. 作業場

明治 24 年（1891）の大火後、同年中に酒造りを再開したとされることから、主屋の移築と同時に建築されたと考えられる。明治後期から昭和 50 年（1975）頃までは、作業場東側に酒造りに従事する蔵人の宿舎である休場が建築されていたと考えられる。酒造業を廃業した後、休場やレンガ造煙突は撤去された。

## エ. 酒蔵

二階北側の棟持柱北面に墨書があり、「庚明治三年午十月下旬出来能美群湯之屋村大工仁三郎作」と記されていることから、明治3年(1870)の建築であることが判明する。西面下屋は窓を塞ぐように設けられていること、屋根の赤瓦と異なり精米所・米置場などと同じ黒瓦が葺かれていることから、精米所・米置場などと同じく昭和20年代半ばに設けられたと考えられる。昭和30年代半ばに、北側の鉄骨造倉庫を建築した。

## オ. 前蔵

明治の大火において焼け残った建物で、一部に炭化した部材がある。建築年代を示す資料は見つからない。ただし、屋根勾配が5寸あり、地棟を牛梁に立てた束で支える架構であることから、県内の類例遺構と比較すると、18世紀の土蔵はおよそ3寸勾配であるのに対し、19世紀に入ると屋根勾配が上がり、地棟を牛梁で支える架構が現れてくる。屋根勾配の変化は、瓦屋根の普及に関係し、金沢市内では19世紀に入ると寺院建築や土蔵に瓦葺が普及し始める。黒カビによる汚損は著しいものの、18世紀までは遡らず、19世紀前期の建築と考えられる。

## カ. 貯蔵庫

明治24年(1891)の大火後、作業場と同時に建築されたと考えられる。東面妻壁に駒形に米の字の饅絵があり、米蔵として建てられたと考えられる。戦後は貯蔵庫として使用された。

## キ. 麴室

麴室は、石積みの蔵で、貯蔵庫北面の窓を塞ぐように建てられている。石材、寸法、表面仕上げがよく似た建築として、同町内に木戸家の蔵(野々市市本町三丁目9-27)と車多酒造(白山市坊丸町60-1)の仕込蔵があり、ともに昭和22年(1947)頃の建築であること、麴室北側外壁の精米所内に面する部分に風蝕跡がほとんど見られないことから、精米所・米置場と同じく昭和20年代前半に建築されたと考えられる。

## ク. 精米所・米置場

麴室の建築直後、昭和27年(1952)までに建築されたと考えられる。同家では長い間、町内の木呂川にあった水車を利用して精米を行ってきたが、精米機が入ってから敷地内で精米を行うようになった。昭和27年(1952)に精米機を購入した記録がある。精米所は、酒造業廃止後は閉鎖、米置場は貸倉庫にしていた。

## (3) 文化財の価値

喜多家主屋は、明治24年(1891)4月の野々市の大火後に、金沢市材木町にあった町家を同年中に移築して再建したものである。再建後、2階後方に座敷が設けられ、西側に勉強部屋を増築するなどの変更があり、昭和戦前期までに現状の主屋が整えられたと考えられる。表構えの太い古格子と袖壁、高い屋根裏まで吹き抜けがあるおえと通りにわ、座敷に面した土縁に掛かる深い庇など、金沢城下の大型町家の典型的な特徴をよく残している。

大火を免れた道具蔵が移築した主屋と並び、背後の敷地には酒造場の一連の建物を配置する。大火後に整備され、戦時中の中断を経て戦後酒造業を再開するにあたり、麴室などが追加され、昭和

50年(1975)ごろまで酒造りが続けられた。

喜多家の建物配置は、主屋、前蔵、酒蔵が一行に並び、前蔵の脇に作業場が設けられたもので、住居と作業場が別棟になっている。すなわち、住居と作業場が同じ建物にある操業型から、一段階発展した形式で、明治期の酒造場の原型が良好な状態で保存されている点に、特に高い価値が認められる。

前蔵は江戸時代、この地域で盛んであった菜種油の製造に関わる19世紀前期の土蔵であり、酒蔵業に転換してからも仕込蔵として利用された。酒蔵は、喜多家最大の蔵で、間口の大きな入口や糶入れ作業の足場などに酒蔵としての特徴が現れている。また墨書により建築年代が明確で、喜多家が明治初期から酒造業を始めたことを示す建物でもある。中庭に面した作業場、貯蔵庫は明治の大火後に建てられ、中庭からの採光や、水路を利用した洗場、座敷から見た中庭の背景としての土蔵の漆喰壁など、敷地の条件を活かした造りとなっている。麴室、精米所・米置場、および酒蔵の下屋は、戦後酒造業を再開するにあたって設けた建物である。その背景には、仕込み桶が木桶からホーロータンクに替わり、広い屋外作業スペースを必要としなくなったことが挙げられる。その中で麴室は、加賀地方でよく見られる石蔵形式であり、地域的な特徴がよく現れている。

以上、これらの建築物は、江戸時代から昭和半ばまで続く、喜多家の菜種油製造・酒造業としての歩みを物語るものである。金沢城下の大型町家としての主屋がこの地に移築され、合わせて木桶を用いて伝統的な酒造りを行う一連の施設が整備されたもので、地域の小規模酒造業の原型とその盛衰を表す建物群として、一体として保存をはかるべきものである。（『喜多家旧酒造場建築調査報告書』より抜粋）

## 4. 文化財保護の経緯

### (1) 保存事業履歴

#### 1) 修理履歴

- 昭和 55 年度 屋根葺き替え及び部分修理（国庫補助事業）  
 平成 14 年度 屋根葺き替え（国庫補助事業）  
 平成 16 年度 自動火災報知機設備改修（国庫補助事業）  
 平成 25 年度 主屋・道具蔵壁修理（国庫補助事業）  
 平成 28 年度 道具蔵土壁補修（市補助事業）

#### 主屋

年	主な内容
昭和 55 年	大屋根の正面樋の取り替え、大屋根下屋軒先の垂木・野地板の一部取り替え、風返し板取り替え、瓦葺替え、樋の取り替え、茶屋の戸袋補修、樋の取り替え、2 階の勉強部屋の樋の取り替え
平成 14 年	軒廻り及び化粧野地板、壁板の修理、棟鞍の取り替え、とち葺屋根の葺き替え、軒下及び庇部分の土間叩き、中塗仕上げ面の塗り直し、建具の調整、自動火災報知設備（空气管）の復旧工事
平成 16 年	自動火災報知機設備改修
平成 25 年	部分修理（外壁の破損修理、勝手北面庇を解体補修）

#### 道具蔵

年	主な内容
平成 14 年	西面妻壁の漆喰剥落箇所及び西南隅の水切り周囲の漆喰の一部塗替え、西南窓両開塗籠扉の漆喰と中塗の補修
平成 28 年	西面外壁の漆喰剥落箇所の補修

#### 2) 調査履歴

- 昭和 54 年度 庭園の調査・測量  
 ※第 3 章では本調査時の図面を使用している。  
 使用図面には「（昭和 54 年度庭園調査より）」と記載する。
- 平成 29 年度 酒造場調査

### (2) 活用履歴

昭和 46 年（1971）に主屋及び道具蔵が重要文化財に指定された。翌 47 年（1972）6 月に元所有者 喜多敬次氏の父・直次氏が、文化財としての価値を広めるため喜多記念館として主屋を一般公開した。令和元年（2019）に主屋北側の酒造場が重要文化財に追加指定され、令和 2 年度から宅地指定範囲を公有化し、指定名称である「喜多家住宅」として市の運営により主屋部分を公開している。

## 5. 保護の現状と課題

### (1) 保存の現状と課題

喜多家住宅は、昭和46年(1971)12月に主屋及び道具蔵が重要文化財に指定され、主屋の公開を始めたことを期に、昭和50年(1975)頃酒造業を廃業した。その後、蔵人の宿舎である休場やレンガ造煙突の撤去などの変更はあったものの、酒造業に関わる建物のほとんどは、手付かずのまま残されている。また、酒蔵と米置場は、近年まで貸倉庫として利用されており、所有者であった喜多家による継続した維持管理がなされていた。令和元年(2019)に主屋及び道具蔵の北側にある酒蔵や作業場などの酒造施設が重要文化財として追加指定され、令和2年(2020)に野々市市が公有化してからは、野々市市により日常的な清掃、除草、施錠を始めとする維持管理を行っている。

昭和46年(1971)に重要文化財に指定された主屋及び道具蔵については、平成23年(2011)度に予備診断を実施している。予備診断では、軸部構造に係る事項について基準値を若干下回っているものの「建物の健全性は保たれており、現状を見る限り不安要素は少ないと思われる」と判定されている。追加指定部分については、耐震診断は未実施であるが、平成29年(2017)から平成30年(2018)にかけて喜多家旧酒造場建築調査を実施しており、現状として酒蔵東面の外壁の大きな破損、廻室西側の屋根の落下を確認している。

### (2) 活用の現状と課題

現在は、施設の一部を一般公開している。また、見学者の対応や地域住民のイベントの活用現場として使う際には、市が雇用する管理人(以下、管理人)が施錠・解錠するとともに清掃等の日常的な維持管理を行っている。

喜多家住宅敷地内は禁煙とし、原則として火気の使用を禁止しているが、防犯カメラ、機械警備設備、屋内消火栓は未設置である。そのため、防火対策・防犯対策として設置を検討する必要がある。また、今後の公開活用に向けた管理運営体制の検討では、定期的な見回りを行う体制を検討・構築する(第4章を参照)。

現在、一般公開範囲は主屋の一階と二階にとどまっております。重要文化財として追加指定がなされた主屋北側にある酒造施設は立入禁止となっている。今後は、耐震診断や修復等を行って安全性を確保したうえで一般公開範囲を拡張することや、一般公開以外の活用方法についても検討し、喜多家住宅の価値をより広く伝えていく取組みが必要である。また、そのための維持管理・運営体制の構築も求められる。

## 6. 計画の概要

### (1) 計画区域

計画区域は、喜多家が住宅として使用していた重要文化財である主屋、道具蔵、作業場、酒蔵、前蔵、貯蔵庫とともに宅地指定範囲全体とする。

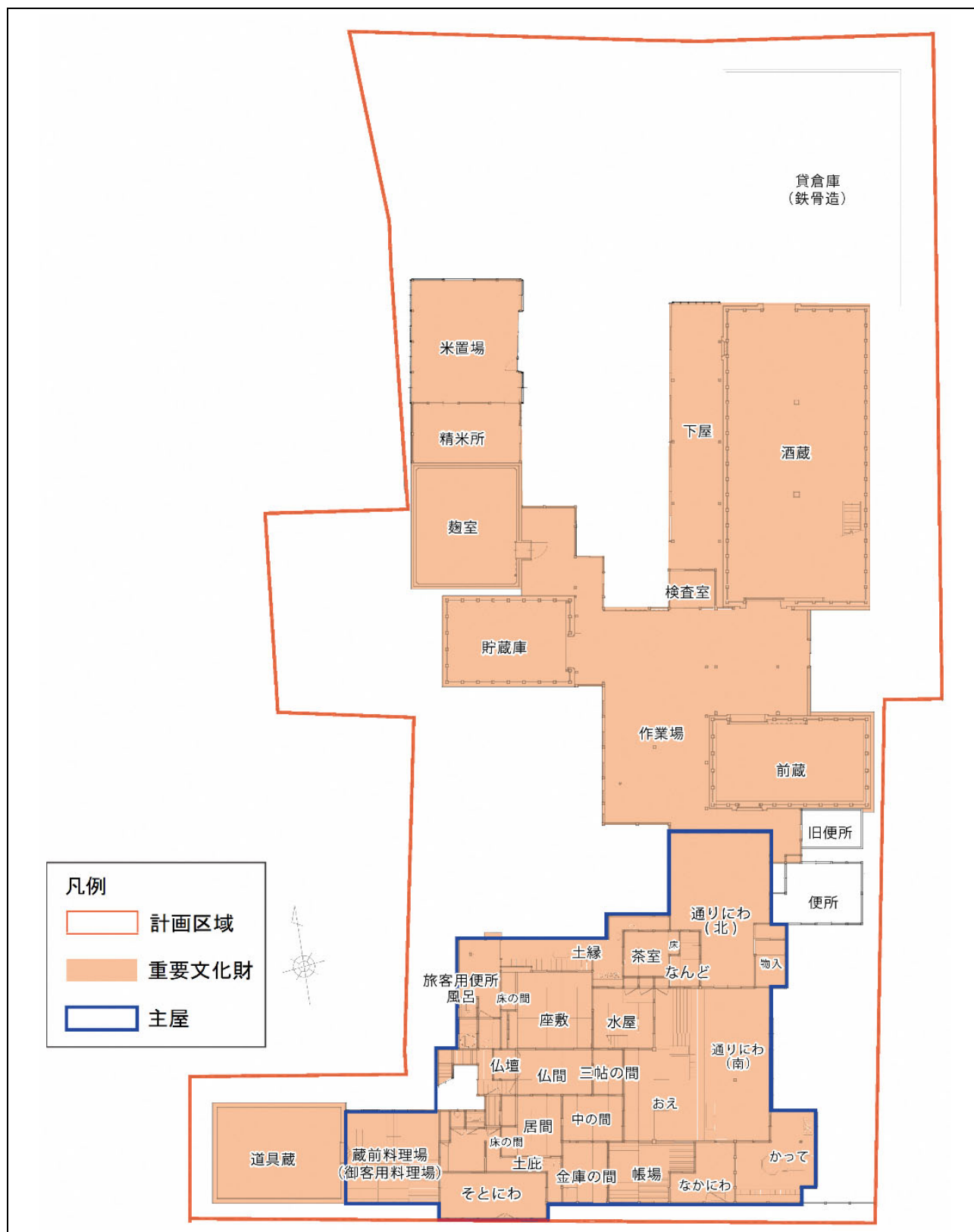


図6. 喜多家住宅の保存活用区域

## (2) 計画の目的

本計画は、重要文化財に指定されている喜多家住宅の適切な保存・活用を図り、その価値を次世代へ継承することを目的とする。

## (3) 基本方針

重要文化財建造物を堅実に保存することで文化財としての価値を保存するとともに、往時から継承されている屋敷地全体の環境を保全することで、喜多家住宅の価値を維持・向上させる。

喜多家住宅は地域の核となる場であり、地域の交流施設としてその保存・活用を図ることで、地域コミュニティの維持・形成を図る。野々市市の観光の核となる拠点施設として活用を図ることで、文化財としての価値や往時の歴史・文化を物語る価値を広く発信する。

## (4) 計画の概要と構成

本計画は、「保存管理計画」「環境保全計画」「防災計画」「活用計画」の4つの計画によって構成されている。

第2章「保存管理計画」では、重要文化財喜多家住宅の価値の所在を確認し、建造物の部分・部位を区分して保存管理の方針を定めた。第3章「環境保全計画」では、計画区域全体を対象として、喜多家住宅の環境を保全することを目的とし、保全内容に応じた区分ごとに保全の方針を定めた。第4章「防災計画」は、喜多家住宅を火災や震災等の災害から守り、安全性を確保するために、防災上の課題を整理して必要な対策を定めた。第5章「活用計画」では、喜多家住宅の価値を損なうことなく適切な公開・活用を進めるために必要な事項を定め、現在及び将来的な公開・活用に関する基本的な方針を定めた。また、必要となる諸手続きに関しては、第6章「保護に係る諸手続き」としてとりまとめた。

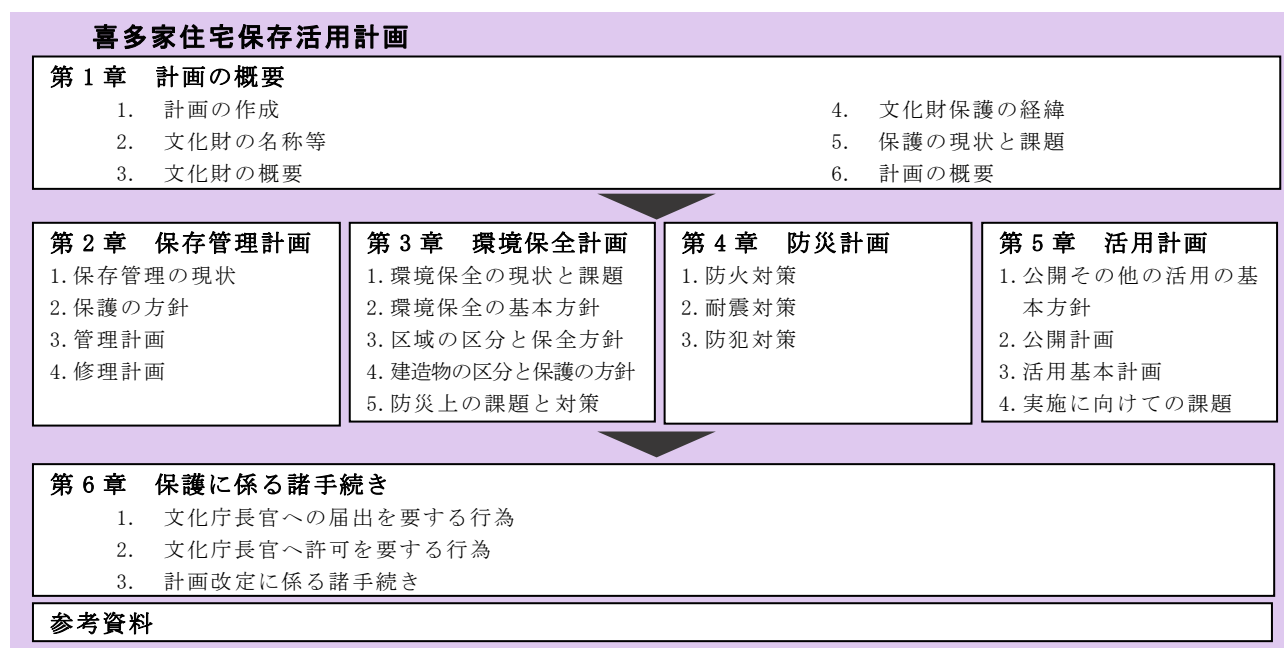


図7. 喜多家住宅保存活用計画の構成

## 第2章 保存管理計画

本章では、重要文化財に指定されている主屋及び道具蔵、作業場、酒蔵、前蔵、貯蔵庫の堅実な保存管理をするために、保存すべき部分・部位を特定するとともに、その部分・部位の適切な管理、今後の修理方針を定める。

### 1. 保存管理の現状

#### (1) 保存状況

重要文化財に指定された建造物は、竣工後数多くの改修・修理が行われてきた。主屋は昭和戦前期までに西側の二階が増築され、近年では平成 25 年(2013)度に正面板塀の修理が行われた。前蔵は、昭和末頃までに、天井の一部が破損したことから、基礎の石積みに内側からコンクリートを打ち、その上に柱を立て、一部の柱・梁を補強している。各建造物において以下のような破損が見られる。

##### 1) 主屋

過去の改修・修理事業でも根本的な修理・調整が行われていない。正面通りの柱は前方へ傾斜し、両袖壁も垂下している。正面カザガエシには白カビが発生している。通りにわの東北隅部で、雨漏りが生じている。2階使用人室(北)および2階居間にて床の傾斜が確認でき、各所で壁のひび割れも発生している。

##### 2) 道具蔵

外壁腰壁の石貼りに割れが生じている。

##### 3) 前蔵

昭和末頃までに北東隅部の屋根が破損したため、垂木を追加し、補強柱を添えた。補強柱の基礎として、石垣の内側にコンクリートを増し打ちした。ただし、天井板が張られず、置き屋根が内側から直接見える状態のままになっている。

##### 4) 酒蔵

東面土壁が大きく破損している。西面下屋の屋根が波打っている。

##### 5) 作業場

建具が全般的に劣化し、戸が開けにくく、外れやすくなっている。屋根北面が波打ち、瓦に乱れがある。検査室の軒が破損している。

##### 6) 貯蔵庫

北面西寄りにて雨漏りが生じ、北面外壁の一部が崩落した。南面外壁の漆喰壁と腰壁の一部が破損し、土壁と仕上げ塗りとの間に隙間が生じている。

### 7) 麴室

西面屋根が落下し、石壁より上が撤去されている。建物を保護するため、内部に足場を組んで仮設の屋根を掛けています。石壁にも亀裂が見られる。

### 8) 精米所・米置き場

精米所部分の屋根が落下し、西面の壁も破損している。精米所の入口の戸も劣化、破損している。

### 9) 表門、塀

劣化、破損が見られる。

### 10) 石垣

部分的に石が飛び出している箇所が見られる。貯蔵庫西側の石垣については、クスノキの根により押されて、将来的に崩れる恐れがある。

### 11) 外塀

中庭西側の外塀は全体的に劣化、破損しており、敷地の外側から転倒防止の支えをしている。南側屋外作業場の東側の外塀は内側に傾斜しており転倒防止の支えをしている。

### 12) 内塀

一部の仕上材の劣化・損傷が見られる。

### 13) 井戸

ポンプおよびコンクリート製上屋を伴っており、石組みは確認できない。周辺地面に陥没など井戸の損傷を示す様子は無い。

## (2) 管理状況

令和2年(2020)以前は、旧所有者により管理されてきた。令和2年度に野々市市が取得してからは、主屋や作業場の鉄扉などの施錠や主屋の清掃、庭園の除草などの日常的な管理を実施している。

公開時間内は、管理者により建造物周辺、建造物内部の定期点検や巡回を行い、閉館の際は、建造物周辺、建造物内部の火気確認を行うとともに、戸締り・施錠を確実にしている。また、見学者の対応や、地域住民のイベントの場として活用する際には、管理人が施錠・解錠するとともに清掃を行い、その場に立ち会うことで、適切な管理に努めている。

火気等の管理としては、喜多家住宅敷地内は禁煙とし、原則として火気の使用を禁止している。

## 2. 保護の方針

重要文化財建造物としての価値を堅実に保存するため、喜多家住宅の各棟について部分・部位を設定し、部分・部位ごとに保護の方針を定める。なお、未指定建造物の保護の方針については、第3章環境保全計画で整理する。

【部分】文化財（建造物）の屋根、外装、各部屋を単位とする区分

【部位】部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位とする区分

### （1）部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方

喜多家住宅は、明治24年（1891）に移築された主屋と、江戸後期～昭和20年代に建てられた複数の土蔵や旧酒造場施設から構成されている。現在まで良好に維持されてきたが、主屋・道具蔵の重要文化財指定の前後も含め、根本的な修理は行われずにきたため、劣化損傷が進み、文化財的価値が損なわれている部分もある。

痕跡調査並びに復原考察、現状を踏まえると、主屋・道具蔵は現存する数少ない加賀地方の大型町家の表構えと、整然と梁や貫が組まれたおえの吹き抜け空間や、深い軒を延ばした土縁に面した座敷空間などに、旧酒造場は伝統的な酒造りに適した施設の配置に、その文化財的価値が見出せる。特に主屋については、移築の前後および移築後の改修履歴が今のところ明らかになっていないため、本計画では主屋・道具蔵は現状維持を基本方針として、旧酒造場施設は『喜多家旧酒造場施設建築調査報告書』を元に部分・部位を設定し、保護の方針を設定する。なお、今後の保存修理事業では、解体に伴って可能になる痕跡調査の成果を踏まえ、必要に応じて部分・部位の変更を行うこととする。

### （2）部分の設定と保護の方針

#### 1) 部分の区分

##### ア. 保存部分

文化財としての価値を特に有し、厳密な保全が必要な部分。主屋・道具蔵については酒造業が盛んで建物が最も充実したと考えられる昭和戦前期までの部分、旧酒造場施設においては、戦前の施設を引き継ぎ、戦後酒造業を再開した昭和20年後半までの部分。

##### イ. 保全部分

建造物として維持及び保全することが必要な部分。主屋東側の押入がこれにあたる。昭和戦後期以降の増改築により文化財としての価値が損なわれ、将来的に原状に復する又は撤去が必要な部分。

##### ウ. その他の部分

文化財の活用又は安全性向上のために改修を行う部分。

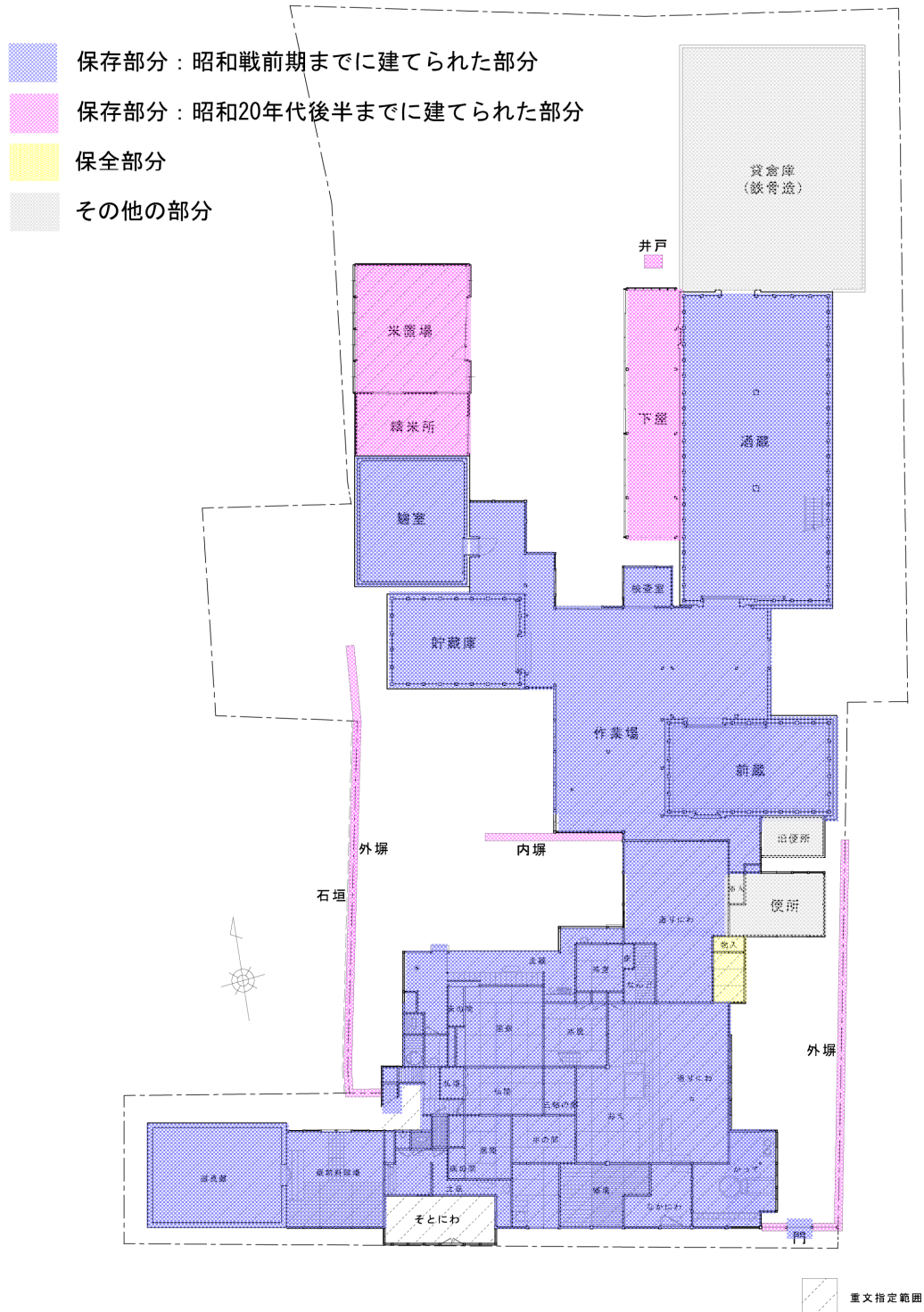


図1. 保存部分の年代区分（1階）



## 2) 部分の設定

重要文化財について、1)で示す3つの区分に基づき、以下に示す通り部分を設定する。詳細は表●～●に示す通りとする。

主屋：保存部分、保全部分 道具蔵：全て保存部分 前蔵：全て保存部分  
 酒蔵：全て保存部分 作業場：全て保存部分 貯蔵庫：全て保存部分  
 麴室：全て保存部分 精米所・米置き場：全て保存部分  
 表門・塀：すべて保存部分 石垣：すべて保存部分  
 外塀：すべて保存部分 内塀：すべて保存部分 井戸：すべて保存部分

## (3) 部位の設定と保護の方針

### 1) 部位の区分

#### ア. 基準1

・材料自体を保存する部位。主要な構造に係る材・昭和戦前期まで（主屋・道具蔵）・昭和20年代後半まで（旧酒造場施設）の部材等。

例：柱、梁、天井、建具、畳（手縫い床）

#### イ. 基準2

・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位。

例：壁、畳（ただし畳表のみ取り換え、手縫い床は保存する）、瓦

#### ウ. 基準3

・主たる形状及び色彩を保存する部位。材料の痕跡に基づき復原又は撤去が必要な部位。活用、補強等のために変更が可能な部位。

例：柱、梁、天井、建具

#### エ. 基準4

・意匠上の配慮を必要とする部位。

例：照明設備、消火設備、空調設備、説明板等のサイン

#### オ. 基準5

・所有者等の自由裁量にゆだねられている部位。

表1. 部分に基づく部位の設定の考え方

部位	部分	保存部分 文化財としての価値を特に有する部分（主に基準1, 2, 3）	保全部分 建物としての維持及び保全が必要とされている部分（主に基準2, 3, 4, 5）
基準1 材料自体を保存する部位		・特殊な材料又は仕様である部位 ・主要な構造に係る材・昭和戦前期以前の部材等の部位	
基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位		・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 ・定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位	・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 ・定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位

基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位	・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 ・材料の痕跡に基づき復原又は撤去が必要な部位	・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 ・材料の痕跡に基づき復原又は撤去が必要な部位
基準4 意匠上の配慮を必要とする部位		・意匠上の配慮を必要とする部位
基準5 所有者等の自由裁量にゆだねられている部位		・所有者等の自由裁量にゆだねられている部位

## 2) 部位の設定

重要文化財について、1)で示す5つの基準に基づき、以下に示す通り、部位を設定する。詳細は表●～●に示す通りとする。

### ア. 主屋

床面：基準1、基準2、基準3 壁面：基準1、基準2、基準3 天井：基準1、基準3  
開口部建具：基準1、基準3 主要材：基準1、基準3

### イ. 道具蔵

床面：基準1 壁面：基準2 天井：基準1、基準2  
開口部建具：基準2 主要材：基準1

### ウ. 前蔵

床面：基準1 壁面：基準2 天井：基準1、基準2  
開口部建具：基準2 主要材：基準1

### エ. 酒蔵

床面：基準1 壁面：基準2 天井：基準1、基準2  
開口部建具：基準2 主要材：基準1

### オ. 作業場

床面：基準1 壁面：基準2 天井：基準1、基準2  
開口部建具：基準2 主要材：基準1

### カ. 貯蔵庫

床面：基準1 壁面：基準2 天井：基準1、基準2  
開口部建具：基準2 主要材：基準1

### キ. 麹室

床面：基準1 壁面：基準2 天井：基準1、基準2  
開口部建具：基準2 主要材：基準1

**ク. 精米所・米置き場**

床面：基準1 壁面：基準2 天井：基準1、基準2

開口部建具：基準2 主要材：基準1

**3) 外部****ア. 重要文化財指定建造物**

基礎：基準1、基準3 主要材：基準1、基準3 壁面：基準2、基準3

屋根：基準2、基準3 開口部建具：基準1、基準3

**イ. 表門、塀**

基礎：基準1 主要材：基準1 壁面：基準2 屋根：基準2

開口部建具：基準1

**ウ. 石垣**

石垣：基準1

**エ. 外塀（中庭西側の外壁）**

基礎：基準1 主要部：基準2

**オ. 外壁（東側の板塀）**

基礎：基準1 主要部：基準3

**カ. 内塀**

基礎：基準1 主要部：基準2

**キ. 井戸**

上屋：基準3 ポンプ：基準3 石組：基準1

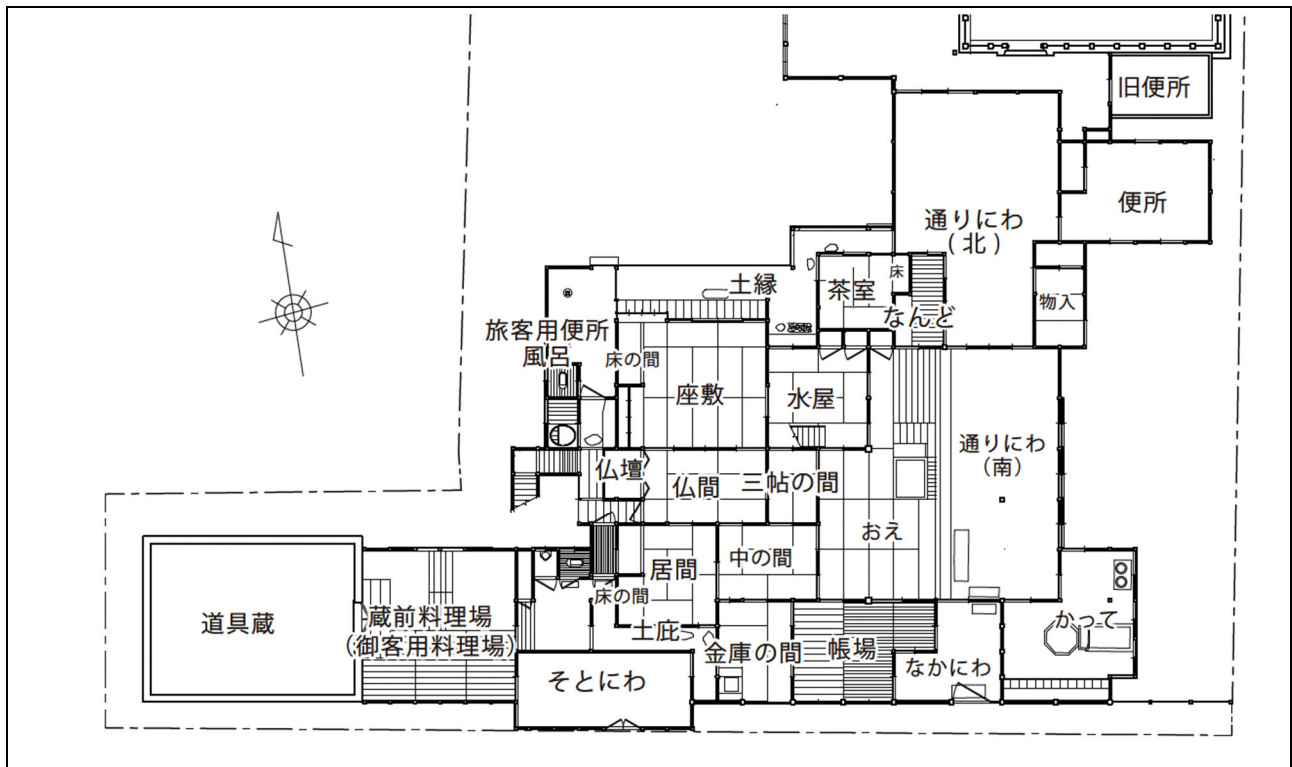


図3. 主屋・道具蔵一階平面図

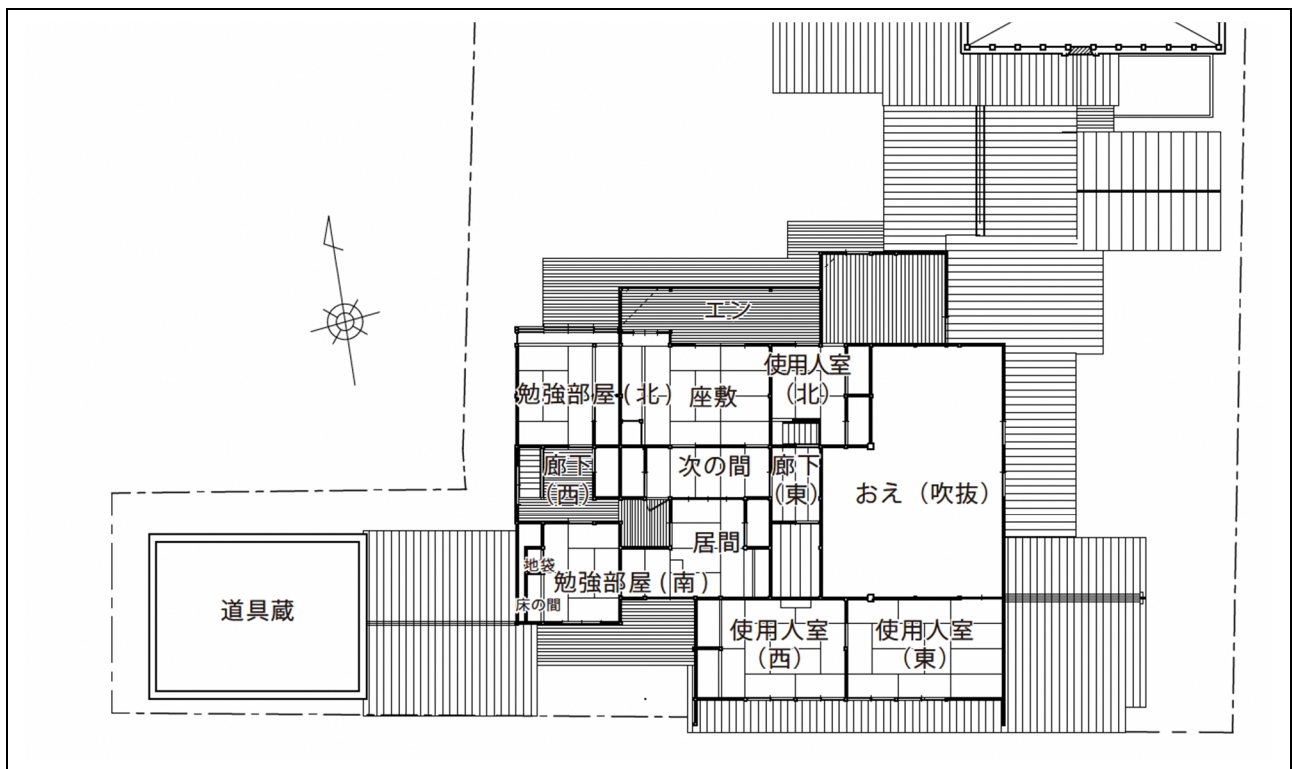


図4. 主屋・道具蔵二階平面図

表2. 喜多家住宅主屋内部 部位の設定リスト

図表番号	部分	部分	部位	基準	備考
	主屋一階	かって	床面	1	
			壁面	2	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1, 4	基準1: 井戸、基準4: 照明
		帳場	床面	1	
			壁面	2	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	基準4: 棚、照明
		なかにわ	床面	1	
			壁面	2	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	基準4: 照明
	おえ	床面	1, 2	基準1: 土間、縁、板床、囲炉裏 基準2: 畳	
		壁面	2		
		天井	1		
		開口部建具	1		
		主要材	1		
		その他	1, 4	基準1: 囲炉裏、自在鉤、衝立、提灯 入れ、基準4: 照明、ベンチ、机、棚	
通りにわ	床面	1			
	壁面	2			
	天井	1, 2	基準1: 垂木、天窓、基準2: 野地板		
	開口部建具	1, 3	基準1: 西面の引戸、欄間障子、格子 戸、基準3: 北面・東面の引戸、ガラ ス戸		
	主要材	1			
	その他	1, 4	基準1: 棚 基準4: 照明、ベンチ、棚		
金庫の間	床面	2			
	壁面	2			
	天井	1			
	開口部建具	1			
	主要材	1			
	その他	1, 4	基準1: 金庫、基準4: 照明		
中の間	床面	2			
	壁面	2			
	天井	1			
	開口部建具	1			
	主要材	1			
	その他	4	基準4: 照明		
		三帖の間	床面	2	

図表番号	部分	部分	部位	基準	備考
	主屋一階		壁面	2	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	—	
	水屋		床面	2	
			壁面	2	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1, 4	基準1 : 箱階段、基準4 : 照明
	茶室		床面	1	
			壁面	2	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1	基準1 : 炉
	居間		床面	1	
			壁面	1	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	基準4 : 照明
	仏間		床面	2	
			壁面	2	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	基準4 : 照明
	座敷		床面	2	
			壁面	2	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	基準4 : 照明
	土縁		床面	1	
			壁面	2	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	—	
	土庇		床面	1	
			壁面	2	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1, 4	基準1 : 便器、基準4 : 照明
	旅客用便所・風呂		床面	1	
			壁面	2	

図表番号	部分	部分	部位	基準	備考
	主屋一階		天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1, 4	基準1：便器、風呂桶、基準4：照明
		蔵前料理場	床面	1, 2	基準1：土間、基準2：板床
			壁面	2	
			天井	1, 2	基準1：根太天井、垂木 基準2：野地板
開口部建具	1				
主要材	1				
その他	1, 4		基準1：階段、基準4：照明		
主屋二階	使用人室 (東)	床面	2		
		壁面	2		
		天井	1, 2	基準1：垂木、母屋、基準2：野地板	
		開口部建具	1		
		主要材	1		
		その他	—		
	使用人室 (西)	床面	2		
		壁面	2		
		天井	1, 2	基準1：垂木、母屋、基準2：野地板	
		開口部建具	1		
		主要材	1		
		その他	—		
	廊下(南)	床面	1		
		壁面	2		
		天井	1		
開口部建具		1			
主要材		1			
その他		—			
廊下(北)	床面	1			
	壁面	2			
	天井	1			
	開口部建具	1			
	主要材	1			
	その他	—			
使用人室 (北)	床面	2			
	壁面	2			
	天井	1			
	開口部建具	1			
	主要材	1			
	その他	1, 4	基準1：手すり、基準4：照明		
あま	床面	2			
	壁面	2			
	天井	1, 2	基準1：垂木、母屋、基準2：野地板		
	開口部建具	1			
	主要材	1			
	その他	—			
居間	床面	2			
	壁面	2			

図表番号	部分	部分	部位	基準	備考	
	主屋二階		天井	1		
			開口部建具	1		
			主要材	1		
			その他	4	基準4：照明	
		居間（廊下）		床面	1	
				壁面	2	
				天井	1	
				開口部建具	1	
				主要材	1	
				その他	—	
		次の間		床面	1, 2	基準1：板床、基準2：畳
				壁面	2	
				天井	1	
				開口部建具	1	
				主要材	1	
				その他	—	
		座敷		床面	2	
				壁面	2	
				天井	1	
				開口部建具	1	
				主要材	1	
				その他	4	基準4：照明
		エン		床面	1	
				壁面	1, 2	基準1：板床、基準2：竹簧
				天井	1	
				開口部建具	1	
				主要材	1	
				その他	1	基準1：手すり
	勉強部屋（南）		床面	2		
			壁面	2		
			天井	1		
			開口部建具	1		
			主要材	1		
			その他	4	基準4：照明	
	廊下（西）		床面	1		
			壁面	2		
			天井	1		
			開口部建具	1		
			主要材	1		
			その他	1, 4	基準1：手すり、基準4：照明	
	勉強部屋（北）		床面	2		
			壁面	2		
			天井	1		
			開口部建具	1		
			主要材	1		
			その他	1, 4	基準1：手すり、基準4：照明	

表3. 喜多家住宅付属屋内部 部位の設定リスト

図表番号	部分	部位	基準	備考
	道具蔵	床面	1	
		壁面	1, 2	基準1:板壁、基準2:土壁
		天井	1	
		開口部建具	1	
		主要材	1	
		その他	—	
	前蔵	床面	1	
		壁面	2	
		天井	1	
		開口部建具	1	
		主要材	1	
		その他	1, 3, 4	基準1:タンク、基準3:補強柱・梁、基準4:照明
	酒蔵一階	床面	1	
		壁面	2, 3	基準2:土壁、基準3:パネル
		天井	1	
		開口部建具	1	
		主要材	1	
		その他	1, 3, 4	基準1:階段・足場、基準3:板囲、基準4:照明
	酒蔵二階	床面	1	
		壁面	2, 3	基準2:土壁、基準3:パネル
		天井	1	
		開口部建具	1	
		主要材	1	
		その他	4	基準4:照明
	作業場	床面	1	
		壁面	2, 3	基準2:土壁、腰板、漆喰壁、基準3:パネル
		天井	1	
		開口部建具	1, 3	基準1:引戸、ガラス窓、基準3:鉄引戸
		主要材	1, 3	基準1:柱・梁、基準3:補強柱
		その他	1, 4	基準1:桶干場・カマド、基準4:照明
	貯蔵庫	床面	1	
		壁面	2	
		天井	1	
		開口部建具	1	
		主要材	1	
		その他	4	基準4:照明
	麴室	床面	3	
		壁面	1, 2, 3	基準1:石壁、基準2:土壁、基準3:内壁
		天井	3	
		開口部建具	3	
		主要材	1	
		その他	—	
	精米所・米置場	床面	1	
		壁面	2	
		天井	1	
		開口部建具	3	
		主要材	1	
		その他	3, 4	基準3:精米機、基準4:照明

表4. 喜多家住宅主屋付属屋外部 部位の設定リスト

図表番号	部分	部位	基準	備考
	主屋（南側）	基礎	1	
		主要材	1	
		壁面	1	
		屋根	1, 2	石棟：基準1、棧瓦：基準2
		開口部建具	1	
		その他	1, 2	サガリ、袖壁：基準1 門、板塀、雨樋：基準2
	主屋（南側）	基礎	1	
		主要材	1	
		壁面	2	
		屋根	2	
		開口部建具	1	
		その他	—	
	主屋（東側）	基礎	1	
		主要材	1	
		壁面	2	
		屋根	2	
		開口部建具	1	
		その他	1	屋外ゴミ箱：基準1
	主屋（西側）	基礎	1	
		主要材	1	
		壁面	2	
		屋根	2	
		開口部建具	1	
		その他	—	
	道具蔵（全面）	基礎	1	
		主要材	1	
		壁面	2	
		屋根	2	
		開口部建具	1	
		その他	—	
	前蔵（全面）	基礎	1	石垣：基準1
		主要材	1	
		壁面	2, 3	漆喰壁：基準2、トタン板：基準3
		屋根	2	
		開口部建具	1	
		その他	—	
	酒蔵（全面）	基礎	1	
		主要材	1	
		壁面	2	
		屋根	2	
		開口部建具	1, 3	鉄格子、格子、窓：基準1、引戸：基準3
		その他	—	
	作業場（全面）	基礎	1	
		主要材	1	
		壁面	2	
		屋根	2	
		開口部建具	1, 3	格子、窓：基準1、掃出窓：基準3

図表番号	部分	部位	基準	備考
		その他	—	
	貯蔵庫（全面）	基礎	1	
		主要材	1	
		壁面	1, 2	腰壁：基準1、漆喰壁、下見板張：基準2
		屋根	2	
		開口部建具	1	
		その他	—	
	麴室（全面）	基礎	1	
		主要材	1	
		壁面	1, 2	石壁：基準1、下見板張：基準2
		屋根	2	
		開口部建具	1	
		その他	—	
	精米所・米置場 （全面）	基礎	1	
		主要材	1	
		壁面	2	
		屋根	2	
		開口部建具	1	
		その他	—	
	石垣	石組	1	
	外塀（中庭西側）	基礎	1	
		主要部	2	
		その他	—	
	外塀（南側屋外作 業場東側）	基礎	1	
		主要部	3	
		その他	—	
	内塀	基礎	1	
		主要部	2	
		その他	—	
	井戸	上屋	3	
		ポンプ	3	
		石組	1	

天井（垂木、野地板）基準 1

開口部建具（引戸、障子、ガラス窓）基準 1



床面（土間）基準 1

主要材（柱、梁）基準 1

その他（照明）基準 4

壁面（鼠漆喰壁）基準 2

主屋一階（かつて）部位の設定

天井（根太天井）基準 1

開口部建具（引戸、障子、ガラス窓）基準 1

その他（照明）基準 4



床面（板床）基準 1

主要材（柱、梁）基準 1

その他（棚）基準 4

壁面（板壁、鼠漆喰壁）基準 2

主屋一階（ちょうば）部位の設定

天井（根太天井）基準 1	主要材（柱、梁）基準 1	壁面（鼠漆喰壁、板壁）基準 2	その他（照明）基準 4
--------------	--------------	-----------------	-------------



床面（土間）基準 1	開口部建具（引戸、蔀戸、ガラス窓、欄間障子、格子）基準 1
------------	-------------------------------

主屋一階（なかにわ）部位の設定

天井（垂木、野地板）基準 1	主要材（柱、梁）基準 1	壁面（漆喰壁）基準 2	その他（照明）基準 4
----------------	--------------	-------------	-------------

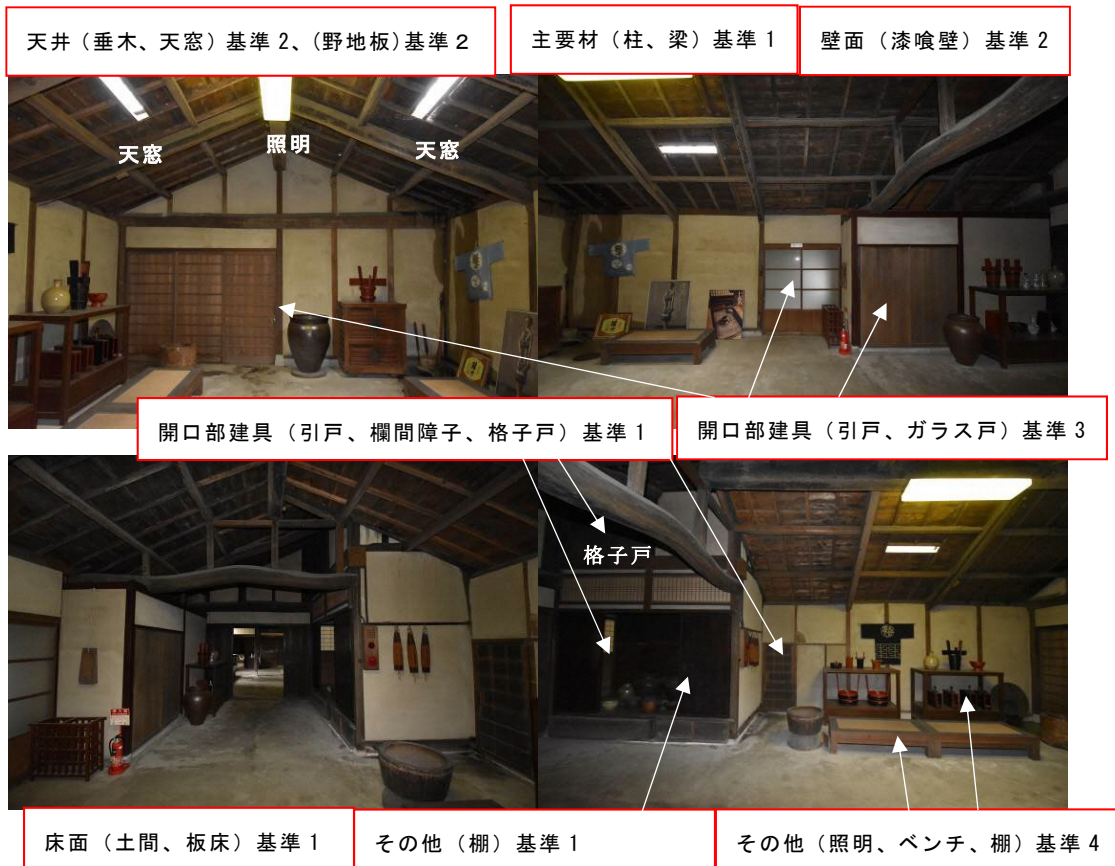


その他（ベンチ、机、棚）基準 4	その他（囲炉裏、自在鉤、衝立、提灯入れ）基準 1
------------------	--------------------------



床面（土間、縁、板床、囲炉裏）基準 1	床面（畳）基準 2	開口部建具（引戸、蔀戸、ガラス窓、欄間障子）基準 1
---------------------	-----------	----------------------------

主屋一階（おえ）部位の設定



主屋一階（通りにわ）部位の設定



主屋一階（金庫の間）部位の設定



主屋一階（中の間）部位の設定



主屋一階（三帖の間）部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準1

開口部建具（障子、襖）基準1

その他（照明）基準4



床面（畳、板床）基準2

その他（箱階段）基準1

主要材（柱、梁）基準1

壁面（土壁）基準2

主屋一階（水屋）部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準1

開口部建具（引戸、障子）基準1

その他（炉）基準1



床面（畳）基準2

主要材（柱、梁）基準1

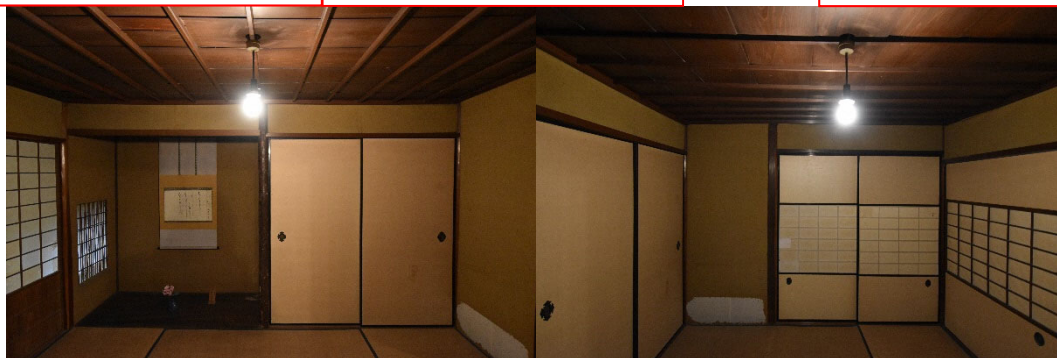
壁面（土壁）基準2

主屋一階（茶室）部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準 1

開口部建具（障子、襖）基準 1

その他（照明）基準 4



床面（畳）基準 2

主要材（柱、梁）基準 1

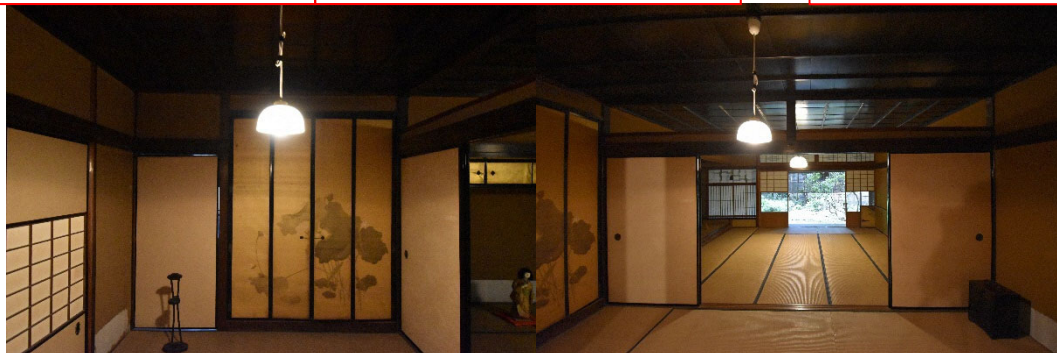
壁面（土壁）基準 2

主屋一階（居間）部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準 1

開口部建具（障子、襖、折戸）基準 1

その他（照明）基準 4



床面（畳）基準 2

主要材（柱、梁、長押）基準 1

壁面（土壁）基準 2

主屋一階（仏間）部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準 1

開口部建具（障子、襖）基準 1

その他（照明）基準 4



床面（畳）基準 2

主要材（柱、梁、長押）基準 1

壁面（土壁）基準 2



主屋一階（座敷）部位の設定

天井（垂木、野地板）基準 1

主要材（柱、梁、軒桁）基準 1

壁面（土壁）基準 2



靴脱石

靴脱石



下地窓

下地窓

床面（土間、板縁、靴脱石）基準 1

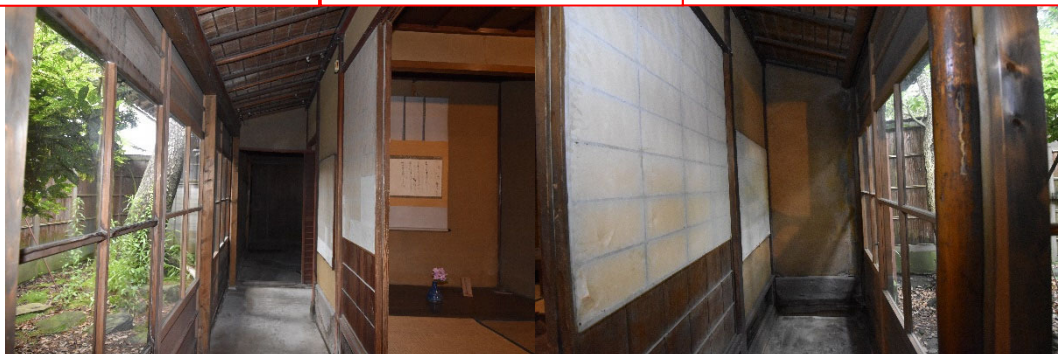
開口部建具（引戸、ガラス窓、下地窓）基準 1

主屋一階（土縁）部位の設定

天井（垂木、天井板）基準 1

主要材（柱、梁、軒桁）基準 1

開口部建具（引戸、ガラス窓、下地窓）基準 1



床面（土間、靴脱石）基準 1

壁面（土壁）基準 2

その他（便器）基準 1

その他（照明）基準 4

主屋一階（土庇）部位の設定

天井（垂木、野地板、天井板）基準 1

主要材（柱、梁）基準 1

開口部建具（引戸、扉、ガラス窓）基準 1



床面（土間、靴脱石、板縁）基準 1

壁面（土壁）基準 2

その他（便器、風呂桶）基準 1

その他（照明）基準 4

主屋一階（御客用便所・風呂）部位の設定

天井（根太天井）基準 1

主要材（柱、梁）基準 1

開口部建具（引戸、窓）基準 1



床面（土間）基準 1（板床）基準 2

壁面（土壁）基準 2

その他（階段）基準 1

その他（照明）基準 4

主屋一階（蔵前料理場）部位の設定

天井（垂木、母屋）基準1、（野地板）基準2

開口部建具（襖、障子、ガラス窓）基準1



床面（板床）基準2

主要材（柱、梁）基準1

壁面（土壁）基準2

主屋二階（使用人室（東））部位の設定

天井（垂木、野地板）基準1、（野地板）基準2

開口部建具（襖、障子、窓）基準1



床面（畳）基準2

主要材（柱、梁）基準1

壁面（土壁）基準2

主屋二階（使用人室（西））部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準 1

開口部建具（襖）基準 1



床面（板床）基準 1

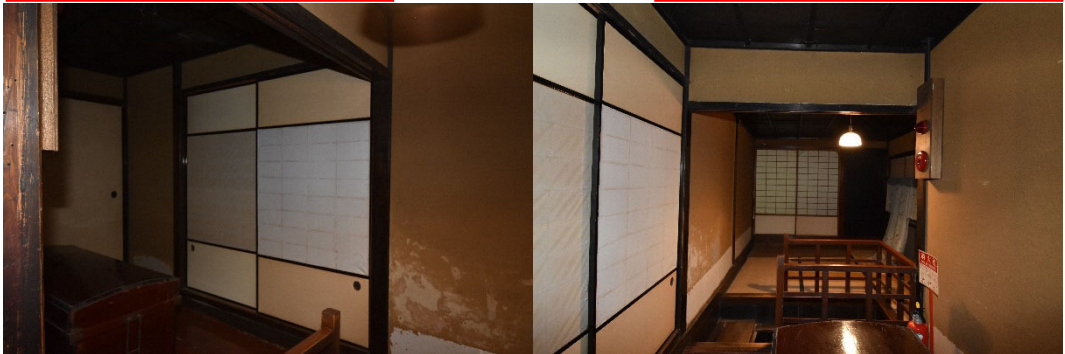
主要材（柱、梁）基準 1

壁面（土壁）基準 2

主屋二階（廊下（南））部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準 1

開口部建具（襖、障子）基準 1



床面（板床）基準 1

主要材（柱、梁）基準 1

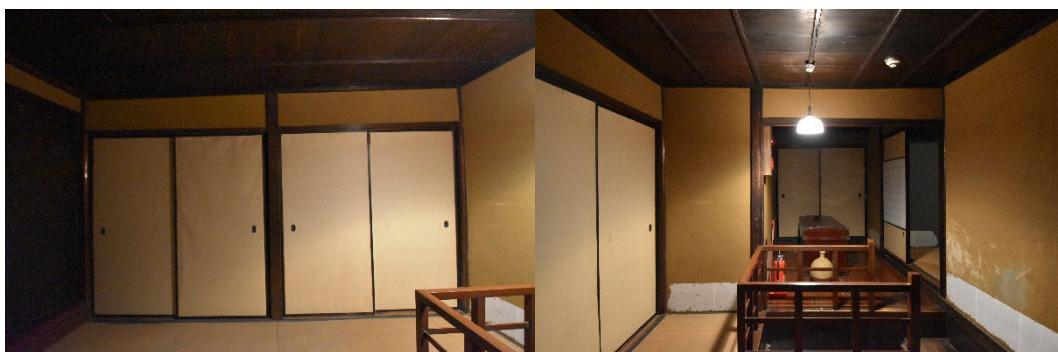
壁面（土壁）基準 2

主屋二階（廊下（北））部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準 1

その他（照明）基準 4

開口部建具（引戸、襖、障子）基準 1



床面（畳）基準 2

主要材（柱、梁）基準 1

その他（手すり）基準 1

壁面（土壁）基準 2

主屋二階（使用人室（北））部位の設定

天井（垂木、母屋）基準 1、（野地板）基準 2

開口部建具（引戸、窓）基準 1



床面（板床）基準 2

主要材（柱、梁）基準 1

壁面（土壁）基準 2

主屋二階（あま）部位の設定



主屋二階（居間）部位の設定



主屋二階（居間（廊下））部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準 1

開口部建具（襖、障子）基準 1



床面（板床）基準 1、（畳）基準 2

主要材（柱、梁）基準 1

壁面（土壁）基準 2

主屋二階（次の間）部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準 1

その他（照明）基準 4

開口部建具（襖、障子）基準 1



床面（畳）基準 2

主要材（柱、梁、長押）基準 1

壁面（土壁）基準 2

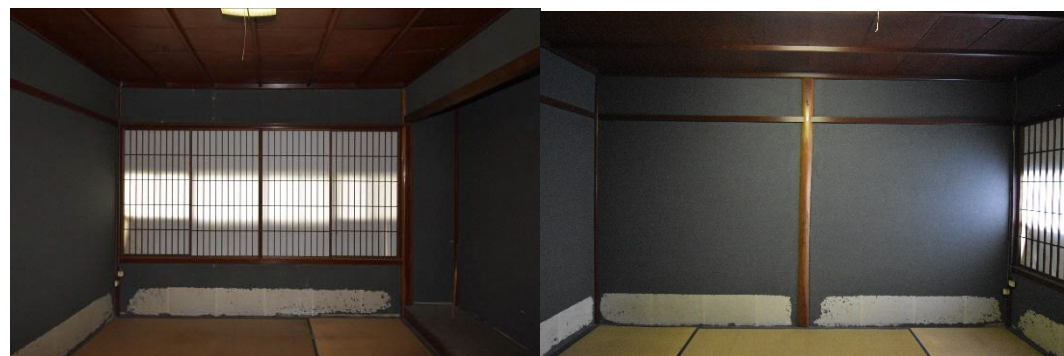
主屋二階（座敷）部位の設定



床面（板床）基準 1、（竹簀）基準 2	その他（手すり）基準 1	開口部建具（障子、ガラス窓）基準 1
---------------------	--------------	--------------------

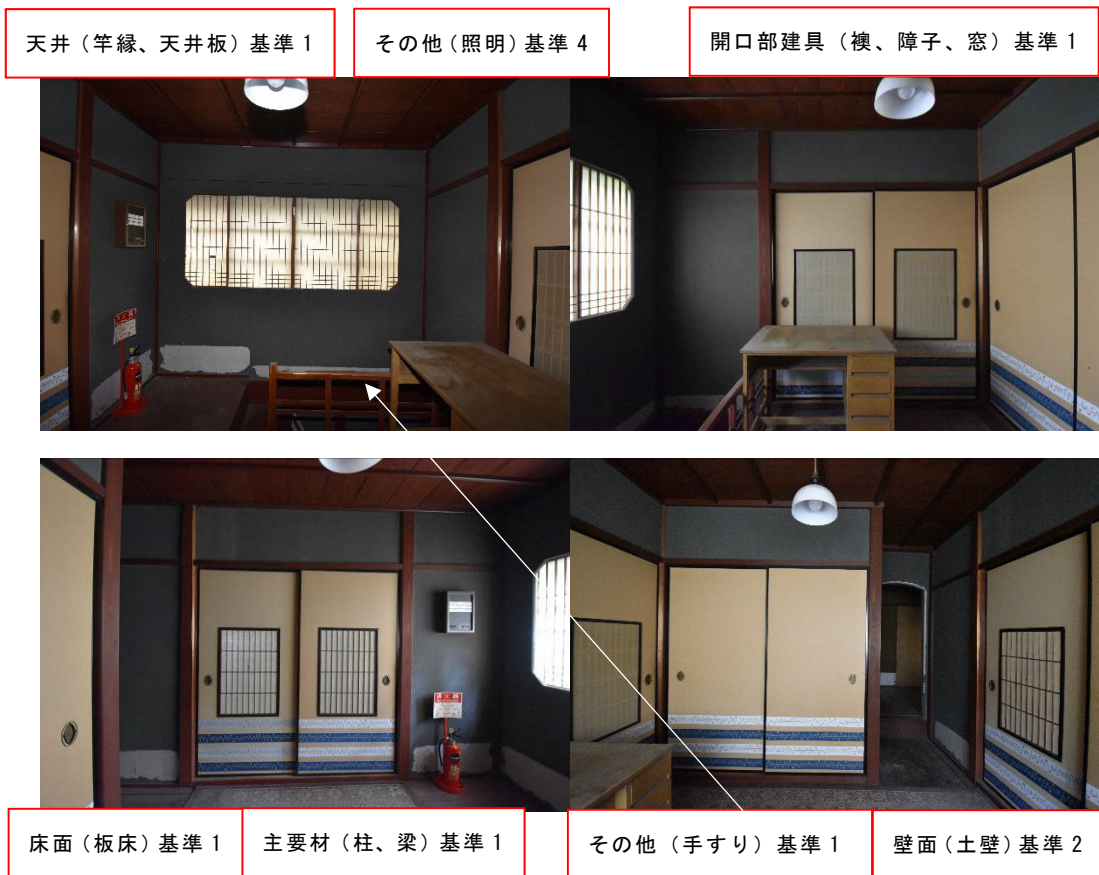
主屋二階（エン）部位の設定

天井（竿縁、天井板）基準 1	その他（照明）基準 4	開口部建具（襖、障子、ガラス窓）基準 1
----------------	-------------	----------------------



床面（畳）基準 2	主要材（柱、梁）基準 1	壁面（土壁）基準 2
-----------	--------------	------------

主屋二階（勉強部屋・南）部位の設定



主屋二階（廊下（西））部位の設定



主屋二階（勉強部屋・北）部位の設定

天井（根太、垂木、野地板）基準1

開口部建具（土戸、障子、引戸）基準1



床面（板床）基準1

主要材（柱、梁）基準1

壁面（板壁）基準1、（土壁）基準2

道具蔵 部位の設定

天井（垂木、野地板）基準1

その他（照明）基準4

開口部建具（引戸）基準1



その他（タンク）基準1（補強柱・梁）基準3

床面（土間）基準1

主要材（柱、梁）基準1

壁面（土壁）基準2

前蔵 部位の設定



酒蔵一階 部位の設定



酒蔵二階 部位の設定

天井（垂木、野地板、煙出し）基準 1

壁面（土壁、腰板）基準 2

開口部建具（引戸、窓）基準 1



その他（カマド）基準 1

開口部建具（鉄引戸）基準 3

壁面（板壁）基準 3

その他（照明）基準 4（タンク）基準 1



床面（土間）基準 1

主要材（柱、梁）基準 1（補強柱）基準 3

その他（桶干場）基準 1



天井（天井板、竿縁）基準 1

壁面（漆喰壁）基準 1

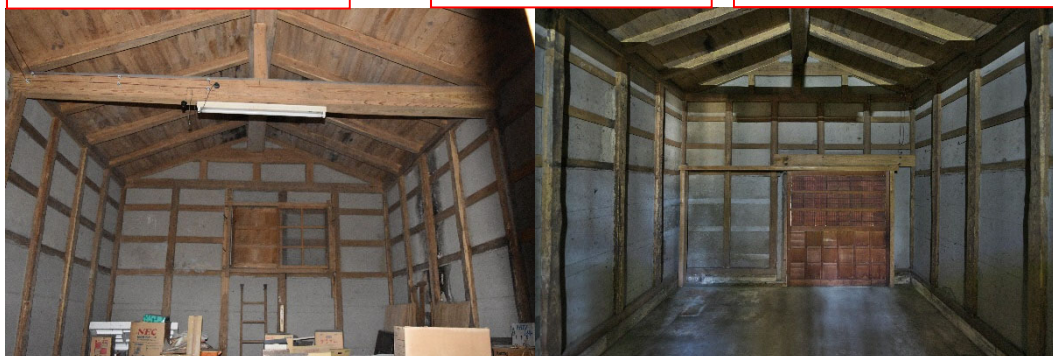
開口部建具（引戸、ガラス窓）基準 1

作業場 部位の設定

天井（垂木、野地板）基準 1

その他（照明）基準 4

開口部建具（引戸）基準 1



床面（土間）基準 1

主要材（柱、梁）基準 1

壁面（土壁）基準 2

貯蔵庫 部位の設定

天井（垂木、野地板、天井板）基準 3

開口部建具（開戸）基準 3



床面（土間、板床）基準 3

主要材（柱、梁）基準 1

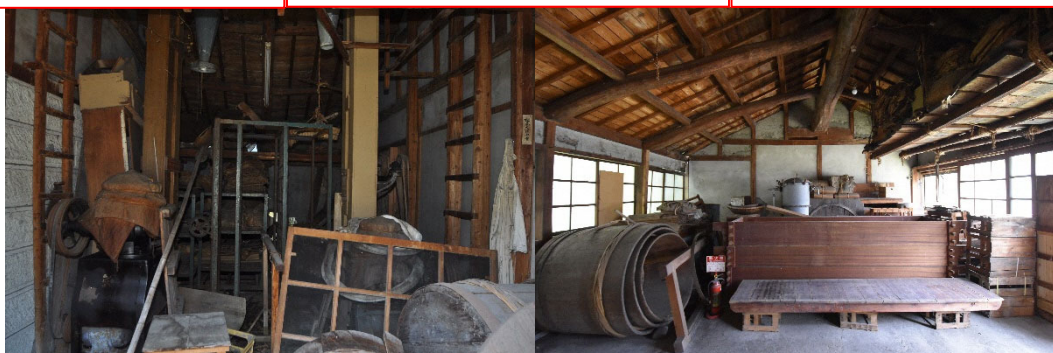
壁面（石壁、土壁）基準 2、（内壁）基準 3

翹室 部位の設定

天井（垂木、野地板）基準 1

その他（精米機）基準 3（照明）基準 4

開口部建具（引戸、窓）基準 1



床面（土間）基準 1

主要材（柱、梁）基準 1

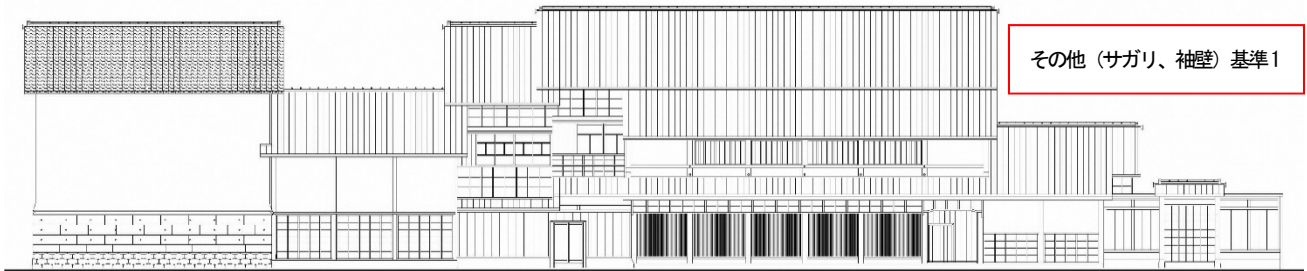
壁面（土壁）基準 2

精米所・米置場 部位の設定

屋根（石棟）基準1、（棧瓦）基準2

開口部建具（大戸、格子、窓）基準1

その他（雨樋）基準2



その他（サガリ、袖壁）基準1

基礎（石垣、布石、土台）基準1

壁面（漆喰壁、下見板、腰石）基準2

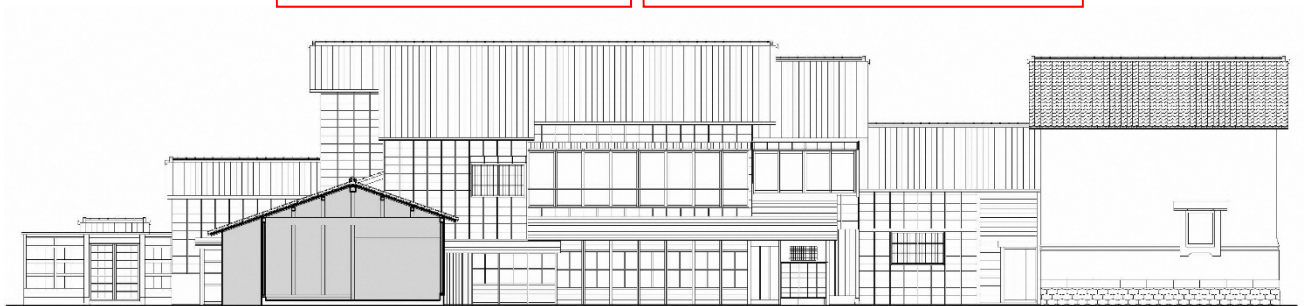
主要材（柱）基準1

その他（板塀、門）基準2

喜多家主屋・道具倉南側立面 部位の設定

屋根（棧瓦、銅板、板庇）基準2

開口部建具（引戸、鉄格子、窓）基準1



主要材（柱）基準1

壁面（下見板、漆喰壁、腰石）基準2

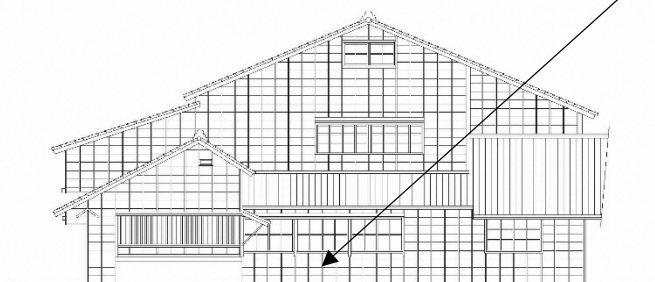
基礎（布石、石垣）基準1

喜多家主屋・道具倉北側立面 部位の設定

屋根（棧瓦）基準2

開口部建具（引戸、格子、窓）基準1

その他（屋外ゴミ箱）基準1



基礎（布石）基準1

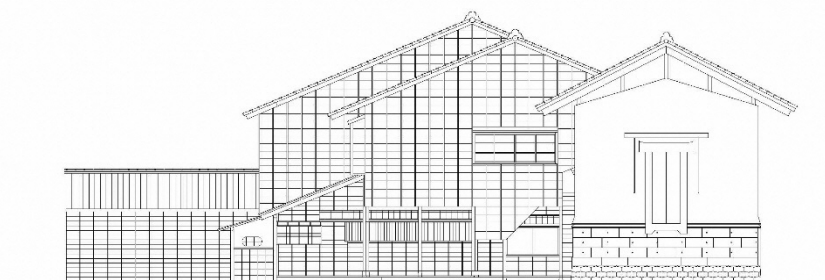
主要材（柱）基準1

壁面（下見板）基準2

喜多家主屋・道具倉東側立面 部位の設定

屋根（棧瓦）基準2

開口部建具（鉄格子、窓）基準1



主要材（柱）基準1

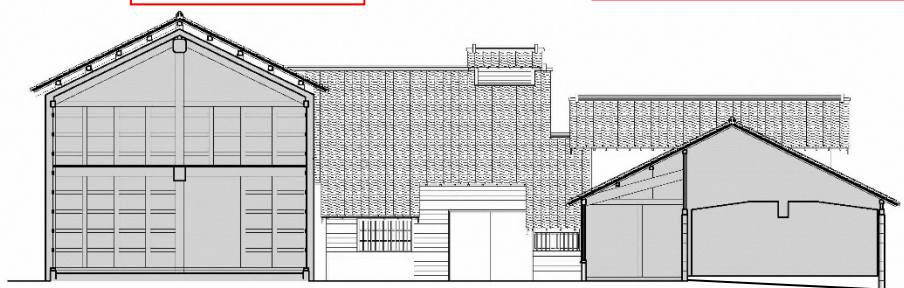
壁面（下見板、漆喰壁、腰石）基準2

基礎（布石、石垣）基準1

喜多家主屋・道具倉西側立面 部位の設定

屋根（棧瓦）基準2

開口部建具（格子、窓）基準1



基礎（布石）基準1

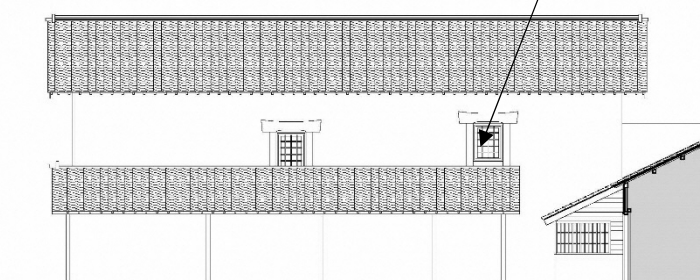
主要材（柱）基準1

壁面（下見板、漆喰壁、モルタル壁）基準2

作業場北側立面 部位の設定

屋根（棧瓦）基準2

開口部建具（鉄格子、格子、窓）基準1



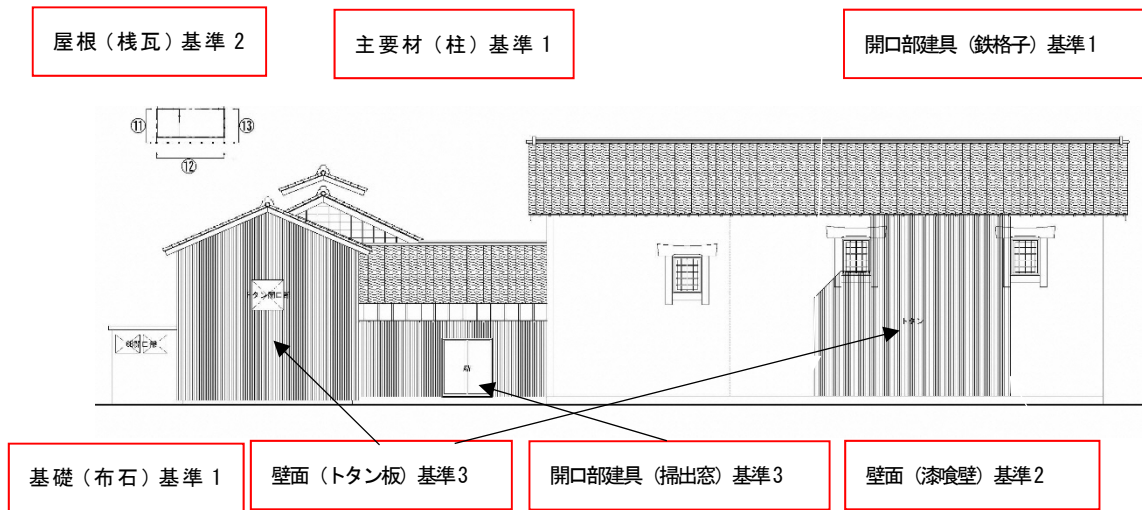
開口部建具（引戸）基準3

基礎（布石）基準1

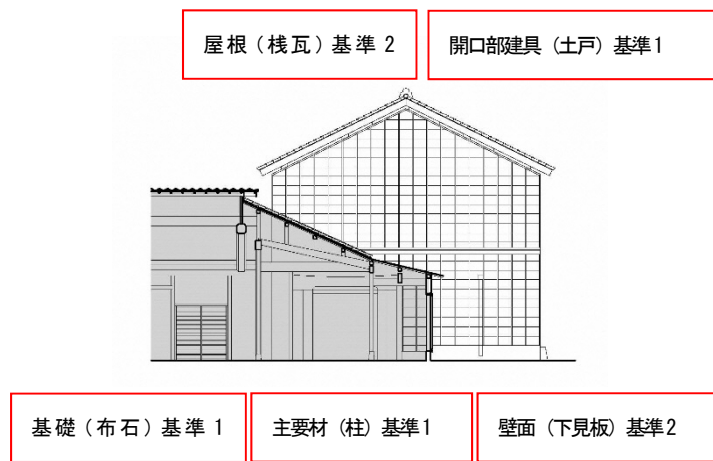
主要材（柱）基準1

壁面（漆喰壁、下見板）基準2

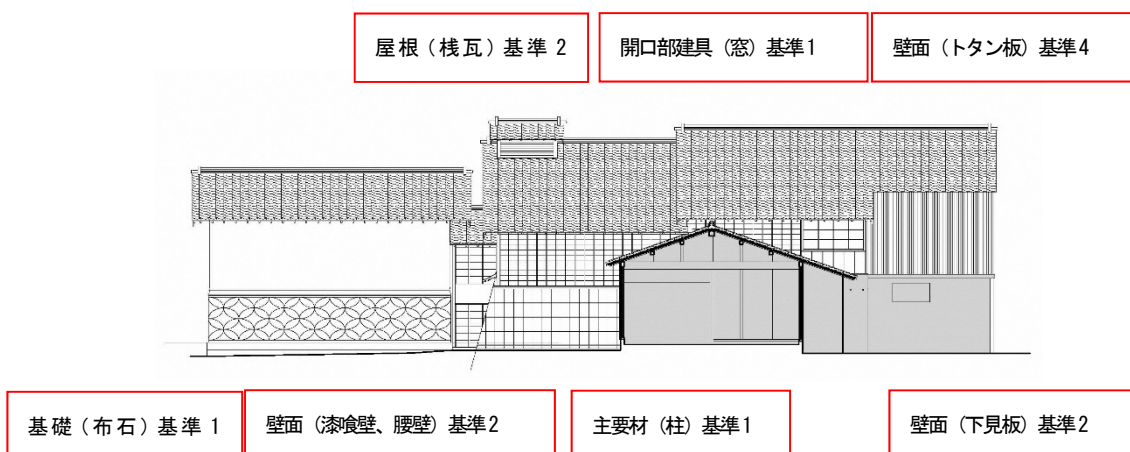
酒蔵西側立面 部位の設定



酒蔵・作業場・前蔵東側立面 部位の設定



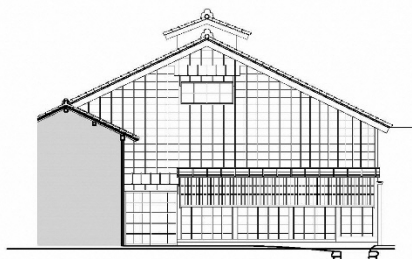
酒蔵南側立面 部位の設定



貯蔵庫・作業場南側立面 部位の設定

屋根（棧瓦）基準 2

開口部建具（格子、窓、引戸）基準 1



基礎（布石）基準 1

主要材（柱）基準 1

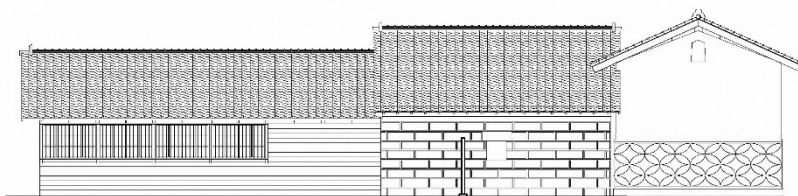
壁面（下見板）基準 3

作業場西側立面 部位の設定

屋根（棧瓦）基準 2

壁面（石壁）基準 1

開口部建具（鉄格子、窓）基準 1



基礎（布石）基準 1

主要材（柱）基準 1

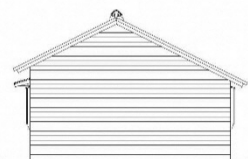
壁面（下見板）基準 2

壁面（漆喰壁、腰壁）基準 2

貯蔵庫・麴室・精米所・米置場西側立面 部位の設定

屋根（棧瓦）基準 2

壁面（下見板）基準 2



屋根（棧瓦）基準 2

開口部建具（鉄格子、窓）基準 1



基礎（布石）基準 1

主要材（柱）基準 1

精米所・米置場北側立面 部位の設定

壁面（下見板）基準 2

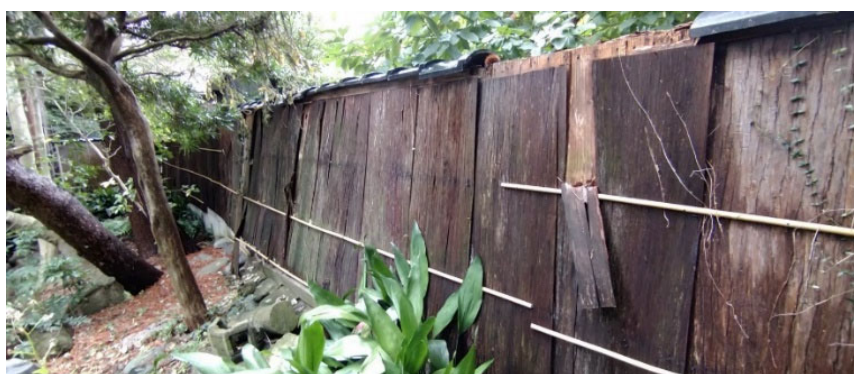
主要材（柱）基準 1

精米所・米置場東側立面 部位の設定



石組（石垣）基準 1

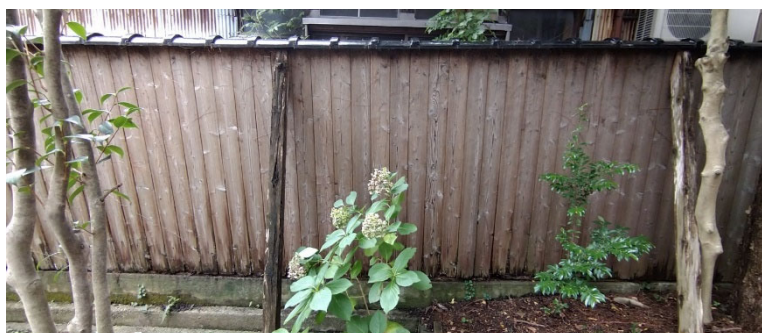
石垣 部位の設定



基礎（布石）基準 1

主要部（柱）基準 2

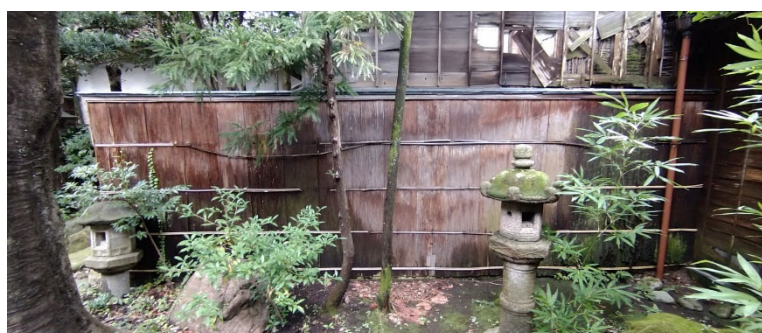
外塀（中庭西側） 部位の設定



基礎（布石）基準 1

主要部（柱）基準 3

外塀（南側屋外作業場 東側） 部位の設定



基礎（布石）基準 1

主要部（柱）基準

内塀 部位の設定



上屋 基準 3



石組 基準 1



ポンプ 基準 3

井戸 部位の設定

### 3. 管理計画

#### (1) 管理体制

令和2年度の公有化にともない、野々市市が管理者として、日中には管理人を常駐させ、管理運営を行っている。

#### (2) 管理方法

##### 1) 保存環境の管理

##### ア. 清掃・整頓に関する事項

当面は管理人により、日常的な清掃・整頓を行う。

##### イ. 日照・通風

当面は管理人により、日常的な窓の開閉を行う。

##### ウ. 蟻害・害虫・腐食防止

市職員と県の文化財パトロールによる点検を行いつつ、蟻害、害虫、腐食防止に努める。

##### エ. 風水雪害

当面は市職員や管理人により、日常的な点検を行う。災害発生時の対応については、第4章防災計画で別途定める。

##### オ. 毀損・盗難・防火等の事故防止

当面は管理人による施錠管理とし、放火等の防止のため、市職員や管理人による巡回および地域住民による日頃からの不審者への声かけを行う。第4章の防災計画に基づき、放火・防犯対策を講じる。

##### 2) 建造物の維持管理

修理届を要しない小規模な修繕及び維持補修などの日常管理のための行為について、以下の区分ごとに整理する。なお、補修を行う際は記録をとり、今後の保存修理の参考資料とする。

##### ア. 基礎

建物地盤を適切に維持するため、建造物周りの清掃や樹木や雑草などの手入れに努めるだけでなく、滞水しないよう側溝等を整備する。

##### イ. 縁回り及び床下

縁下には物を入れず、また置かないようにする。

##### ウ. 外壁

土壁は亀裂や破損、剥離箇所などの発見に努め、発見された場合は適宜補修を行う。大規模な毀損が発見された場合は、保存修理を実施する。

**エ. 内壁**

亀裂の発見に努め、発見された場合は適宜補修を行う。

**オ. 床及び畳**

板床や畳、土間等の床の上は、物を引きずらないようにする。

土間は、日常的に清掃を行い、維持管理に努める。

板床や畳は月1回掃き掃除を実施する。また、畳は湿気ないようにその発見に努める。手縫いの畳床は、必要に応じて締め直しを行う。

**カ. 屋根及び雨どい**

瓦屋根の亀裂や欠落の発見に加え、雨漏りの発見に努め、発見された場合は適宜補修を行う。また、雨どいの機能を維持するため、清掃とともに破損や脱落などの発見に努め、適宜補修を行う。

**キ. 建具**

引戸等を開閉する際は、日ごろから丁寧に取り扱うとともに、敷居や鴨居の清掃に努める。

## 4. 修理計画

### (1) 当面必要な維持管理の措置

下記(2)の示す通り、本計画策定後に保存修理事業を想定していることから、それまでは適切な維持管理に努める。

### (2) 今後の保存修理計画

経年劣化による損傷が進行していることから、本計画策定後に保存修理事業を実施する。

これまで根本的な修理が行われていなかったため、今回の修理事業では、各種調査の結果を踏まえ、建物の現状に応じた必要な修理を実施する。

保存修理事業の実施後は、適切な維持管理に努めつつ、経年劣化による対応が必要になった際は、保存修理事業を実施し、後世へ引き継ぐこととする。

#### 1) 主屋

これまで根本修理が行われておらず、柱の傾斜や経年劣化が進行しているため、部分修理もしくは半解体以上の修理を実施し、適切に部材の取り替えを行う。

また、耐震診断を実施の上、耐震改修の検討をする。

劣化に伴う保存修理、排水の改善などに対応した環境整備を実施する。

#### 2) 道具蔵

外壁の補修を行う。

#### 3) 前蔵

外壁の劣化状況に応じて、土壁、漆喰塗りを掻き落としの上、塗り直しを行う。天井の補修と適切な構造補強、及び屋根瓦の葺き直しを行う。

#### 4) 酒蔵

外壁の劣化状況に応じて、土壁、漆喰塗りを掻き落としの上、塗り直しを行う。適切な構造補強、及び屋根瓦の葺き直しを行う。下屋についても、適切な構造補強、及び屋根瓦の葺き直しを行う。

#### 5) 作業場

適切な構造補強、及び屋根瓦の葺き直しを行う。建具の修理、検査室内部の塗装の塗り直し、破損した軒の修理を行う。

#### 6) 貯蔵庫

外壁の劣化状況に応じて、土壁、漆喰塗りを掻き落としの上、塗り直しを行う。適切な構造補強、及び屋根瓦の葺き直しを行う。

#### 7) 麴室

石壁の補修、および解体した屋根の復原整備を行う。

## 8) 精米所・米置場

外壁の劣化状況に応じて、柱の補修および外壁の貼り替えを行う。破損した精米所の屋根を補修する。適切な構造補強、及び屋根瓦の葺き直し、建具の修理を行う。

## 9) 表門・塀

劣化状況に応じて基礎石材、構造材の補強、外壁の貼り替えを行う。

## 10) 石垣

クスノキは伐採し、石垣のふくらみの大きな部分については積み直しを行う。

## 11) 外塀

中庭西側の外塀については、基礎石の不陸の修正を行う。板塀は木戸部分を含め劣化状況に応じて構造材および仕上材の取り替えを行う。また瓦の欠損部分は補修する。転倒防止の支えは、材料の取り替えを含め適切な構造補強を行う。

南側屋外作業場の東側の外塀は、転倒防止の支えについて、材料の取り替えを含め適切な構造補強を行う。

## 12) 内塀

仕上材の劣化状況に応じて破損部分の修理、貼り直しを行う。

## 13) 井戸

現在目立った損傷などはないが、今後の改修等によって石組みが確認できた場合は、状況に合わせて適切な補修を行う。

## 第3章 環境保全計画

本章では、重要文化財に指定されている建造物の適切な管理とともに、歴史的風致や景観等を維持・形成するための環境保全を行うため、敷地全体及び重要文化財に指定されていない建造物の保護の方針を定める。

### 1. 環境保全の現状と課題

#### (1) 現状

敷地内のまとまった広さのある屋外空間は、7ヶ所存在する。庭園的なしつらえのものは2ヶ所、作業場としての機能を持つものが2ヶ所、用途が不明確ながらまとまった広さがある空地が3ヶ所ある。（図1 喜多家の屋外空間位置図）

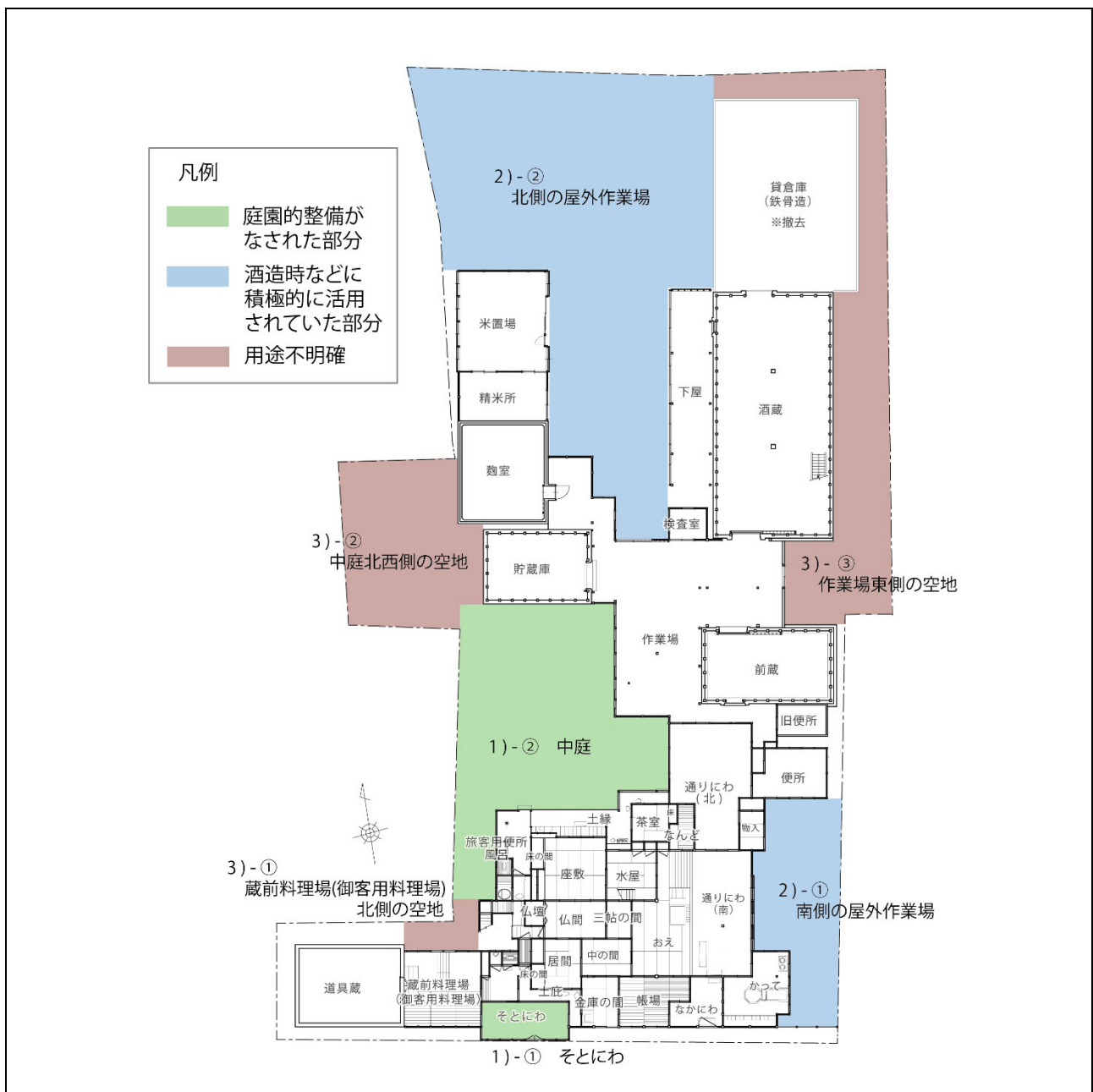


図1. 喜多家の屋外空間位置図

## 1) 庭園

庭園は居間の南西側に1ヶ所、座敷の北側に1ヶ所設えられている。

### ア. そとにわ

この庭は、居間の南西に位置する。南北2.5メートル、東西6.1メートル、広さ約16平方メートルの平坦な庭で、南側の通り沿いには高さ約2メートルの板塀が設けられている。西側には通りの側溝から引き入れた水路が北に向かって伸びる。現在、通りの側溝を含め水は流れていない。

庭園北東角には灯籠の竿がひとつ見られる。また西側の水路護岸の玉石積みがあり、ホゾを切った笏谷石と思われる柱基礎の石がある。水路沿いに塀が設えてあったものと思われる。南側の通り沿いの板塀には観音開きの門が設けられ、土縁からこれに向かって飛石が打たれている。土縁沿いには帳場、金庫の間、蔵前料理場（御客用料理場）が繋がっており、通りから荷を出し入れするよう使われたものと思われる。植栽は庭園南西部に大きなクロマツ、南東部にキンモクセイ、アオキが植えられている。



写真1 そとにわ

居間の上座から眺めた際には北東角の小さな灯籠と南東角の植栽（キンモクセイ、アオキ）がろうじて見える。南西角に生育する大きなクロマツの幹を眺めることはできない。板塀の扉や飛石の形態から、鑑賞ではなく居間と帳場隣の部屋の灯りとり、土蔵への物の搬出入、雪溜を目的とした実用的な庭空間であるといえる。

### イ. 中庭

この庭は座敷の北側に広がる屋敷の主庭である。座敷前の土縁から眺められる部分で東西15.6メートル、南北16.0メートル、広さ192.2平方メートルある。中央には池、北西に築山が設えられた池泉回遊式の庭園であり、東側に茶室前の露地が広がる。土縁からは見えないが、座敷西側の旅客用便所・風呂西側に幅2メートルほどの庭園のしつらえが広がる。

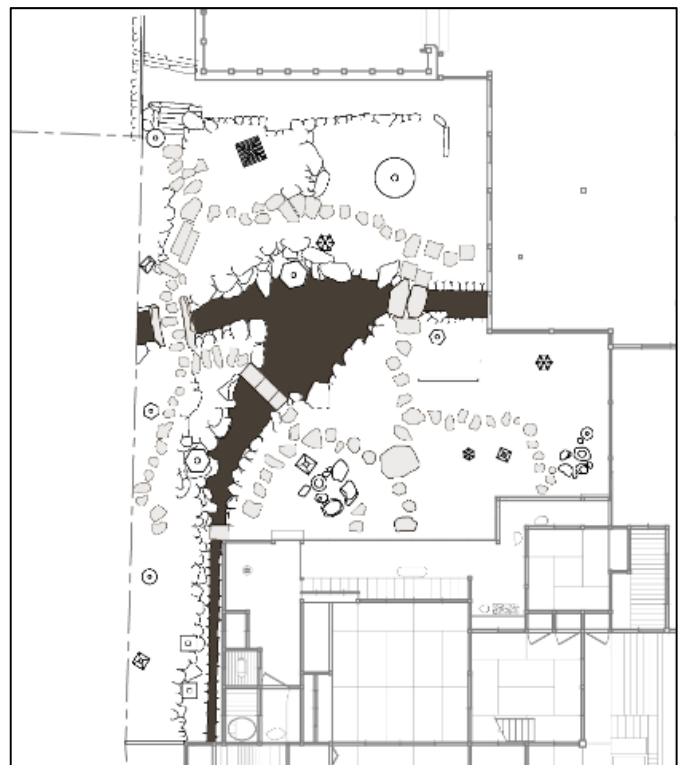


図2 中庭配置図

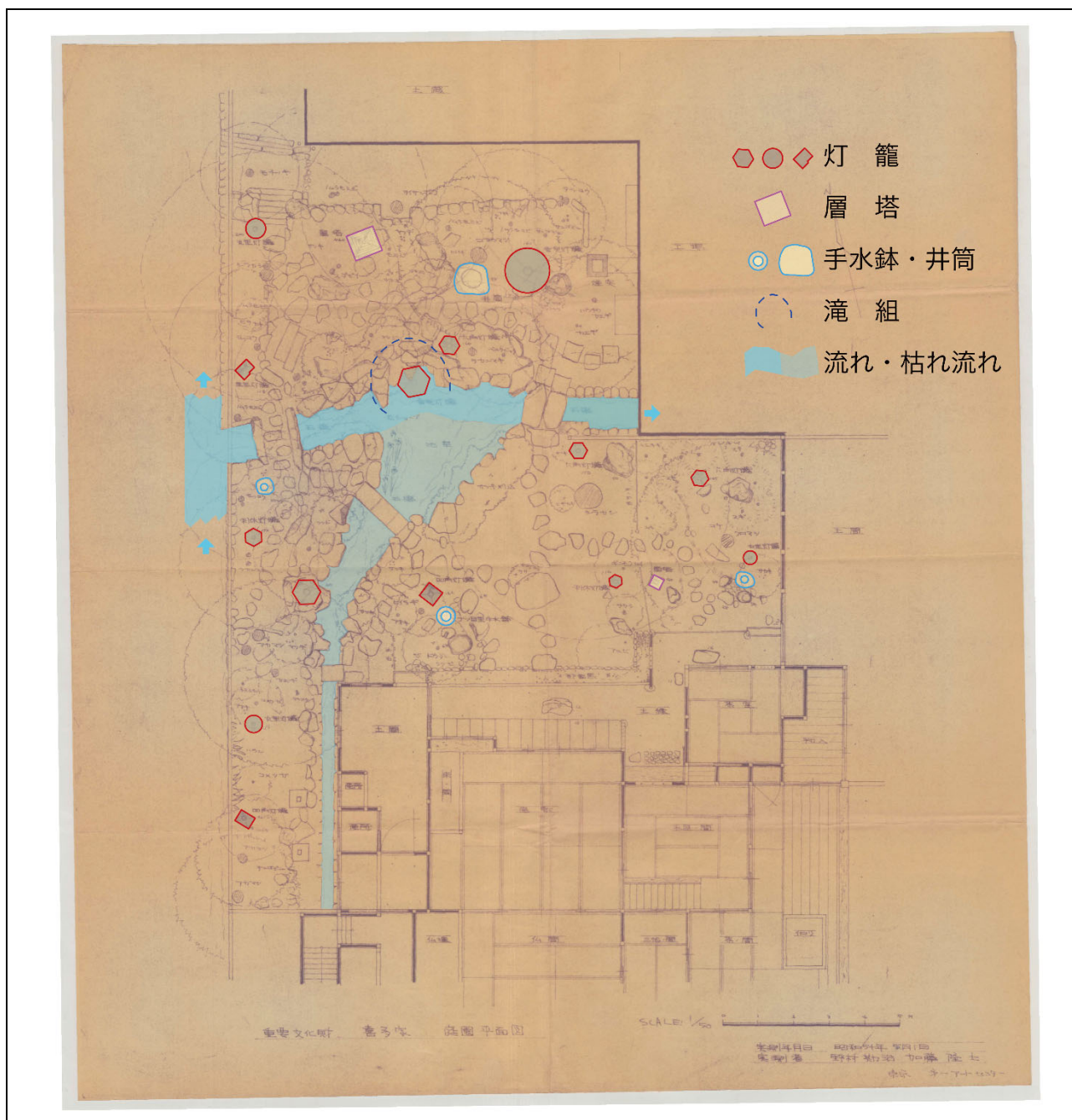


図3. 中庭石造物・流れ・石組み（昭和54年度庭園調査より）

池には二筋の水路が流れ込む。建物西側の狭い部分を通って南西側から細いものが、西から太いものが入る。合流する部分が広く作られ、池に見立てた形となっている。南西側の細い水路南側道路側溝に水の取り入れ口がある。道路の排水側溝であり、普段は水流が無く水が流れ込みにくい形態となっていることが確認できた。前所有者からの伝聞によると50年以上にわたり水の流れはない。現状では水路及び池部分には土砂が堆積し、草が繁茂しかけた状態である。西側からの太い水路は、敷地西側に沿って南から北に流れる農業用水を角落としの堰により分岐したものである。現在でも用水の水位が高い際には水深は3～4センチメートル程度で庭園内を流れる様子が確認できた。水路北側の石組や雪見灯籠の脚部分の水流による変色が、それよりは15センチメートルほど高いことや、水路が流れ込む作業場屋内で作業に使用されていたことから、かつては多量の水が流れていたものと思われる。



写真2 座敷から北西方向



写真3 庭中央から西方向

石組はこれらの二筋の水路の北側に据えられている。手前の細い水路にかかる橋の西側には、土縁前に置かれた蹲の背景を作るように大きな石が据えられている。正面の築山部分には様々な色の石が組まれている。使われている石の多くは丸みを帯びた優しいものながら、侵食の跡を見せる表情豊かなものが使われている。太い水路にかかる西側の石橋の袖は、自然石の表情が見えるものとなっており、この正面石組と連続した眺めを作っている。また中央部に置かれた雪見灯籠に隠れてはいるが、滝組が見られる。錆びた鉄管が天端の石の間に設けられていることから、かつては水を落としていた様子が窺える。細い水路にかかる石橋は、石管を半割りにしたものを脚として平板石を乗せた凝ったものとなっている。築山の背後は座敷から見えないが、玉石積みが設けられている。石組などに様々な色の石が用いられ、園路途中に筏に組まれた石もあり、この地域の造園技術の特徴が見られる。



写真4 築山の石組と雪見灯籠



写真5 太い水路にかかる石橋



写真6 細い水路にかかる石橋



写真7 滝組上部の鉄管（コインは100円玉）



写真8 旅客用便所・風呂前の庭



写真9 茶室前の露地

庭内の回遊路は、土縁を出て左回りに巡ると、景色の変化が大きく、右回りより楽しめる作りとなっている。沓脱石から正面の滝を眺めながら北側に向かって飛石を伝い石橋を渡る。渡る際に西側の石橋を望む。石組により深い谷としての景色が作られており、山に踏み込む雰囲気を見せている。渡った先には景石が据えられ、手前の平坦な俗世から神聖な山の世界に入るような様子が演出されている。築山の石段を登ると層塔のある高みに至る。振り返ると天上から俗世を見下ろすように、池の水面越しに座敷を望む形となる。植栽も大きな木々が茂り、築山の上ながら囲憊感の高い空間となっている。この場所からの南側に対しての眺めでは、旅客用便所・風呂の庭園空間が細長く伸びており、奥行きのある深い眺めを呈している。石橋を二つ渡って、土縁前に戻る道行は俗世までの遠さを強調するものと思われる。



図4. 中庭高木位置図（昭和54年度庭園調査より）

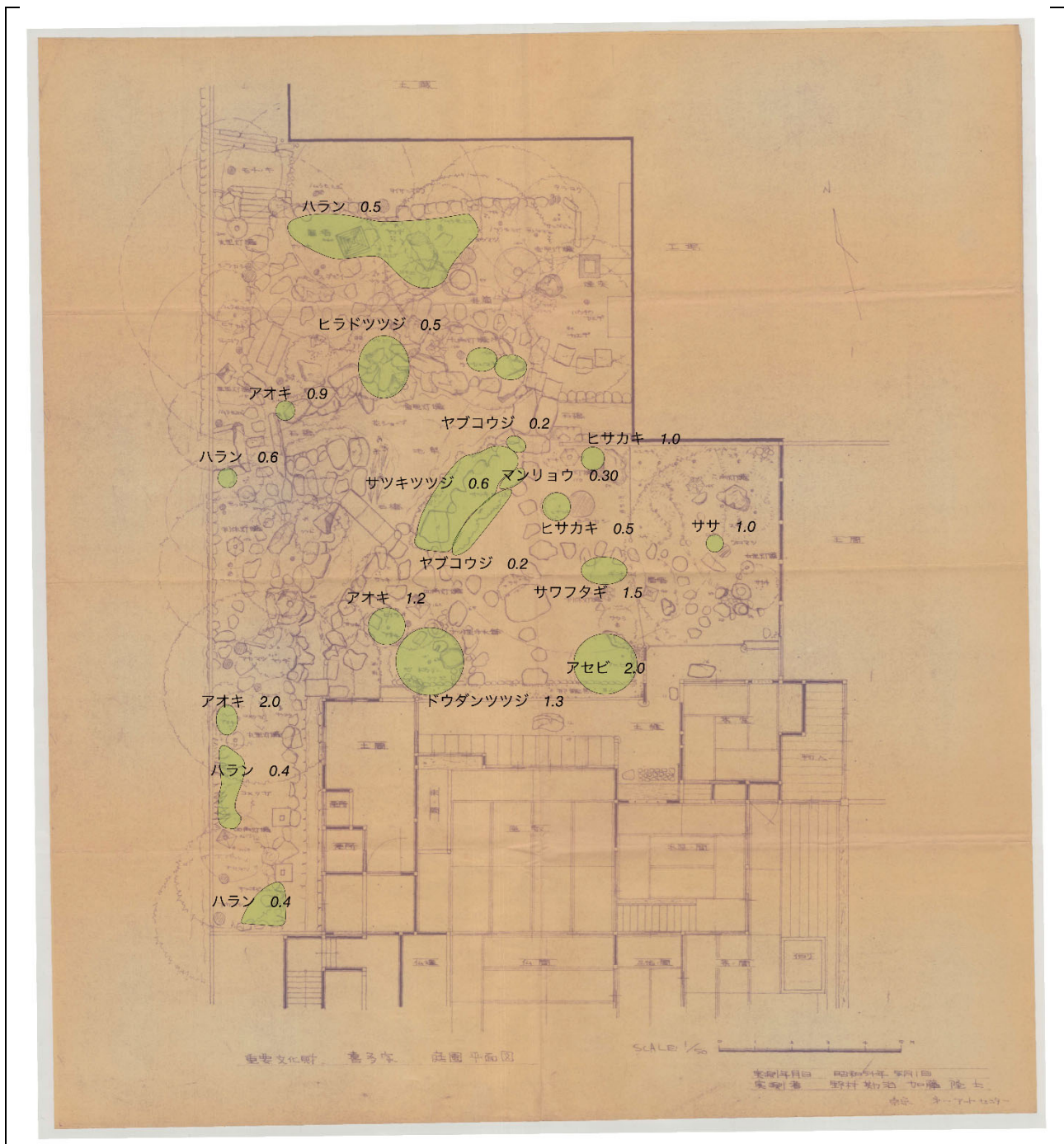


図5. 庭園植生低木位置（昭和54年度庭園調査より）

座敷からの眺めにおいては、手前の蹲、細い水路対岸の石組、奥の築山の石組、築山後ろの高木、土蔵の化粧壁が重なり、奥行きの深い眺めを呈している。築山付近はこれら高木により暗い雰囲気、池より手前の平坦部は開けた明るい雰囲気がある。この明るさの対比も奥行きを強調する仕掛けの一部となっている。

東側は茶室に至る露地となっている。土縁の中には荒天でも使用できる腰掛待合がしつらえられているが、いったん外を回って茶室に至る道行も設けられている。

昭和54年度の調査図には、多くの杉が生育していた様子が描かれているが、現在はそのほとんどが伐採され、明るい露地となっている。

この庭の特徴として、数多くの灯籠が置かれている点があげられる。自然石の形をそのまま使った

もの、時代の流行りであったと言われる小屋型のもののほか、配置については滝組を隠すように置かれたものや座敷から見えにくい位置に置かれたもの、とても近い距離に置かれた二つのものも見られる。中には崩れたものもあり、扱い方は課題と言える。

植栽については、昭和54年度の調査において記録された高木、中低木のうち茶室前のスギやサワラ、築山周辺のモミジ、ゴヨウマツ、客用便所前のツバキ、アカマツ、サンゴジュが撤去されているが、多くはそのまま生育している。庭園の外になるが北東部の木戸を出た先に大きなクスノキが生育している。これも含め、築山に生育する常緑樹は眺めの背景をしっかりと形成しているが、伸びすぎて管理しにくい状態にあるとも言える。手前の平庭には、池の縁に沿ってサツキツツジが繁茂している。座敷から見ると池、築山の石組を隠すほどの大きさに生育しており、切り戻しなど修正が必要な状態となっている。

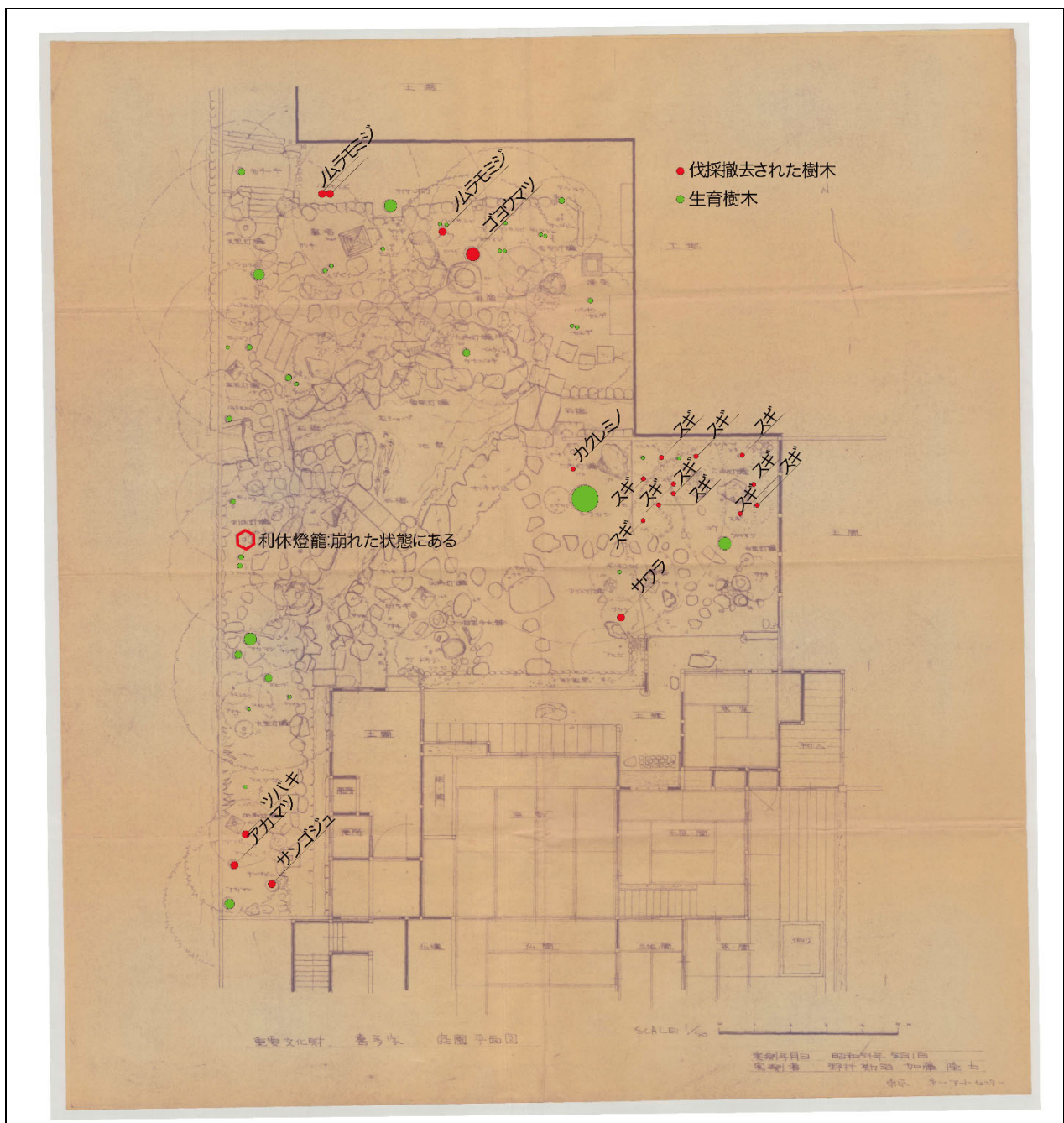


図6. 庭園植栽変更部分（昭和54年度庭園調査より）

茶室前の露地を除いた部分の形態は、金沢市の名勝に指定されている千田家庭園に似た様相を持っている。庭園の方位、中央の池に見立てた流れ、築山と丸めの石を多く用いた石組、中央に設けられた滝組、築山上部に置かれた層塔、農家型の灯籠が似たように見せる要素となっている。この庭の作庭時期は不明であるが、これに似た形態の千田家の庭園作庭時期が明治 28～9 年(1895～96)であり、この喜多家の主屋の移築された明治 24 年(1891)に近いことは興味深い点である。

## 2) 屋外作業場

### ア. 南側の屋外作業場

通り庭脇の東側の南北約 17 メートル、東西 6.5 メートルの屋外空間である。表通りとは扉で接続しており、勝手の荷物搬出入などの用に使われた場所と言える。通り近くにはクロマツ、モミ、ヒマラヤスギの大きなものが生育している。これらとは対照的に内部には、高さ 2.5～4.0 メートルほどのツバキが 6 本あるほか、ヒサカキ、アオキ、サンショウ、アジサイ、ムクゲ、ユズが全体に点在する形で植えられている。この植栽形態はこの場所で何らかの作業をしたり、荷を運んだりするには邪魔な位置に見える。酒造業を手仕舞いにしてからの植栽と思われる。



写真 10 南側の屋外作業場



写真 11 北側の屋外作業場

### イ. 北側の屋外作業場

作業場北側に広がる砂利敷の広い屋外空間となっている。道路沿いには、高さ 10 メートル前後のシュロ、エノキが、西側敷地境界沿いには高さ 8 メートル弱のアカメガシワ、シロダモが生育する。これらは生育場所と樹種から植栽種ではなく鳥類により運ばれたものが生育したものと思われる。また中央部分には高さ 5 メートルほどのカキノキとシュロが成育する。車両を運用する際には不慣れた位置にあり、これらも自然に増えたものと思われる。

## 3) 空地

用途が不明確な 3 ヶ所の空地がある。

### ア. 蔵前料理場（御客用料理場）北側の空地

現在、草木が繁茂した状態となっている。掃き出しの開口部を出ると南北 3.5 メートル、東西 5 メートルほどの小さな場所で、庭へと続く細い水路が流れる。西側の隣地へ繋がる木戸もある。

### イ. 中庭北西側の空地

中庭北西奥の木戸を潜ると、南北に流れる水路を挟んで二つの空地が広がる。水路東側は南北8メートル、東西2メートルであり、幹周2メートル以上ある大きなクスノキが生育している。西側は南北12.5メートル、東西8メートルの樹林地となっており、下草も繁茂した状態となっている。『喜多家旧酒造場建築調査報告書』にある図17 喜多家の敷地変遷図（その2）によると昭和46年(1971)頃まで物置小屋が置かれていたことが示されている。クスノキが成育する東側の敷地からこちらへ渡る橋は無い。南側の喜多家親戚敷地との間には塀があり、木戸で連絡している。



写真12 クスノキと西側の空地

### ウ. 作業場東側の空地

作業場東から貸倉庫の壁に沿って北側に空地が広がる。現在高さ7メートルほどのスギが一本成育するほか、腰高の草が繁茂した状態となっている。前記の報告書の図によると昭和46年(1971)頃まで貸倉庫（当時は酒蔵）の南東端に休場があったことが示されている。

## (2) 課題

それぞれの場所について、次のような課題が挙げられる。

### 1) 庭園

#### ア. そとにわ

排水が十分に機能しておらず、ある程度の降雨時には水が溜まる。クロマツの幹の西側にはコケが生育しており、湿度の高さが窺える。クロマツの生育にとって不利な要素となっている。

クロマツと建物の距離は小さく、近年の気候変動により強風の回数も増加しており、建物に損傷を与える可能性がある。

灯籠の竿部分が一つ残っており、他の部材を探すことが必要である。

### イ. 中庭

現状では、水源が農業用水であり、年間を通してどの程度庭園内に水を流すのか、検討が必要である。現状では水路に泥が堆積した状態にあり、下流の作業場への通水を管理することにより、泥の堆積をある程度和らげることが可能になると考えられる。

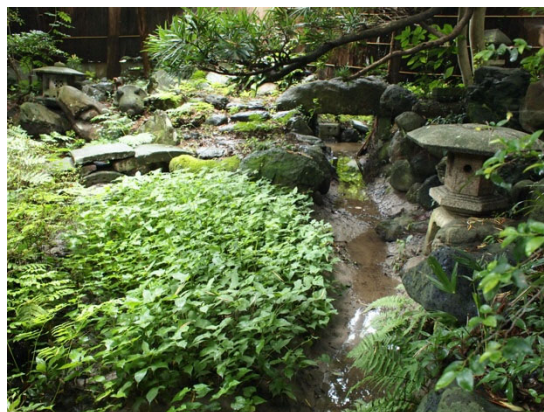


写真13 2つの水路の合流部分

水流の確保については、水田に水を入れる早春から夏にかけては、用水組合からどの程度の量の水を庭園内に分けて貰えるか、そのほかの季節は用水に水を流して貰えるか、水利権者との調整が課題である。二筋ある流れのうち太い流れは、農業用水に水がある時期は現状で水流をある程度確保できているが、石組の変色が示すような深い水深の流れを作ろうとすると、大元の用水に流れる水量の確保と庭園内に引き込む角落としの高さの調整が必要となる。細い流れは、この50年ほど水が流れたことが無いことが、元所有者であった喜多氏によって伝えられている。表通りの水路の取り入れ口を見ると、普段は水の流れていない道路側溝となっている。西側の太い水路の水源である農業用水から水を引けるよう高さを調節することも可能である。地域の雨水排水に対して影響が無い範囲で、導水を検討することが課題となる。

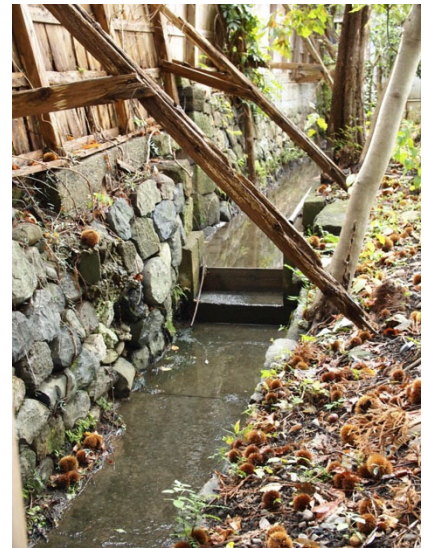


写真 14 農業用水の角落とし

石組中央部の滝組については、かつては鉄製の導管により上部から水が流されていた様子が残っている。水道用の鉄管が国内で作られるのは大正初期以降であることから、鉄管が地方にまで普及した大正や昭和の時期に手が入ったことを示している。また現状では滝正面に雪見灯籠が置かれ、座敷からの眺めにおいて滝が見えないようになっている。元々の形として滝を隠すような灯籠の設置は考えにくいことから、滝に水を流せなくなった後に水に換えて灯籠を置き、景色を補ったものと思われる。滝に水を流すことの可否と、滝組を現すための灯籠の移設の検討が課題といえる。



写真 15 旧北国街道沿いの水取入口

灯籠は、旅客用便所・風呂前の空間も含め、14基が置かれている。崩れたものについては、修復することを検討すべきである。雪見灯籠は滝組の前のものと、築山奥の石段脇に置かれている。滝組のものは前述のように扱いの検討が求められる。奥のものについても本来は水流のある位置に置かれる形の灯籠であり、扱いの検討が必要である。

庭園の北側、築山の上には常緑広葉樹を中心に高木が多く生育している。木戸の北側に生育するクスノキと併せて、緑濃いしっかりとした背景を形成している。その一方、成長しすぎた状態にあり、庭園全体を暗い様相としている。カエデ類をはじめとする落葉樹は被圧され、窮屈な状態となっている。また常緑の高木は、近年増加している強風の影響により、周囲の建物に損傷を与える可能性が大きい。低木については、流れの南側にサツキツツジが大きく生育しており、座敷からの座視においては、流れを隠すほどの高さとなっている。高木、低木、苔も含め管理計画を設定することが課題である。

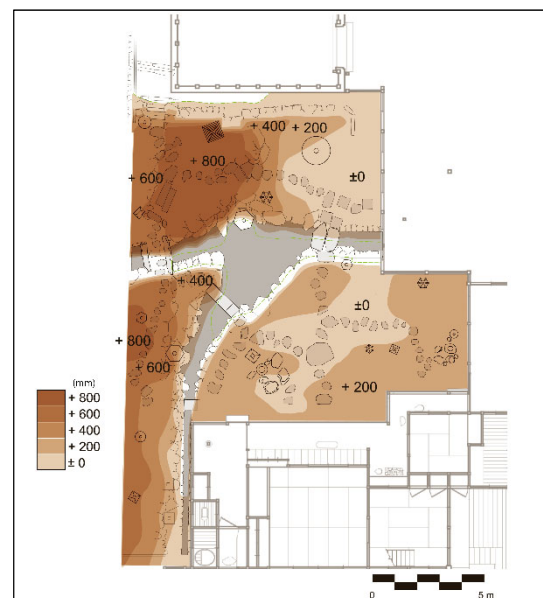


図 7 中庭土地起伏図

## 2) 屋外作業場

### ア. 南側の屋外作業場

植栽の状況から庭園でもなく植木畑でもない中途半端な性格の屋外空間となっている。かつて、通りにわ、便所に囲まれた屋外の作業空間としての形態を検討することが課題である。

### イ. 北側の屋外作業場

原料米や酒を搬出入する実用的な作業空間として使われてきた場所である。その様子が窺い知れる形態が再現されることが望ましいと考えられる。その形態、自然発生的に生育した高木の整理方針の検討が課題である。

## 3) 空地

用途が不明確な3ヶ所の空地がある。

### ア. 蔵前料理場（御客用料理場）北側の空地

料理場への灯りとりとして、また通風を期待した屋外空間であったと思われる。現場は草木が繁茂しており、管理の手間のかからない形態と、西側隣地へ続く木戸の扱いが課題といえる。

### イ. 中庭北西側の空地

中庭の背景を形成する大きなクスノキは、貯蔵庫に近接して生育しており、強い風に煽られた際に建物損傷の恐れがある。また用水を挟んで西側は、草木が繁茂している。放置すれば大きな樹木が生育し、落葉、落枝の清掃管理が負担となることは明らかである。クスノキの保全方針も含め、中庭の背景を維持しながら管理の手間のかからない形態の検討が課題である。

### ウ. 作業場東側の空地

作業場に外光を取り込む機能がある。繁茂している草木の扱いと管理の手間のかからない形態の検討が課題である。

## 2. 環境保全の基本方針

文化財としての価値を堅実に保存しつつ、その価値を向上させるために、環境保全の基本方針を以下のように定める。

- (1) 重要文化財建造物の価値を堅実に保存するため、保存に影響を及ぼす恐れのある周辺環境を改善する。
- (2) 庭園、作業場、その他の屋外空間は建造物の屋内空間と機能的な関係がある。建造物の価値を高めるため、屋内の機能との連携に配慮しながら歴史的環境に沿って整備を行う。
- (3) 重要文化財の価値を向上させるため、北側の屋外作業場の空間を活用し、便益機能を高める施設及び環境の整備を行う。

### 3. 区域の区分と保全方針

#### (1) 区域区分

計画区域は、1) 保存区域、2) 保全区域、3) 整備区域、4) その他区域の4つに区分する。(図 23 喜多家環境保全区域区分図)

- 1) **保存区域** 重要文化財に指定されている建造物が建つ区域（雨落ち範囲内）とする。  
なお、南面の雨落ち範囲は市道、南側屋外作業場の外塀の雨落ち範囲は隣地が含まれることに注意する。
- 2) **保全区域** 旅客用便所・風呂前を含む中庭を保全区域とする。
- 3) **整備区域** 北側の屋外作業場および鉄骨造の倉庫を含む区域とする。
- 4) **その他区域** 計画区域内の1)、2)、3)を除く区域とする。

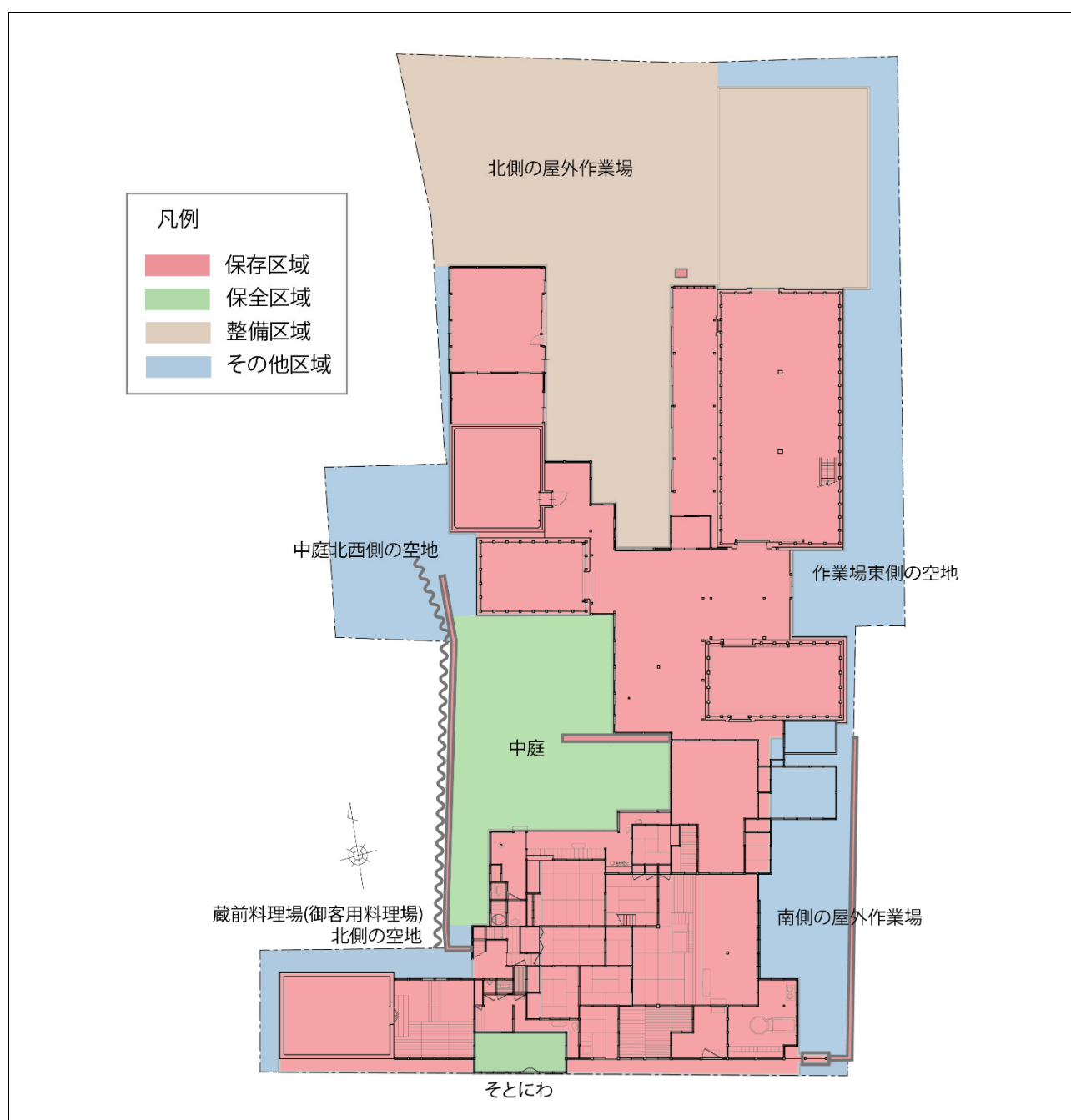


図 8. 喜多家環境保全区域区分図

## (2) 各区域の保全方針

### 1) 保存区域

原則、建造物の新築は認めない。防災上必要な施設は、防災計画に従って整備を行う。

### 2) 保全区域

庭の大きな要素である2本の水路の流水を確保するよう、前面道路及び西側隣地境界付近の取入口を含め整備を行い、適切な維持管理に努める。

また、中庭は座敷及び茶室、土縁、作業場とのつながりが密接である。一方で、滝組に流水の仕掛けが建物建造時期とは後に作られたこと、規模の割に灯籠の数が多いこと、植栽の大きな間引きがあったことなど、本来の形態がわかりにくい。保存区域の価値を高める良好な庭園景観を創出するために、灯籠などの石造物の整理、水流を含めた滝組の修景、樹木の剪定、補植を行う。庭周囲の塀は、庭園の景観の構成要素であり、修景整備を行う。（重要文化財指定の塀は除く。）

### 3) 整備区域

活用範囲として、保存および公開活用の機能を向上させるための必要な施設を設置することができる。その際、重要文化財建造物や敷地全体の景観を損ねることのないよう配置や外観に配慮する。

### 4) その他区域

建物に付随する屋外空間として重要文化財建造物や敷地全体の景観を損ねることのない形態となるよう剪定や除草などの管理を行う。

## 4. 建造物の区分と保護の方針

### (1) 建造物の区分

計画区域内に所在する重要文化財（建造物）以外の全ての建造物について、1) 保存建造物、2) 保全建造物、3) その他建造物の3つに区分する。（図9）

#### 1) 保存建造物

- ・そとにわの構造物としては、灯籠および水の取入れ口を含む石積みの水路護岸とする。
- ・中庭の構造物としては、滝組を含む石積みの水路護岸、石橋、灯籠、層塔および蹲踞とする。
- ・南側の屋外作業場の構造物としては、中庭および建物作業場内から流れる石積みの水路護岸と、灯籠、手水鉢とする。
- ・蔵前料理場（御客用料理場）北側の空地の構造物としては、中庭へ流れる石積みの水路護岸とする。
- ・中庭北西側の空地には、中庭から作業場を流れる水源となっている農業用水が流れている。南側の道路から、蔵前料理場（御客用料理場）を通過して一旦敷地外を流れているが、連続した一つの水路であり、その石積み護岸を保存構造物とする。

#### 2) 保全建造物

- ・そとにわ南側道路沿いの門および塀とする。

#### 3) その他建造物

- ・北側の作業場に面する鉄骨造の倉庫、敷地北側の門、敷地を囲むブロック塀、南側の屋外作業場に面する便所および旧便所とする。

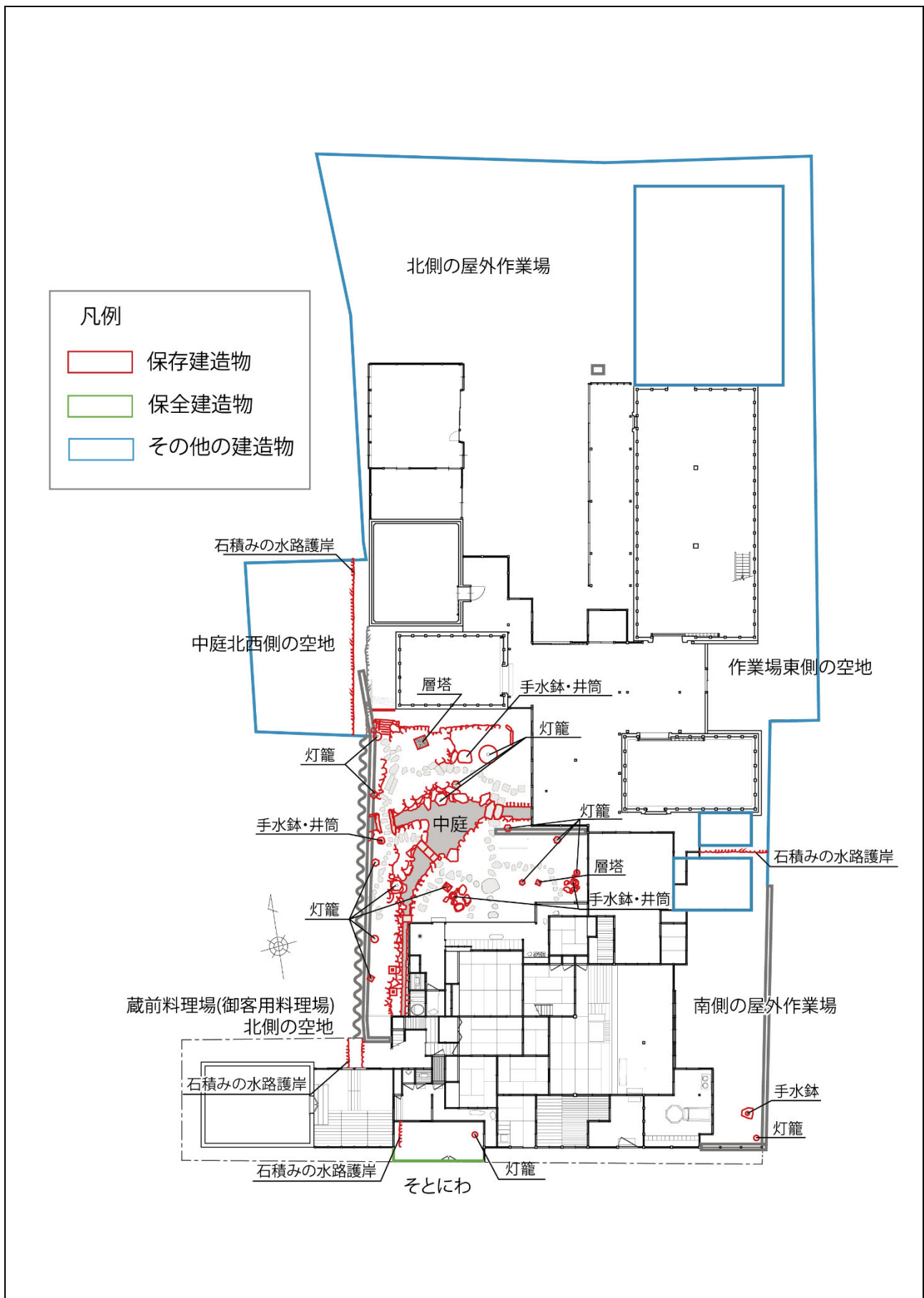


図9. 建造物の区分



写真 16 そとにわの門と塀



写真 17 二つの水路の取入れ口

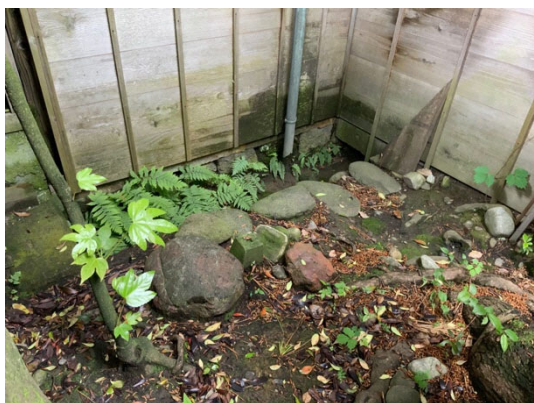


写真 18 そとにわの水路護岸

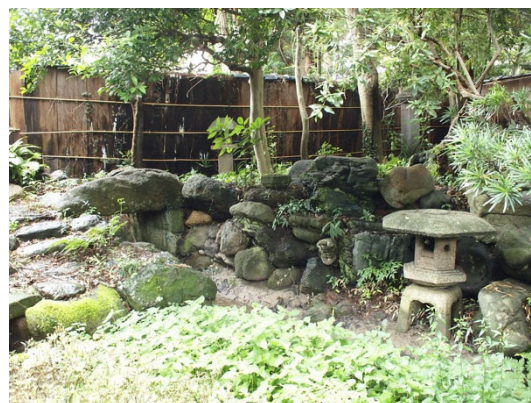


写真 19 中庭 塀、石橋、滝組、灯籠



写真 20 中庭 組石橋

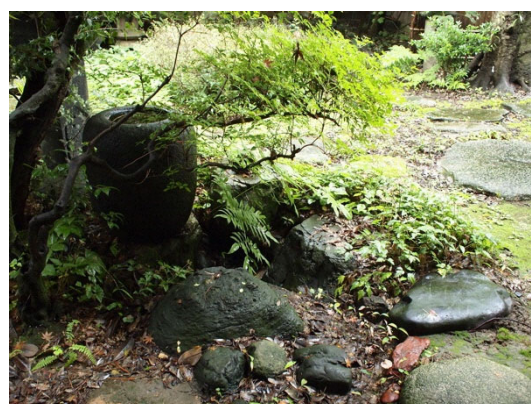


写真 21 中庭 棗型手水鉢と蹲踞石組

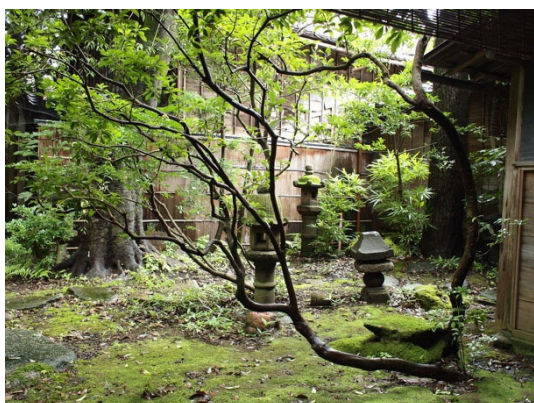


写真 22 中庭 茶室前の灯籠と石塔



写真 23 北西側空地の水路



写真 24 中庭 作業場へ流れる水路



写真 25 中庭 細い水路の護岸



写真 26 南側屋外作業場 灯籠・手水鉢

## (2) 建造物保護の方針

### 1) 保存建造物

- ・材料を取り換える修理が必要な場合、材料の形状・材質・仕上・色彩を保存する。
- ・復原する場合は、十分な調査検討を行い実施する。
- ・保存または補強のため特に変更が必要な場合、意匠を配慮して変更することができる。
- ・重要文化財に指定されている建造物と同等の価値を有することが判明した場合、将来的に重要文化財等への追加あるいは附指定を図るものとする。
- ・石造物、滝組、水路護岸については、庭園全体の意匠に配慮しながら、一部撤去することも含め保存を図る。
- ・中庭の中の二つの水路は、水路護岸の様子がよく見えるように堆積した土砂を撤去する。
- ・太いものは水流を確保できるよう、取り入れ口の角落としての保全に努める。
- ・細い水路については、循環システムの導入も含め、水流の再現を図る。
- ・滝組の流水は、他の構造物に大きな影響が無い範囲で再現を図る。

### 2) 保全建造物

- ・そとにわ南側の門と塀は、歴史的環境に配慮しながら適切に維持管理を行い保全に努める。

### 3) その他建造物

- ・鉄骨造の貸倉庫、便所および旧便所は昭和戦前期ごろの増築により建てられた建造物であり、今後の公開活用に向けて撤去する。
- ・敷地を取り囲むブロック塀は、歴史的景観に配慮したのものに取り換え、修景整備を行う。

## 5. 防災上の課題と対策

### (1) 防災上の課題

- ・屋外空間にはその広さに対して比較的大きな樹木が生育している。特にそとにわのクロマツ、南側の屋外作業場のモミノキ、ヒマラヤスギ、クロマツが挙げられる。近年、台風などの荒天の際の強風の頻度および強さは高くなっていると言われており、高木が強風に揺さぶられることや倒木によって近接する重要文化財に影響を与えやすい状態にあるといえる。（図-11）
- ・そとにわにおいては排水が十分に機能していない状態にあり、強雨の際には庭全体に水が溜まる状態となっている。（写真 27）
- ・重要文化財が面する南側の道路は、重要文化財敷地より高く作られている。敷地沿いの側溝は鉄蓋がされており、降水の強度が高い際には表流水をうまく捌けないことにより重要文化財側へ水が来ることが懸念される。（写真 28）
- ・石積みの護岸（石垣：重要文化財指定）からはエノキが生育しており、これらは将来的には護岸を崩すと予測される。（写真 30）
- ・蔵前料理場（御客用料理場）北側の空地および旧便所と便所の間庭石積みの水路が流れている。その際には高木種であるカツラの幼木が高さ 3m で生育している。将来的には根を伸長させ石積み護岸を崩すような形となると思われる。（写真 31）

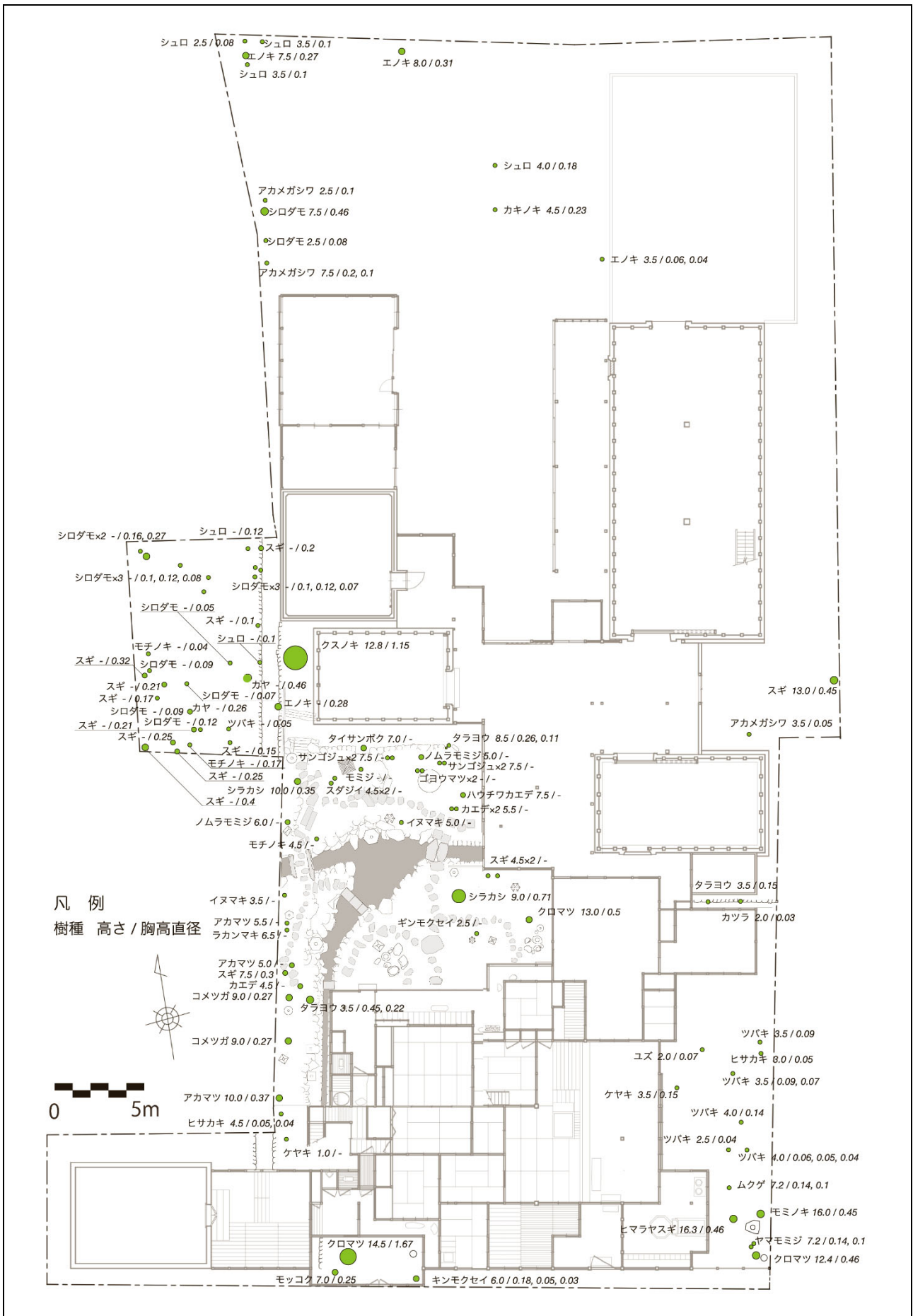


図 10. 樹木位置図

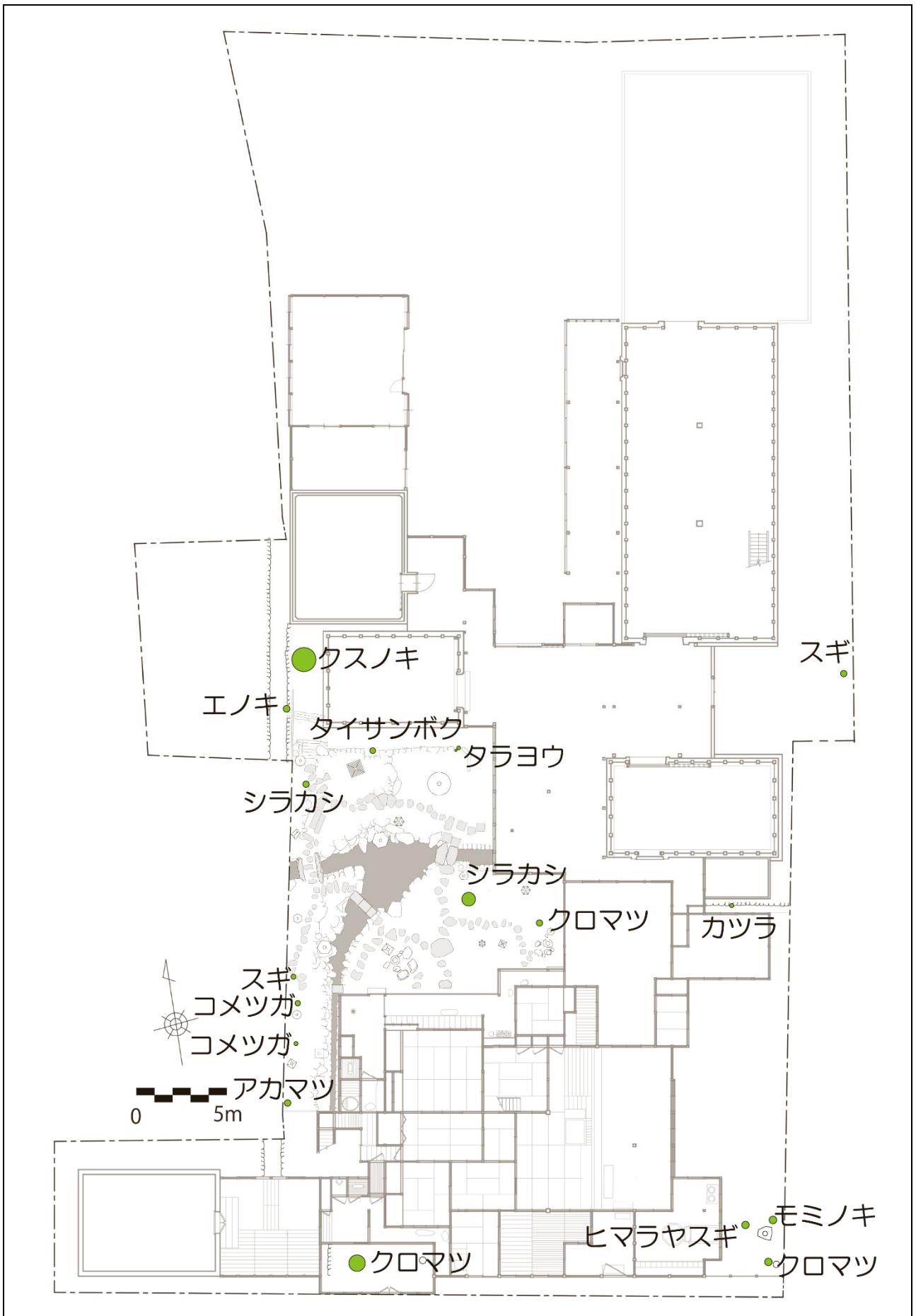


図 1 1 . 重要文化財建造物への影響が懸念される樹木位置図



写真 27 そとにわ 滞水の様子



写真 28 南側道路と側溝



写真 29 中庭北西空地 クスノキ



写真 30 中庭北西空地 エノキ



写真 31 便所脇水路護岸 カツラ

## (2) 当面の改善措置と今後の対処方針

- ・樹木と風が及ぼす影響については、日頃から観察に努め、重要文化財への影響の度合いを検討する。
- ・そとにわの排水については西側水路への誘導方法を検討し、整備を進める。
- ・中庭北西側の空地のクスノキは、重要文化財の保全のためには伐採することが望ましい。麴室の改修時に伐採し、切り株および根茎を撤去する。現状で傷められた水路護岸を修復あるいは補強することを検討する。

- ・水路沿いに生育する高木種の幼木は、伐採抜根する。
- ・中庭、そとにわ（そとにわ）以外の屋外空間には、シュロやアカメガシワなど鳥類によって種子が運ばれ生育した高木が多く有る。大きく生育すると重要文化財に影響するような状態となると考えられる。これらは撤去する。
- ・作業場東側の空地に生育するスギは、植えられたものであるが、修景効果よりも重要文化財保全に対する影響が大きいと考えられるため撤去する。

### (3) 環境保全施設整備計画

- ・南側道路からの雨水排水の状況については、しばらく観察を行い、その様子に沿って側溝の鉄蓋の撤去や改修方法について検討を進める。

### (4) その他樹木の管理

- ・中庭の樹木は、高木、低木とも大きく生育している。管理体制を整え、高木については定期的な剪定を続け、高さや枝の伸長を抑えることとする。併せて、低木については切り戻しを行い、護岸や滝組の石組がしっかり見えるような高さになるよう管理を行う。
- ・植栽されたもの以外の樹木や草については、定期的な維持管理作業のもと、生育を抑えることとする。

## 第4章 防災計画

本章では、重要文化財を災害から守るため、過去の被災履歴や想定される災害リスクを踏まえ、1. 防火対策、2. 耐震対策、3. 防犯対策の視点から、その対応方針・方策を定める。

### 1. 防火対策

#### (1) 火災時の安全性に係る現状・課題

##### 1) 過去の被災履歴

重要文化財に指定されている建造物については、明治24年（1891）の野々市市における大火の際に喜多家住宅も焼失した。その復興に際し、金沢市材木町にあった醤油屋田井屋惣兵衛の家を買入れ移築し、新酒の仕込みに間に合うよう同年中に完成したとされ、その後は大火の履歴はない。

##### 2) 防火環境

#### ア. 当該文化財の燃焼特性

建物の規模及び構造は以下の通りであり、建物自体の燃焼性は高い。

#### ■ 建物の概要

・ 構造	主屋	: 地上二階木造棧瓦葺
	道具蔵	: 地上二階土蔵棧瓦葺
	作業場	: 地上一階木造棧瓦葺
	酒蔵	: 地上二階土蔵棧瓦葺
	前蔵	: 地上一階土蔵棧瓦葺
	貯蔵庫	: 地上一階土蔵棧瓦葺
	麴室	: 地上一階木造及び石造棧瓦葺
	精米所・米置場	: 地上一階木造棧瓦葺
	検査室	: 地上一階木造棧瓦葺

#### イ. 延焼の危険性

喜多家住宅は、南側と北側の二面が道路に面し、両側とも個人住宅と接する。重要文化財建造物の第一次近接距離（20m）内に、以下全17棟の建築物がある。複数の木造建造物が近接していることから、外部の火災による延焼の危険性がある。

#### ■ 敷地外における第一次近接距離内の環境

- ・ 東側 個人住宅（木造2階建て棧瓦葺5棟）
- ・ 西側 個人住宅（木造2階建て棧瓦葺2棟、土蔵1棟）、事務所（鉄骨造トタン葺1棟）
- ・ 南側 道路、個人住宅（木造2階建て棧瓦葺4棟、土蔵1棟）
- ・ 北側 道路、個人住宅（木造2階建て棧瓦葺3棟）

### ウ. 火気の使用状況

敷地内においては、現在火気を使用している場所はない。敷地外においては、複数の個人住宅が立地していることから、火気を使用している場所が複数存在する。



図 1. 喜多家住宅周辺図

### 3) 防火対策及び管理の現状と使用状況

当該重要文化財には、次図の通り自動火災報知設備が設置され、対策が講じられている。

消防法施行令別表第一（十七）項に掲げる特定防火対象物（重要文化財建造物）は、消火器及び自動火災報知設備の設置が義務付けられており、当該重要文化財では、消火器が主屋の一階に 9 基、二階に 3 基、作業場に 1 基、酒蔵に 2 基、米置場に 1 基、貸倉庫に 1 基設置されている。自動火災報知設備として、発信機、受信機、感知器等が設置されている。これらの防火対策に係る設備は野々市市が管理しており、現在までに火災による設備の稼働履歴はない。

また、屋外消火栓が未設置であることの代替措置として、消火器の増設、消防訓練の開催回数を増やすなどの措置を講じている。

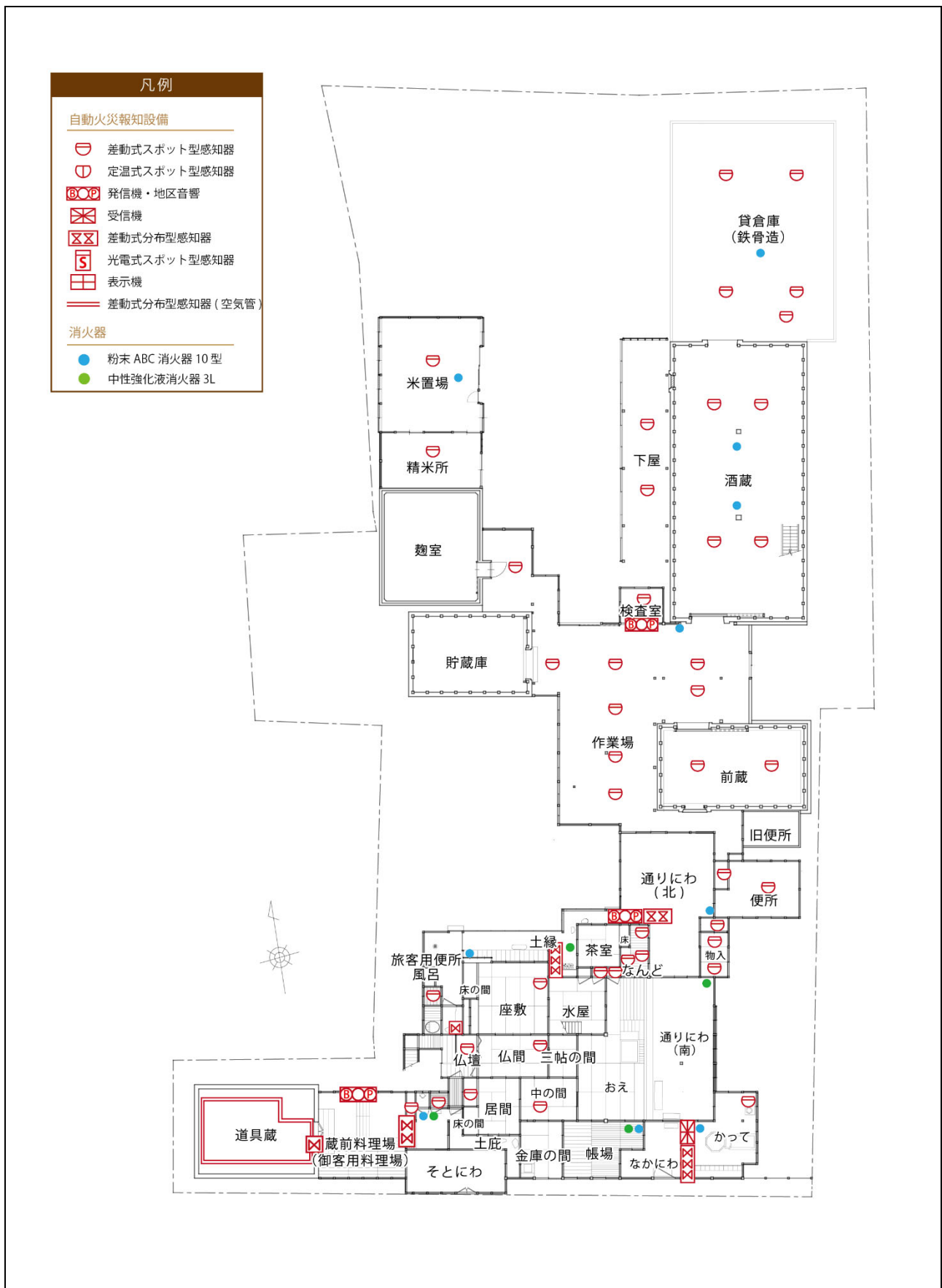


図 2. 防火対策設備の設置箇所 (1 階)

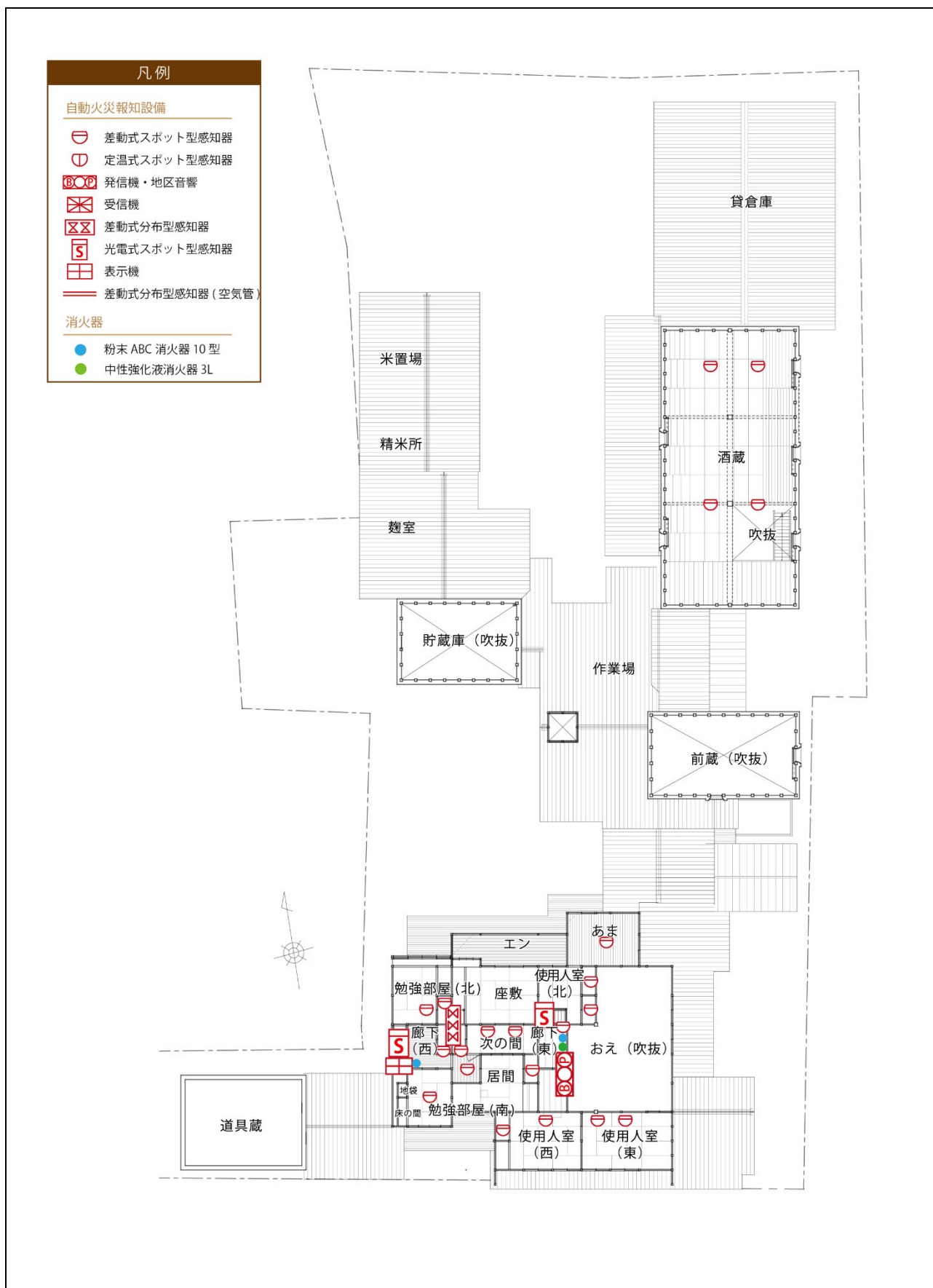


図 3. 防火対策設備の設置箇所 (2階)

## 4) 消火体制及び火災予防の措置

## ア. 当該重要文化財における火災発生時の初期消火体制

当該重要文化財から出火した際の初期消火の体制は、火災を感知器が感知し、火災報知ベルの作動後、管理人または周辺住民は白山野々市広域消防本部へ連絡するとともに、管理人または周辺住民が初期消火にあたることとなっている。野々市市は連絡が入り次第現地に急行し、初期消火などにあたることとしている。

## イ. 地域防災における消火体制

地域防災としての消火体制は、消防法第8条に基づき野々市市に消防本部、市内に消防署及び消防団が設置されている。また、「野々市市地域防災計画」を策定し、災害防止に努めている。

地域防災計画では、当該地域における地域の初期消火の体制として、火災が発生した際は白山野々市広域消防本部から野々市市役所に連絡が入り、野々市市役所から自主防災組織である消防団に連絡が入り、出火防止及び初期消火活動にあたることとなっている。

本消火の体制として、有人配置である野々市消防署が約3分の場所、白山野々市広域消防本部が約12分の場所に配置され、その体制が構築されている。

野々市市では火災の予防を図るため、防災知識の普及啓発として市役所職員及び地域住民への教育に取り組むとともに、防災訓練として図上訓練と実施訓練に取り組むことで、市役所職員及び自主防災組織、地域住民の知識の取得と技術を磨き、火災予防に努めている。

表1. 当該重要文化財における火災発生時の初期消火の対応

対応項目	対応の内容		担当者
	無人の場合 (自動火災報知設備の作動による場合)	有人の場合 自動火災報知設備の作動による場合 人為的に発見した場合	
火災の発見	・火災報知ベルの作動により、近隣住民は現地を確認する。	・受信機により火災の発生場所を確認し、現場へ急行する。 ・火災を発見した者は、直ちに近くの火災報知器を押す。	火災発見者
通報連絡	・消防機関(119番)へ「所在地、物件名称及び火元、被害の状況等」を通報するとともに、野々市市へ連絡を入れる。		火災発見者
	・野々市市は消防団へ連絡を入れるとともに、現場へ急行する。		市職員
初期消火活動	・消火器を活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止に努める。		火災発見者及び火災現場周辺の住民、市職員

表2. 最寄りの消防署

名称	所在地	主な現有消防車両	当該重要文化財への到着までの時間
白山野々市広域消防本部	白山市三浦町 255 番地 1	予防査察車×2台 防火指導車×1台 連絡車×2台 指揮支援車×1台 警防車×1台 無線中継車×1台 高規格救急車×1台	約12分
野々市消防署	野々市市本町 5 丁目 83	CD-I型ポンプ車×1台 II型水槽付ポンプ車(水槽2000L)×1台 屈折梯子付ポンプ車×1台 高規格救急車×1台 広報車×1台	約3分

表3. 自主防災組織の活動内容

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災知識の普及（学習会・研修会の開催）</li> <li>・ 防災訓練</li> <li>・ 防災資機材の備蓄・点検</li> <li>・ 危険個所の把握・点検</li> <li>・ 避難計画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の警戒</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 出火防止及び初期消火活動</li> <li>・ 救出・救護</li> <li>・ 避難命令の伝達、避難誘導</li> <li>・ 炊き出し等への協力</li> <li>・ 災害弱者の安全確保</li> </ul>

### 5) 防火対策に係る課題

当該重要文化財は木造建造物であることから燃焼性が高く、周辺には木造住宅が多いため、周辺の木造住宅の出火による延焼の可能性が高い。現状の防火対策設備は、これらの火災への対応策として不足しているため、防火対策設備の充実が求められる。

重要文化財の確実な保存に加え、将来的に公開活用の範囲拡大により不特定多数の見学者の増加が見込まれることから今後の公開活用に向けた来訪者の安全性を確保するため、火災予防の体制構築・設備整備、仮に火災が発生した際の初期消火及び避難誘導に係る体制構築・設備整備の強化を行う。

## (2) 防火管理計画

### 1) 防火管理者

野々市市は消防法第8条第1項に基づき、文化課課員を防火管理選任者とし、防火管理者は防火管理を実施するために必要な消防計画を作成し、防火管理業務を実施する。

### 2) 防火管理区域

喜多家住宅敷地全体を防火管理区域に設定する。ただし、保存活用計画区域及びこれに隣接する区域の実情に応じて、所轄消防署の指導を得て定めるものとし、原則として以下に示す土地及び建築物等を区域に含めるものとする。このため、隣接区域の状況把握と区域の見直しを進める。

- ・重要文化財（建造物）に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等で、重要文化財（建造物）との近接距離が20m以下であるもの。（第一次近接建造物）
- ・第一次近接建造物等との近接距離が5m以下であるもの。（第二次近接建造物）
- ・警報設備の受信機等を設置するなど防火管理上必要な建物。（上記近接距離を超える場合でも第二次近接建造物とみなす。）
- ・重要文化財（建造物）の周囲20mの範囲、近接建造物等の周囲5mの範囲の土地  
（※重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領より）

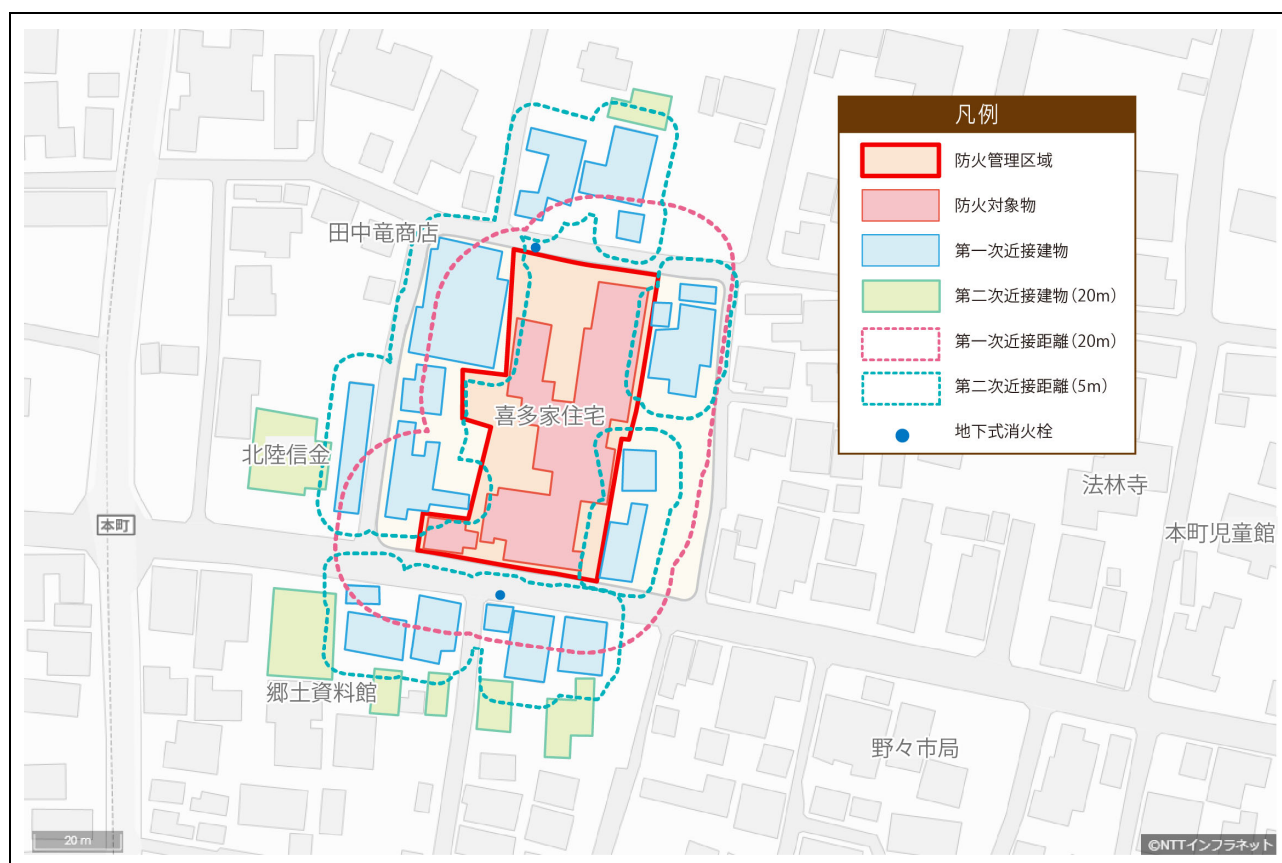


図4. 防火管理区域

### 3) 予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐために、以下に留意して必要な予防措置を定める。所有者等の権限の及ばない土地の範囲については関係者と協議の上、可能な措置を講じるよう努める。

なお、防火管理区域の周辺には木造建物が多く立地していることから、周辺の防火対策は地域防災の視点から講じられる予防措置で対応するとともに、周辺における予防措置として、区域内に位置する個人住宅の居住者に、定期的に火気使用の注意喚起をすることなどにより、不用意な火気使用をしないよう促すこととする。

#### ア. 火気等の管理

喜多家住宅敷地内は禁煙とし、原則として火気の使用を禁止する。管理・活用等にあたり必要な火気の使用は、予め所轄消防署へ届出した上で、使用箇所・時間等を限定し、周囲に消火用具等を配置するとともに、必ず火気使用管理者を配置することとする。また、電気設備による漏洩火災が起きないように、今後の公開活用に向けて電気配線の確認を行い、必要に応じて取換工事を行うこととする。

#### イ. 可燃物の管理

喜多家住宅敷地内の可燃性物品の除去または整理整頓を行う。敷地周辺においても可燃物を放置しないよう、地域住民とともに見回り等を徹底する。

#### ウ. 警備

公開時間内は、管理者により建造物周辺、建造物内部の定期巡回を行い、閉館の際は、建造物周辺、建造物内部の火気確認を行うとともに、戸締り・施錠を確実にを行う。閉館中及び夜間については、将来的には、警報・通報装置により業務を委託した専門業者が警備を行うことも検討する。

#### エ. 安全対策

基本的な見学の見学順路を設定し、避難経路等の確保とともに、職員による避難誘導を行う。

### 4) 消火体制

本計画策定後、保存修理事業にあわせて防災施策等事業を実施することを予定している。それまでは表4に示す通り、当面現在の消火体制であたることとする。

今後、公開活用を行う上では、初期消火及び本消火に迅速に対応するため、表5に示す消火体制を構築する。なお、今後の公開活用に向けて、施設の管理運営体制の検討・構築をするとともに、建物の公開時及び閉館時における消火体制を検討し、常駐管理組織との連携した体制を構築することとする。

#### ア. 当該建造物で火災が発生した場合

見学者等の避難誘導を最優先し、消火設備を用いて速やかに初期消火にあたる。鎮火後は、建造物の被害状況を把握し、文化財建造物とその部材の保護に努める。主要構造部に大きな破損が認められる場合は、応急措置を行うとともに、危険が及ぶ可能性がある範囲への立入り禁止等の措置を講ずる。

#### イ. 当該建造物の近隣で火災が発生した場合

見学者等を安全な場所に避難誘導し、関係機関への通報を行った上で近隣の消火活動に協力する。消防隊到着後は、当該建造物周辺に待機し、建造物の被害状況を把握するとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。

## ウ. 防火訓練

関係者は通報連絡、初期消火活動、避難誘導、消防隊への引継ぎ等の役割を確認するとともに、消火設備の操作及び習熟するため、年1回以上の防火訓練を消防署と共同で行うこととする。

防火訓練にあたっては、自主防災組織の防災訓練との連携も視野に入れつつ、連携体制の強化を図ることとする。

表4. 当面の消火活動の対応（図2,3）

対応項目	対応の内容		担当者	
	無人の場合 (自動火災報知設備の作 動による場合)	有人の場合		
		自動火災報知設備の 作動による場合		人為的に発見した 場合
火災の発見	・火災報知ベルの作動により、近隣住民は現地を確認する。	・受信機により火災の発生場所を確認し、現場へ急行する。	・火災を発見した者は、直ちに近くの火災報知器を押す。	火災発見者
通報連絡	・消防機関（119番）へ「所在地、物件名称及び火元、被害の状況等」を通報するとともに、野々市市へ連絡を入れる。		火災発見者	
	・野々市市は消防団へ連絡を入れるとともに、現場へ急行する。			市職員
初期消火活動	・消火器を活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止に努める。		火災発見者及び 火災現場周辺の 住民、市職員	
避難誘導等	・イベント等により来訪者がいる場合、市職員等が落ち着いて避難誘導を行い、安全を確保する。		市職員	
消防団への引継ぎ	・消防団が到着したら、出火現場へ消防署を誘導するとともに、火災や避難の状況報告の情報提供を行う。		火災発見者及び 火災現場周辺の 住民、市職員	
消防署への引継ぎ	・消防隊が到着したら、出火現場へ消防署を誘導するとともに、火災や避難の状況報告、水利等の消火に係る情報提供を行う。		火災発見者及び 市職員	
消火活動	・消防隊により消火活動を行う。		消防隊	

### (3) 防火設備計画

#### 1) 設備整備計画

防火管理区域において火災警報設備及び消火設備を設置する。また第5章の活用計画より、不特定多数の人々が喜多家住宅から出入りすることが考えられるため、必要に応じた消防用設備等の設置を検討する。

なお、当該重要文化財の防火環境や防火対策等の現状を踏まえ、消防法に基づく防火設備に加えた対策を講じることで、当該重要文化財の保存を図ることとし、火災発生箇所によりその対応が異なることから、当該重要文化財を保存するため、火災発生箇所（重要文化財内部（敷地内）からの出火、外部（敷地外）からの延焼）に応じた防火設備を設置することとする。

## ア. 火災警報設備

消防法に定められた火災通報装置を設置し、重要文化財の保護や今後の公開活用に向けた出火時の的確で迅速な連絡体制を整える。また、周囲の住民に火災を知らせるため、火災報知ベルを屋外に2基設置する。また、今後の公開活用時の火災発生の際に来訪者が適切に避難できるよう、消防法に基づき誘導灯・誘導標識を設置する。

## イ. 消火設備

保存修理事業の実施に際しては、所轄消防署や文化庁、専門家の指導を受けて必要な設備を設置する。ただし、設置にあたっては重要文化財としての価値を著しく損なわないよう工事方法や設置位置等を検討する。特に燃えやすい酒蔵道具の展示を想定している箇所は、室内火災に対する注意が必要である。

また、地域コミュニティによる初期消火の体制構築も踏まえつつ、文化財内部からの出火に対処するため、屋内消火栓、屋外消火栓を設置する。敷地外の火災からの延焼に対処するためには、敷地北側作業場に放水銃を設置する。

また、消火設備の水源を確保するため、消防法第20条第1項及び消防庁告示第七号の「消防水利の基準」の「常時貯水量が40 m<sup>3</sup>以上又は取水可能水量が毎分1 m<sup>3</sup>以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するもの」並びに、文化庁の「重要文化財防災施設等補助事業における運用指針」における50分間の放水が可能な水量の確保を踏まえつつ、消防車到着までの初期消火を行える水量を確保するため、80t以上の地下式耐震性貯水槽及びポンプ室を設置することも検討する。

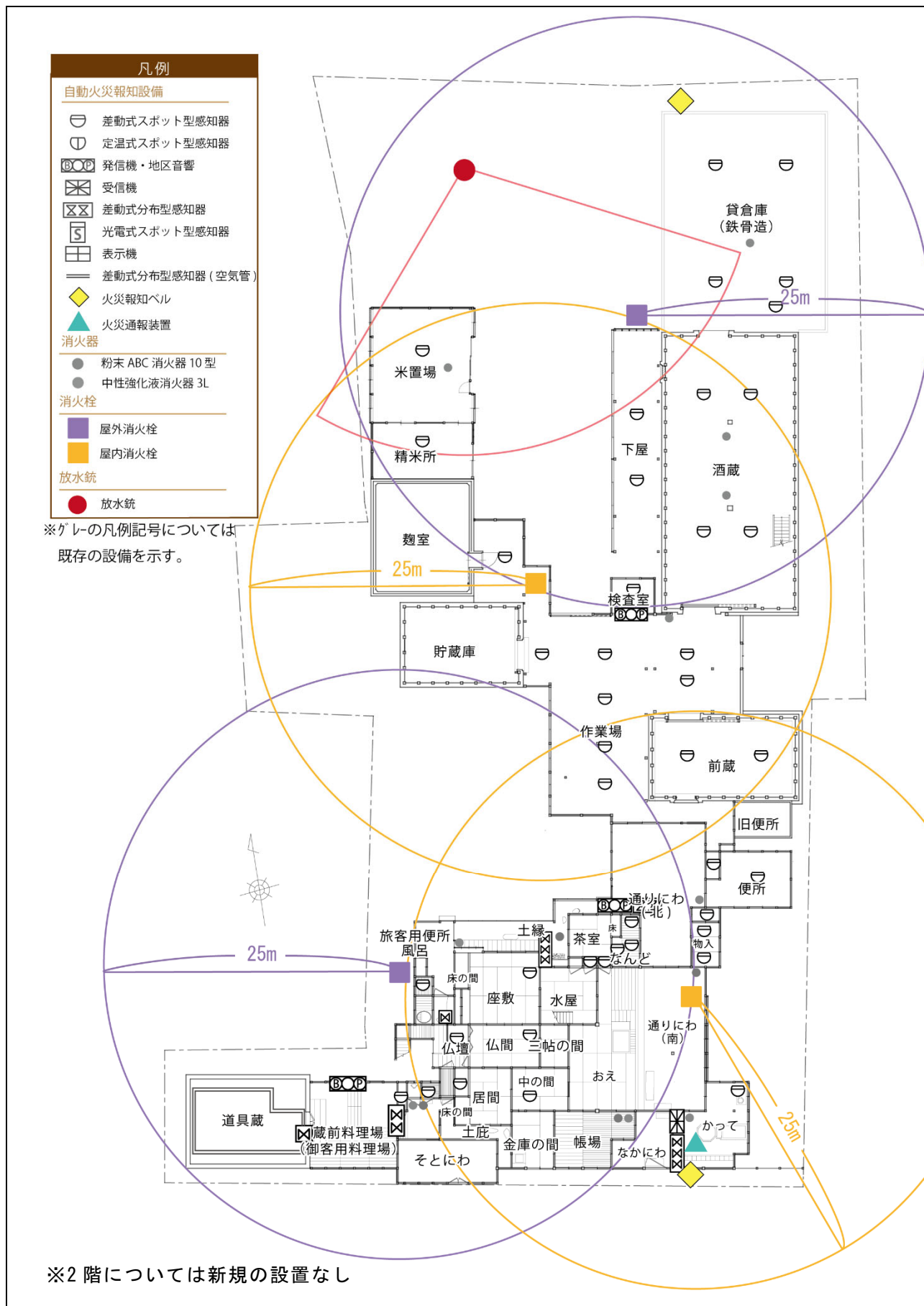


図5. 新規に設置する防火設備配置

表5. 火災通報装置設置後の消火活動の対応（図5）

対応項目	対応の内容		担当者
	無人の場合 (自動火災報知設備の 作動による場合)	有人の場合 自動火災報知設備の 作動による場合	
火災の発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災通報装置により白山野々市広域消防本部へ連絡が入るとともに、野々市市にも連絡が入る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信機により火災の発生場所を確認し、現場へ急行する</li> </ul>	火災発見者
通報連絡		<ul style="list-style-type: none"> <li>火災通報装置により白山野々市広域消防本部へ連絡が入るとともに、野々市市にも連絡が入る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災を発見した者は、直ちに近くの火災通報装置を押す。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>野々市市は消防団へ連絡を入れるとともに、現場へ急行する</li> </ul>		市職員
初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理区域内における初期出火の場合は、近くに設定されている消火器による初期消火に努め、消火器による消火活動が難しい場合は、近くの屋外消火栓に急行し、これを活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止に努める。</li> <li>防火管理区域外で出火している場合は、重要文化財への延焼を防止するため、出火側の放水銃に急行し、これを活用して火災の延焼防止に努める。</li> </ul>		火災発見者及び火災現場周辺の住民、市職員
避難誘導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等により来訪者がいる場合、市職員等が落ち着いて避難誘導を行い、安全を確保する。</li> </ul>		市職員
消防団への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団が到着したら、出火現場へ消防署を誘導するとともに、火災や避難の状況報告の情報提供を行う。</li> </ul>		火災発見者及び火災現場周辺の住民、市職員
消防署への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防隊が到着したら、出火現場へ消防署を誘導するとともに、火災や避難の状況報告、水利等の消火に係る情報提供を行う。</li> </ul>		火災発見者及び市職員
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防隊により消火活動を行う。</li> </ul>		消防隊

## 2) 保守管理計画

現状で設置している防火設備及びこれから整備する防火設備については、消防法第17条の3の3に基づく法定点検（機器点検、総合点検）を実施するとともに、その結果を維持台帳に記録し、3年に1度野々市市長に提出する。また、防災設備の機能を保持するため、法定点検とは別途、防災設備の位置や不良事項等の適宜把握するなど、自主点検に努めることとする。

表6. 防火設備の点検・点検結果の報告

項目	内容	周期	根拠法令等
自主点検	防災設備の位置や不良事項等を把握し、防災設備の機能を保持する。	適宜	—
法定点検	一 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動 二 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項	1回/年	平成16年5月31日消防庁告示第9号

		三 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項		
	総合点検	消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、関連法令で定める基準に従い確認する。	1回／年	
点検結果の報告		法定点検の結果を維持台帳に記録し、その内容を野々市市長へ提出する。	1回／3年	—

## 2. 耐震対策

### (1) 地震履歴

石川県は地震災害が少ないと考えられているが、過去には、寛政11年(1799)加賀地震(M6.0)<sup>1)</sup>、安政5年(1858)飛越地震(M7.0)<sup>2)</sup>、昭和23年(1948)福井地震(M7.1)<sup>3)</sup>、昭和27年(1952)大聖寺沖地震(M6.5)<sup>3)</sup>、平成5年(1993)能登半島沖地震(M6.6)<sup>3)</sup>、平成19年(2007)能登半島地震(M6.9)<sup>4)</sup>、これらの地震によって、石川県内で被害もたらされている。しかし、野々市市における地震被害は記載されていない。およそ300年の間は地震に関しては平穏であった。しかし、金沢地域でもっとも警戒を要する地震源としては、森本・富樫断層の活動であろう。現在、直下型でマグニチュード7.2と想定されている。マグニチュード7.2の直下型としては平成7年(1995)兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)の地震の規模と同程度の規模である。相当の被害の発生が予想され、耐震対策は重要である。

### (2) 耐震診断及び耐震補強の方針

喜多家の耐震診断及び耐震補強を実施するための事前調査を実施した。資料編に平面図と鉛直構面の展開図を示す。さらに、現状の写真を示す。

#### 1) 診断方法

喜多家の構法は、伝統的な木造構造であり、主要な耐震要素は土壁である。このことから、耐震性能を評価する方法としては、限界耐力計算あるいは地震応答解析が妥当である。

#### 2) 診断のクライテリアの設定

喜多家住宅の今後の活用方針を鑑み、不特定多数の人が立ち入る建物(主屋、道具蔵、作業場、前蔵、貯蔵庫、廻室、酒蔵)を「安全確保水準」に合わせた整備を行う。設計用のクライテリアは、主要構造が土壁であることを考慮すると、 $1/20 \sim 1/15 \text{rad}$ とし、揺れによる変形や建物同士がぶつかることがないようにすることが妥当と考えられる。

土壁の仕様は地域によって異なっており、正確な評価するためには土壁の構造詳細調査を行い土壁を再現し、静的加力実験を行うことも検討する。図1に各地土壁の仕様例を示す。

喜多家の土壁の仕様は、金沢市内で確認された土壁と同等と見なして、金沢仕様土壁の力学的な復元力特性を採用するものとする。

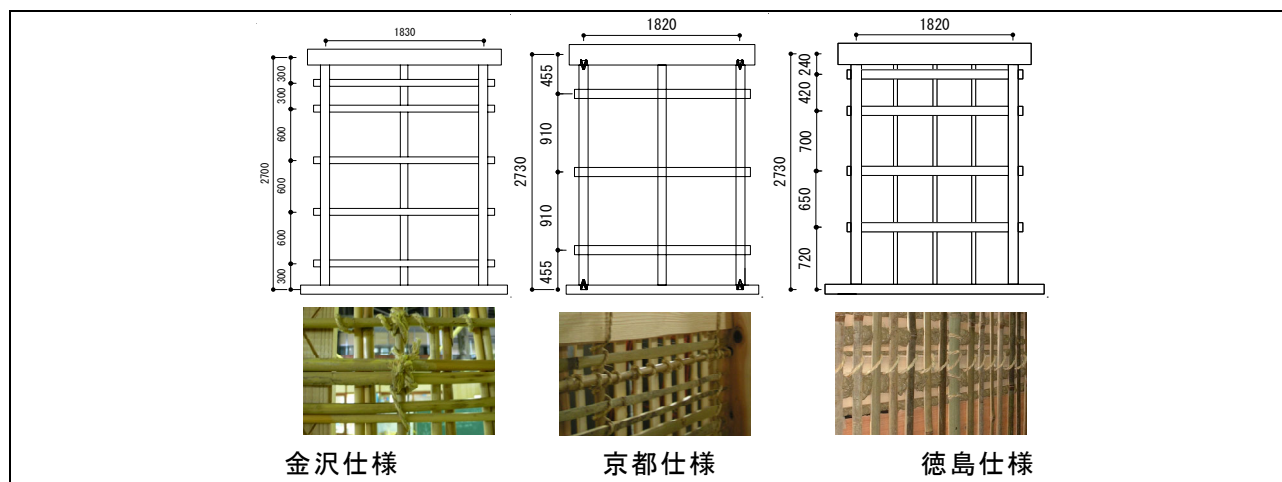


図6. 各地の土壁仕様例

敷地内の塀については、復旧可能水準に合わせた整備を行う。ブロック塀については撤去し、歴史的環境に配慮した塀を設ける際に復旧可能水準に合わせた整備を行う。ただし、生け垣の場合は防虫・防蟻などの対策を、板塀に関しては防火・耐火の対策を考慮して整備を行う。

### 3) 酒蔵の耐震診断

酒蔵は土壁で囲われており、健全であれば耐震性能は高い。しかし、多くの地震時での蔵の被害では、液状化に伴う沈下、蟻害による貫材の腐朽が原因で、傾斜や倒壊が発生している。経年劣化、腐朽・蟻害、地盤調査は必要である。

### 4) 耐震診断の課題

図2に1階の平面図を示す。オレンジ色で塗り潰した箇所は吹き抜け（あるいは吹き抜けと連続した空間）となっている。調査の結果、内法高さより上の空間に梁と貫が多数見られており、梁および貫はほぼ同寸のものが規則正しく配置されていると考えられるが、力学的な解析モデルを構築することは非常に難しい。また、平面的にも偏心しており、単純なモデルでは正当に評価されない。

詳細調査を実施し木組などの詳細を把握した上で、高度な解析ソフト（マイダス、スナップ、wallstat など）を駆使して、解析しその地震挙動を明らかにする必要がある。

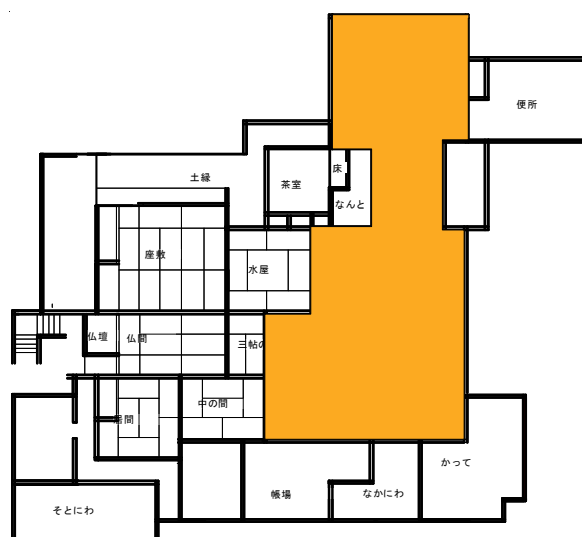


図7. 1階平面図及び吹き抜け部分

### 5) 今後の対処方針

計画策定後、耐震診断を実施のうえ補強を検討し、改修工事に合わせて補強工事等を実施する。

#### (3) 建物の経年劣化、腐朽・蟻害調査、不陸調査

建物の耐震診断では、建物や周辺地盤が健全であるという前提で実施される。しかし、建物の築年数が経てば、建物に不陸が発生したり、腐朽・蟻害が発生し、建物の耐震性能を劣化させる。

建物の経年や腐朽・蟻害に対しては、別途、専門家による調査を実施し、必要に応じて部材の取り替えや補強が必要になる。

#### (4) 地震時の対処方針

喜多家は1階では比較的容易に避難できると考えられるが、階段が1つしか無く、2階では避難が1方向となっている。2方向避難が原則であるので、もう1箇所の避難経路を確保する必要がある。避難経路図は第5章に記載する。

今後の公開活用にあたって、被震時には市職員等が利用者を速やかに避難誘導する。詳細については、避難マニュアルを作成し管理者や市役所職員等の関係者に周知徹底する。

### 3. 防犯対策

#### (1) 事故履歴

毀損・放火・盗難等に係る大きな事故の履歴はない。

#### (2) 事故防止のために講じている措置

休館日である月曜日以外の日中は管理人が常駐している。主屋入口、作業場入口、裏口の施錠を実施している。

#### (3) 今後の対処方針

当該重要文化財では、不法侵入、盗難、落書きの他、放火等のリスクが想定され、今後の公開活用にあたっては、不特定多数の人が出入りすることから、犯罪リスクが高まることとなる。そのため、これらの犯罪を起きにくくするため、以下の通り対処する。

重要文化財建造物内における盗難等の犯罪を抑止及び監視するため、今後、日中の公開活用時における常駐管理人の配置や公開範囲の設定等の管理運営体制の検討を踏まえつつ、主要な部分や人目に付きにくい場所等に防犯カメラを設置する。また、夜間における落書きや不法侵入等の犯罪の抑止及び監視をするため、敷地境界部等に防犯カメラを設置する。なお、改修前に防犯カメラを設置する場合には、柱を傷つけないなど原状復帰が可能な設置方法を検討する。また、今後の公開活用に向けた管理運営体制の検討では、定期的な見回りを行う体制を検討・構築する。

主に夜間における重要文化財建造物内への接近及び不法進入を防ぐため、老朽化した施錠設備を取り換えるとともに、窓への威嚇ベル設置等の警報設備の設置、必要に応じて警備会社と連動したガラスセンサー等の非常通報設備を設置する。また、重要文化財建造物に放火等の犯罪に至った際の火災の被害を防止するための防火対策を実施する。

また、地域ぐるみの巡視や不審者への近隣住民等により積極的に声掛けを行うなど、地域ぐるみによる防犯対策に努める。



図8. 今後の防犯対策の項目

## 第5章 活用計画

本章では、重要文化財に指定されている喜多家住宅主屋、道具蔵および酒造施設群、それらと一体として構成されている庭園などを含む敷地全体の公開活用を図るため、公開活用の方針を定める。なお本計画は、事業の進捗に応じ、内容の検討を行うこととする。

### 1. 公開その他の活用の基本方針

#### (1) 現状

喜多家住宅主屋は、昭和47年(1972)6月3日から当時の所有者によって、喜多記念館として公開が行われてきた。令和2年度に野々市市が取得し、直営により公開を続けている。

現在、主屋の1階、2階を公開しており、管理上、主屋西側の勉強部屋など一部の立入を制限している。従前から公開されているため、受付台、土間の休憩用ベンチ、来客用トイレは設置されている。主屋1階のおえにある囲炉裏には代々喜多家の当主夫人によって美しい灰形が描かれて客人を魅了してきたが、公有化と共に管理人がその技術を受け継ぎ、現在も定期的に描き直して美しさを保っている。主屋北側の酒造場については安全面から非公開としている。



写真1 おえ



写真2 囲炉裏の灰形

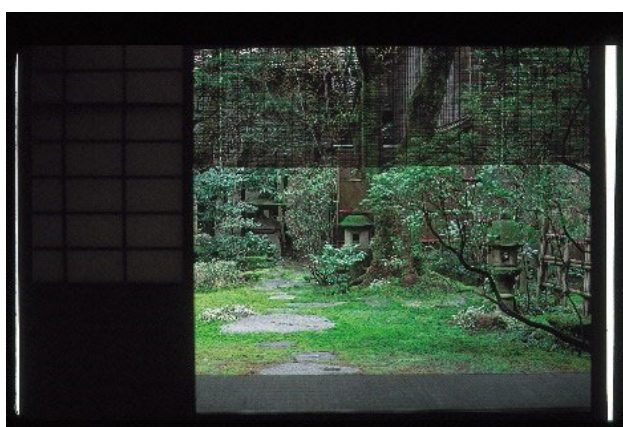


写真3 中庭



写真4 酒器展示風景

## (2) 公開活用の基本方針

文化財としての価値を堅実に保存しつつ、その価値をわかりやすく発信していくため、公開活用の基本方針を以下のように定める。

1. 重要文化財建造物の価値を堅実に保存するための修理及び活用整備を実施する。
2. 重要文化財の価値を分かりやすく伝えるための解説や展示をするとともに、継続的に訪れたいくなるような工夫を凝らす。
3. 安全で快適に利用できるよう環境を整備する。
4. 重要文化財の単体の価値のみならず、北国街道まちづくり基本計画が対象とする周辺施設などと一体となった魅力の普及・啓発を図る。
5. 地域コミュニティの交流の場として活用する。

## 2. 公開計画

### (1) 喜多家住宅の公開範囲及びエリア

喜多家住宅の公開活用にあたっては、喜多家住宅で行われていた酒造の歴史を体感することに加え、継続的に訪れたいくなるような工夫を凝らすため、図 1, 2 に示すとおり、建造物を含め敷地全体を5つのエリアに区分し、エリアの特性に応じた公開活用を図ることとする。

#### 1) 主屋エリア

主屋は、見学者の安全に配慮したうえで、可能な限り現状と同等の公開を実施する。建物の雰囲気や環境を阻害しない形で、案内や誘導サイン、展示スペースなどを設ける。また、おみやげや座敷など広めのスペースにて、地域住民などのコミュニティ活動の場やイベントの場などとして活用する。

#### 2) 前蔵、作業場、貯蔵庫、麹室エリア

建造物の修理・整備が行われていないため、部分的に立ち入りの制限を行い、また大規模な修理工事の際には公開範囲を限定し、その工事の様子も公開するよう努める。大規模な修理工事が終了した際には、酒造業に関する道具や設備を展示し、酒造りの工程を説明する解説などを設ける。

#### 3) 酒蔵エリア

重要文化財の価値を向上させるため、北側の屋外作業場の空間を活用し、便益機能を高める施設及び環境の整備を行う。建造物の修理・整備が行われていないため、修理工事や安全対策を行った上で、一階部分に限り公開を行うこととする。

また、主屋エリアの公開と切り離し、酒蔵エリア単独での活用が行えるよう、鉄骨造の貸倉庫を撤去した上で、同位置に管理棟や便所を設置する。地域住民などのコミュニティ活動やイベントの際の場として活用する。

#### 4) 中庭エリア

中庭は回遊路を設け、池泉を周遊できるような活用を図る。中庭内に流れる水路や池などは常時水が流れ入れるよう、敷地外の用水からの水利機能の再生整備を行う。

#### 5) その他エリア

公開活用の際に使う備品等を保管するバックヤードとして活用する。

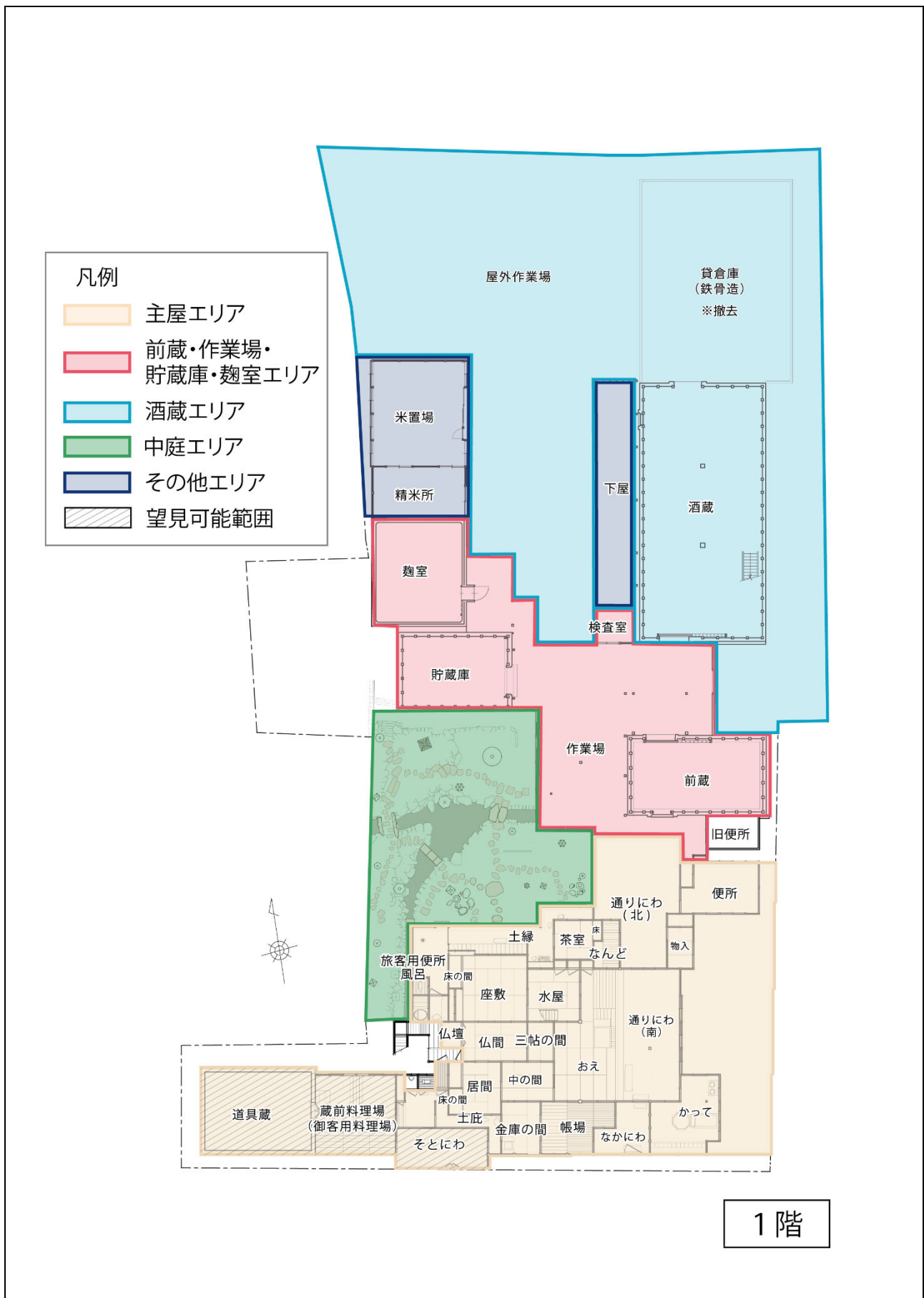


図1. 建造物の公開範囲案(1階)

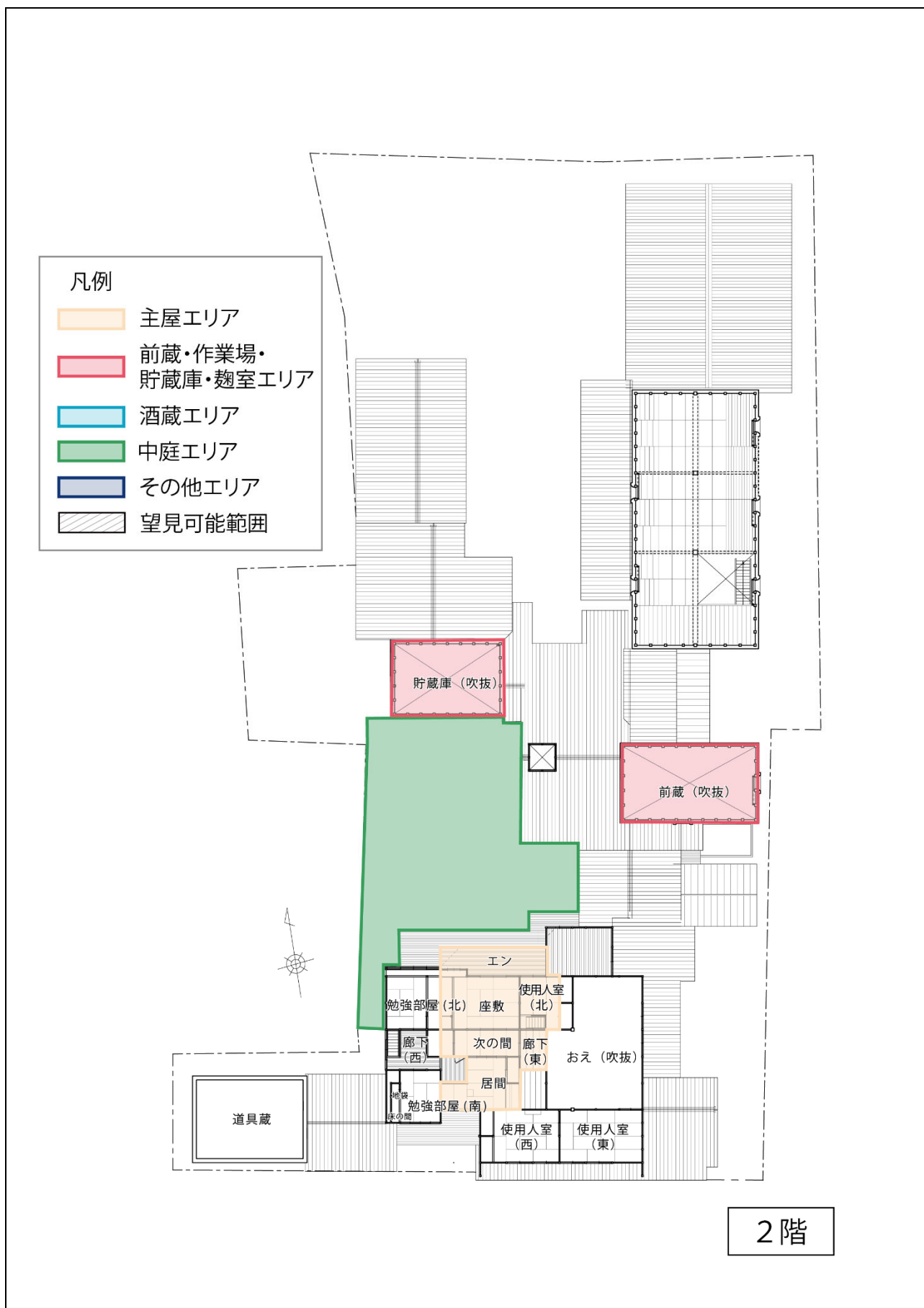


図2. 建造物の公開範囲案（2階）

## (2) 関連資料等の公開計画

文化財の価値をより広く発信し、深く認識してもらうため、喜多家住宅に関連する史資料の公開展示を行うとともに、来訪者が継続的に訪れたいくなるよう、企画展示等の機会を設ける。

喜多家住宅に関連する史資料としては、酒造関係の道具や資料、家具、調度品などがあり、それらの公開により喜多家の営みのより深い理解を促すとともに、広く発信する。特に、おえの囲炉裏の灰形については、喜多家の営みを象徴するものであり、今後も継続的に維持できるよう、技術の継承方法について検討を深める。

なお、公開展示にあたっては、展示にかかる施設の整備について、重要文化財の毀損などの影響を及ぼさないような方法や場所、設備などを検討し、整備する。また、史資料の公開にあたっては、文化財の価値をより広く発信するため、パンフレットなどを作成し、現地で配布するとともに、市のホームページなどで積極的に発信を検討する。



写真5 米置場の酒蔵道具

### 3. 活用基本計画

#### (1) 計画条件の整理

##### 1) 現状・課題

- ア. 野々市市第一次総合計画
- イ. 北国街道にぎわい創出プロジェクト
- ウ. 北国街道まちづくり基本構想
- エ. 野々市市都市計画マスタープラン
- オ. 北国街道まちづくり基本計画

##### 2) 関連法令

- ア. 文化財保護法（重要文化財建造物）
- イ. 建築基準法
- ウ. 消防法

#### (2) 建築計画

##### 1) 平面計画

全面改修後の公開案を図 3, 4 に示す。主屋、道具蔵および酒造施設群は、重要文化財としての価値を利用者に広く知ってもらうため、公開することで形態・意匠・構造形式など町家建築そのものを見学できることを基本とする。

なお、公開の範囲や方法については、今後修理工事の計画と調整し、検討することとする。

##### ア. 主屋・道具蔵

おえの通りにわ部分は、来訪者が最初に訪れる空間として誘導を図る場所とするとともに、サインやパネルにより喜多家の歴史や建物の構造形式などを解説する。座敷、仏間ほか床上部分は、二階を含め、空間そのものを見せるとともに、喜多家に残された調度品などを公開し、喜多家の営みを理解できる展示を行う。

蔵前料理場と道具蔵については、道具蔵入口のねずみ返しを保護するため、望見可能な範囲に設定し、居間の南側にある土庇から中を見学できるようにする。

##### イ. 前蔵・作業場・貯蔵庫・麹室

酒造施設群のこれらの建物においては、サインやパネル、および酒造道具の展示により、伝統的な手法による日本酒の製造工程を解説する展示を行う。

##### ウ. 酒蔵

酒蔵については、酒造について学びを深められる体験学習や蔵の広さを活かしたイベントスペースとして活用することで、来訪者と地域住民などの交流の場としての活用を想定する。

##### エ. 精米所、米置き場、酒蔵の下屋

精米所、米置き場、酒蔵の下屋のスペースについては、公開範囲で行う展示やイベントの備品等を保管するためのバックヤードとして使用する。

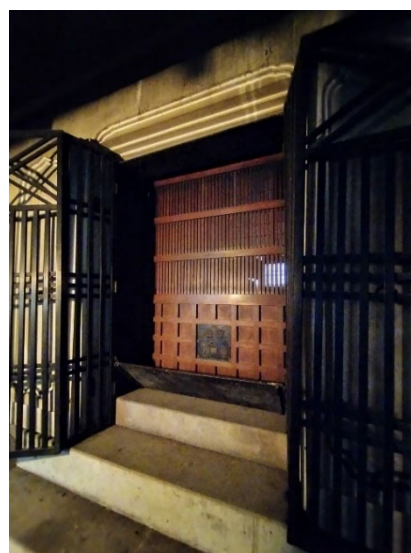


写真6 道具蔵ねずみ返し

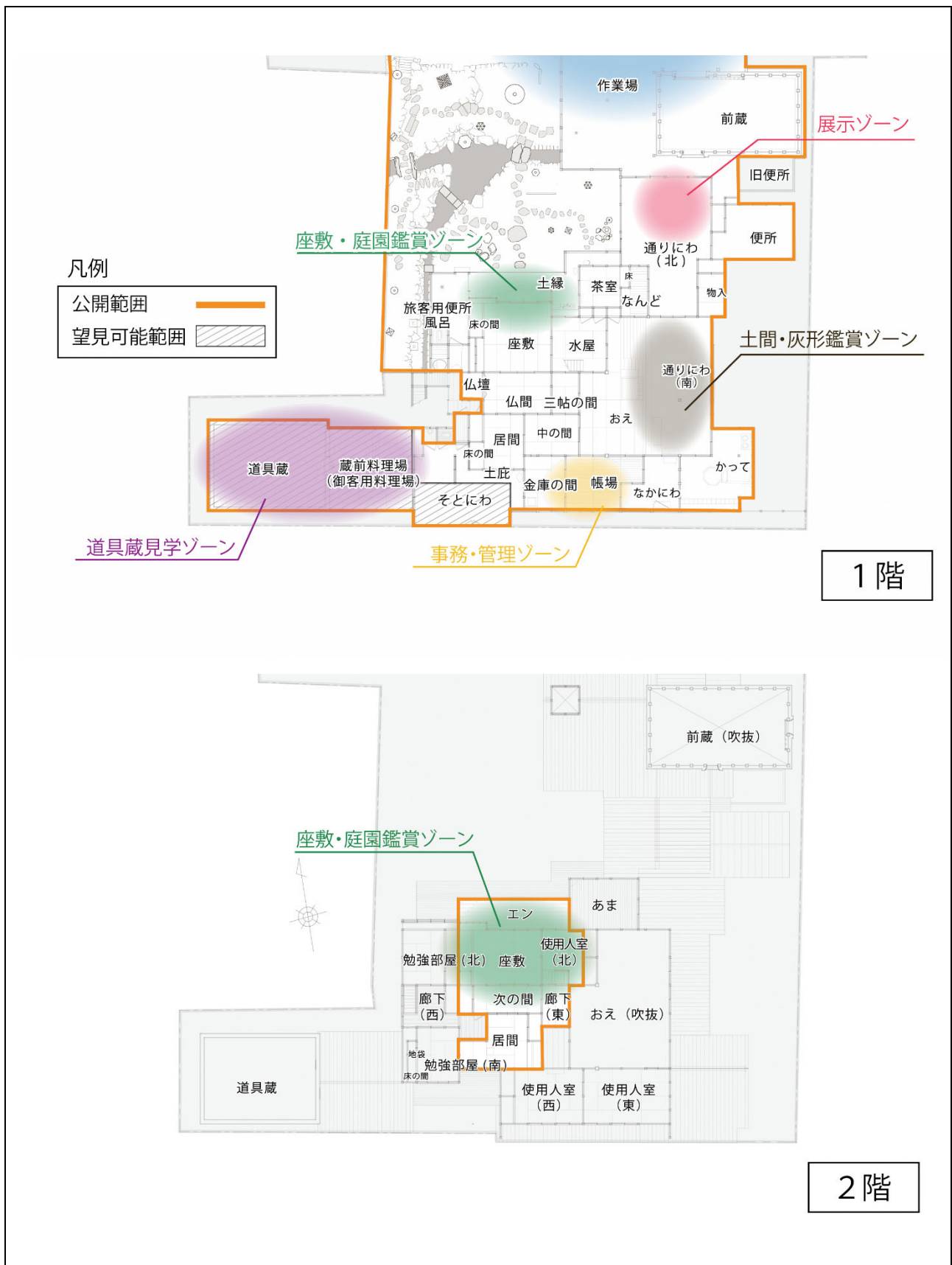


図3. 全面改修後の公開範囲時案（1階・2階主屋部分）

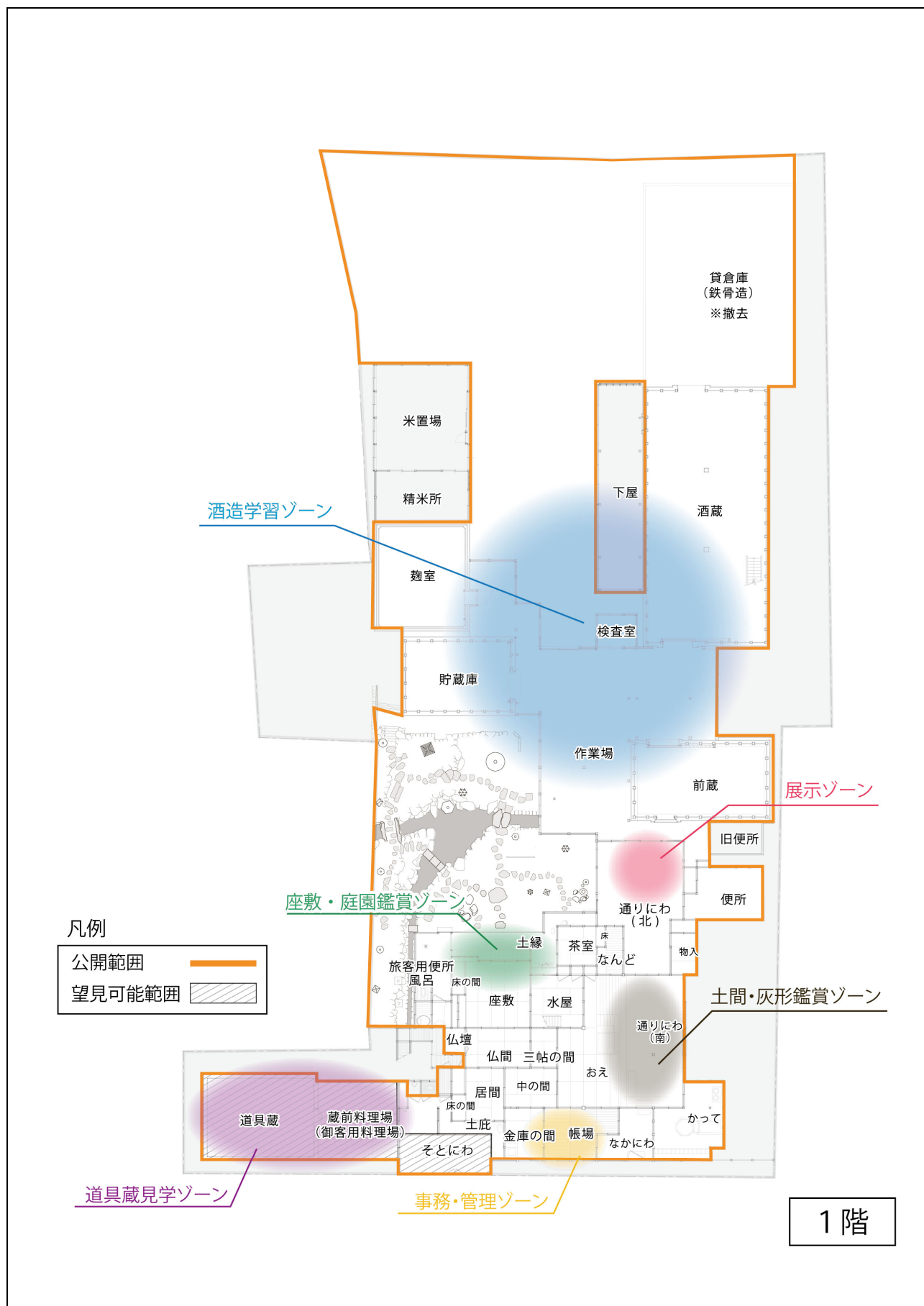


図4. 全面改修後の公開範囲時案(1階全体図)

## 重要文化財 喜多家住宅活用のイメージ・活用事例

## ○酒造学習ゾーン

## ・ 日本酒 復活版「猩々」試飲会

喜多家では明治初年頃より酒造業を営み、昭和40年代まで「猩々」の銘柄で日本酒の製造販売を行っていた。現在、市内酒造会社（中村酒造）にて、復活版「猩々」の醸造を予定している。約半世紀の時を経て復活した日本酒を、かつてその酒を醸していた酒蔵で味わう昔と今、そして未来を繋ぐイベント。



天吹酒造「蔵開き」（佐賀県みやき町。国登録有形文化財）/天吹酒造 HP

## ・ 「猩々」の酒粕を使用した料理教室

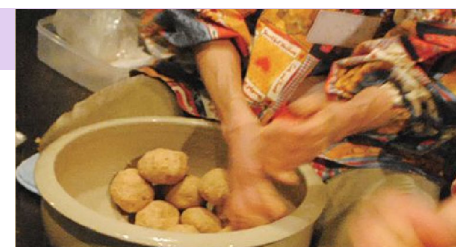
古来より日本人に親しまれていた酒粕。美味しいだけでなく、近年では美容や健康の面でも注目を浴びている。それら酒粕を用いた栄養たっぷりのメニューを考案し、市民の皆さんに復活版日本酒「猩々」共々、酒蔵文化を楽しんでいただく。



旧市川家住宅「懐かしのおやつづくり講座」（愛知県日進市。国登録有形文化財）/旧市川家住宅 facebook

## ・ 「発酵」をテーマにした体験教室

塩麴づくりや味噌づくりといった身近な発酵食品の手作り体験を通じて、酒造りの過程を知り、喜多家の酒造業の歴史を理解するきっかけとする。



熊谷家住宅「お味噌を仕込もう」（島根県大田市。国登録有形文化財）/大田市 HP

## ○展示ゾーン

## ・ 酒樽をはじめとした酒造道具類の展示

酒樽や酒瓶ラベル等、造り酒屋の様子が分かる道具を展示し、酒造りを行っていた当時の喜多酒造を、訪れる人にイメージしてもらう。



大平庵酒造資料館（佐賀県多久市。酒造用具が国重要有形民俗文化財）/大平庵 HP

## 2) 施設等整備計画

### ア. 保存管理、環境保全、防災にかかる施設など

主屋には消防設備、警報設備等が設置されているものの、各種対策を講じる必要があることから、今後の活用公開に向けた整備の中で、各計画で位置づけられた設備を設置する。

### イ. 公開、活用にかかる施設など

文化財の価値を分かりやすく伝えるための説明版や誘導サインなどの公共サインおよび音声・映像解説設備などは不足しているため、新規に設置する。緊急時のための誘導灯・誘導標識などの設備、その他室内照明や空調などの基本的な設備を設置する。なお、公共サインや音声・映像解説設備にあたっては、外国語に対応したものとする。館内の段差部分には、取り外し可能なスロープを用意するなど、バリアフリーに対応したアクセス路を確保する。

今後の公開活用における用途や管理運営体制の構築にあたっては、市が主体となって検討することとする。管理スペースは、主に帳場をあてることとし、管理人が常駐して維持管理、活動が行うことができるよう、活動物品や空調機などの環境を整えることとする。

なお、駐車場は当該敷地内で整備することが困難なため、管理用駐車場を最小限確保することとどめ、来訪者用の駐車場は近隣の公共駐車場を利用することとする。

### ウ. 展示施設、家具、事務機器などの配備にかかる計画

展示施設は公開計画を踏まえ、設置することとする。

## (3) 外構及び周辺整備計画

排水設備や樹木の定期的な維持管理を行い、文化財の価値を保存する。中庭は調査研究に基づき整備するとともに、周辺の板塀も適切な維持管理と修繕を行う。

## (4) 管理・運営の基本方針

### 1) 管理・運営の基本方針

当該重要文化財は、野々市市が所有者として、その保護を図る。また、文化財保護法の目的を踏まえ、文化財である喜多家住宅を堅実に保存するとともに、文化財が価値あるものとして後世に伝えるべきものであることについて理解を広げ、深めるため、文化財の活用を適切に進めることとする。

管理・運営にあたっては、本計画に基づき実施することとする。

### 2) 管理・運営の方法、体制

公開活用は野々市市が主体となって、公開時間や管理運営費、体制などを具体化することとする。

## 4. 実施に向けての課題

### (1) 建築的課題

#### 1) 公開活用時の動線確保

公開活用にあたっての建物・部屋の活用用途・方法や、それに伴う利用者の動線について検討を行い、安全で快適な見学ができるようにすることが必要である。

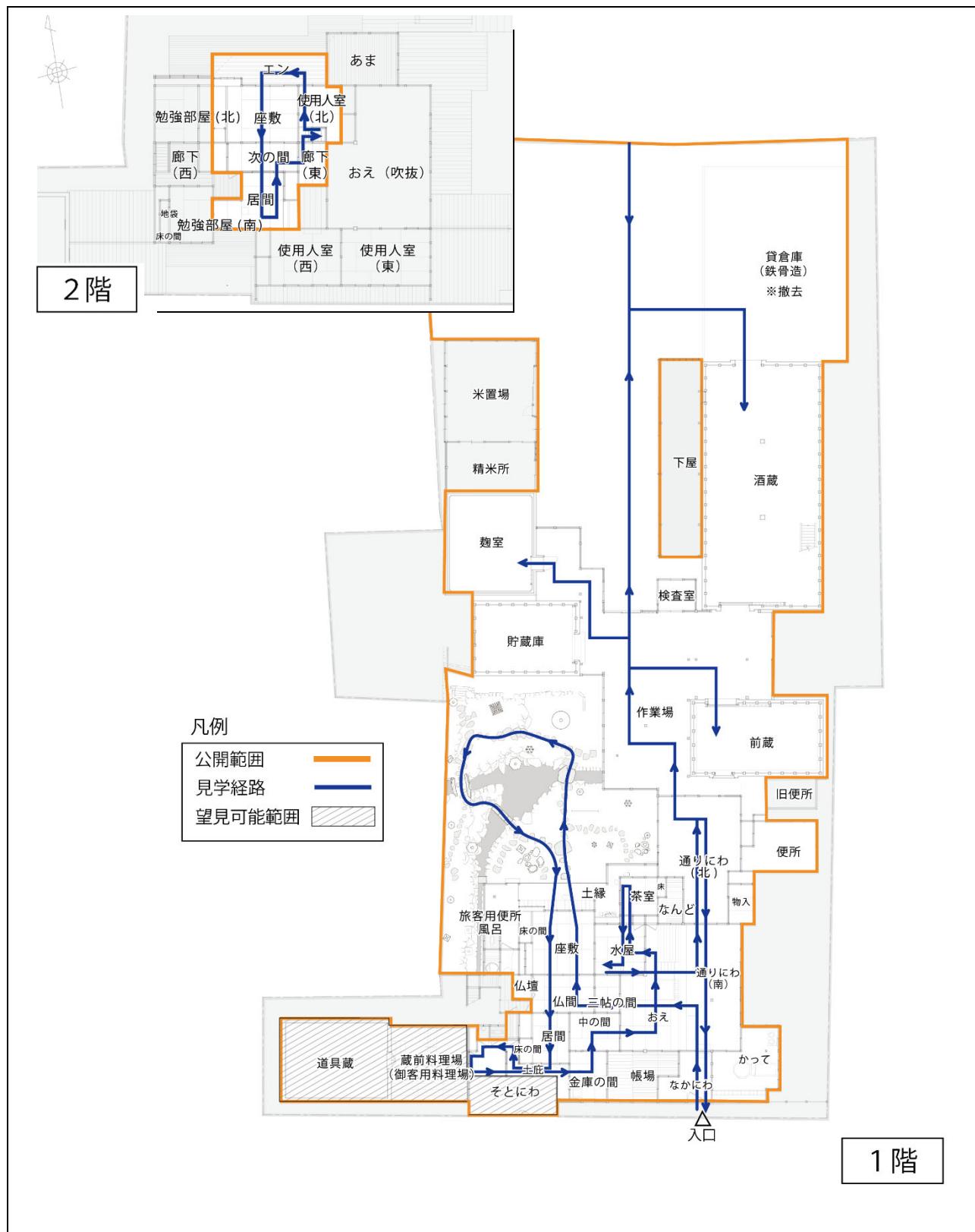


図5. 見学経路図 (1階・2階)

(2) 管理・運営に関する課題

1) 公開活用時の管理運営体制

公開活用にあたっての地域住民などとの共同による管理運営体制の構築や、地域のボランティア団体などとの連携した現地での案内や、イベントの開催等の検討とともに、消防訓練などの緊急時の行動計画を共有する必要がある。

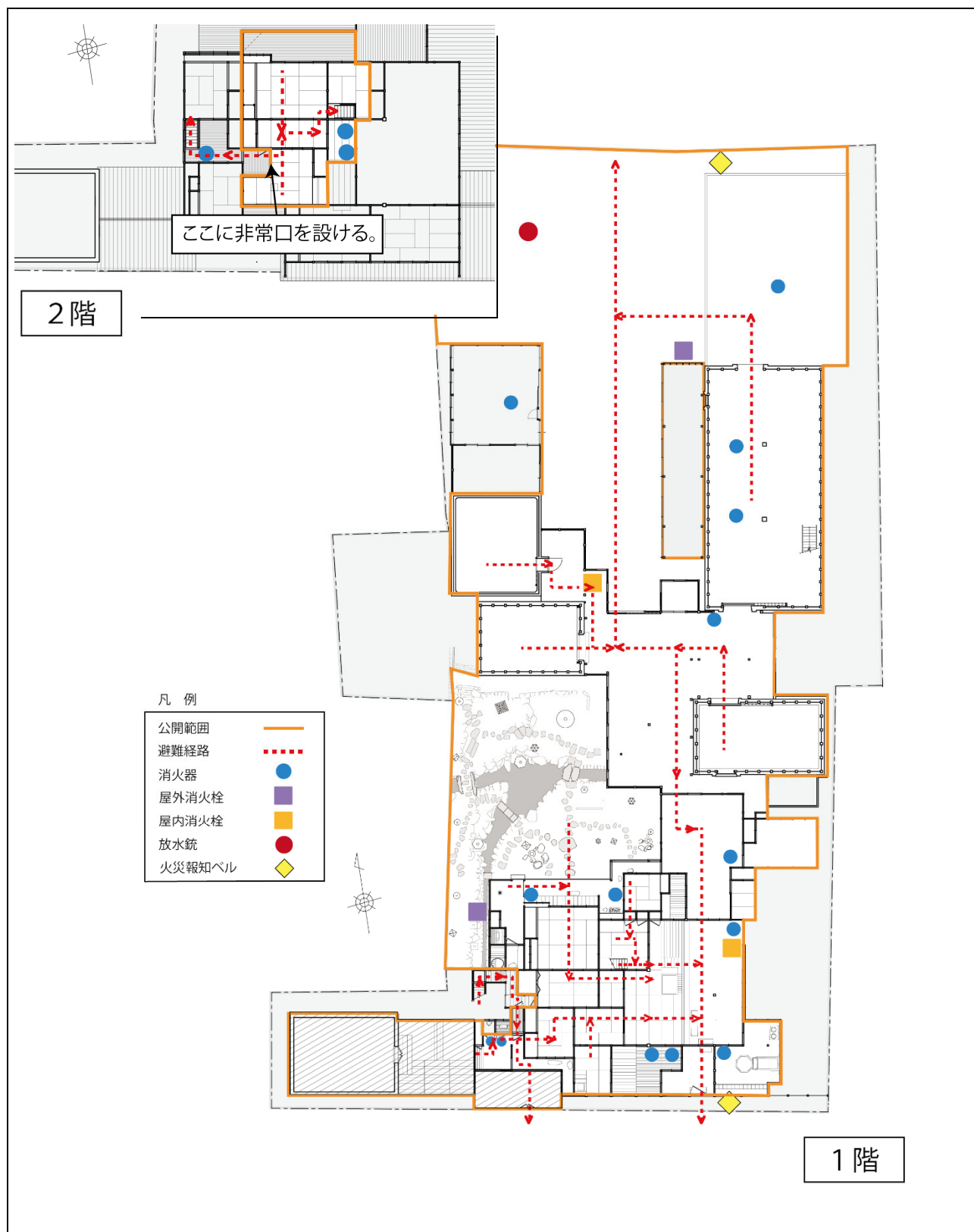


図6. 避難経路図 (1階・2階)

## 第6章 保護に係る諸手続き

本章では、重要文化財に指定されている建造物の保存・活用にあたり、必要な文化財保護法の諸手続きの位置づけ等を定めたものである。

### 1. 文化庁長官への届出を要する行為

#### (1) 所有者の変更

新所有者が届出なければならない。

#### (2) 所有者又は管理責任者の氏名・名称・住所の変更

所有者または管理責任者が届出なければならない。

#### (3) 滅失・き損

火災などの災害によって文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、速やかに届出なければならない。

#### (4) 所在場所の変更

重要文化財建造物そのものの移築はその周辺環境や歴史的価値に重大な影響を及ぼすため、後述の現状変更として取り扱われ、文化庁長官の許可が必要である。

#### (5) 修理

蟻害、虫害による小修理、き損の拡大を防ぐための応急の措置などは特に届出を必要としないが、建造物の修理は一般に事前に届出を行い、技術的な検討や指導を受ける必要がある。

表 1. 文化庁長官への届出申請が必要な事項一覧

事項	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
所有者・管理責任者の変更	所有者・新所有者・新管理責任者	文化庁長官	20日以内	指定書添付	法 32 第 1、2 項
所有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者 管理責任者		20日以内	所有者にかかわるときは指定書添付	法 32 第 3 項
滅失・き損・亡失・盗難	所有者（管理責任者または管理団体）		10日以内	—	法 33
修理の着手 （現状変更に関わるものを除く）	所有者または管理団体		30日以前	—	法 43 の 2 第 1 項修理届出

## 2. 文化庁長官への許可を要する行為

### (1) 現状変更

現状変更とは、以下のような行為を指す。

なお、文化財建造物を維持していくための必要な措置として、軽微な小修理、または災害による損傷及び被害の拡大を防ぐための応急措置は、現状変更に該当しない。

- ア 改造する場合（間仕切の取り付けまたは撤去、窓の取り付けなど）
- イ 構造、形式、規模を変える場合
- ウ 意匠を変える場合
- エ 復原しようとする場合
- オ 移築または曳屋をする場合
- カ 建物の建つ地盤の高さを変える場合

### (2) 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくても、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいい、以下のような行為を指す。

- ア 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- イ 文化財建造物の敷地内の火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ウ 文化財建造物の周辺における切土、盛土、その周辺の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- エ 文化財建造物の内部に、防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合
- オ 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合
- カ 文化財建造物の一部に、直接触れる手法により模写する場合
- キ 文化財建造物から直接型取りを行う場合
- ク 文化財建造物の一部に、強い光線をあてて写真の撮影などを行う場合

表2. 文化庁長官への許可申請が必要な事項一覧

事項	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
現状変更または保存に影響を及ぼす行為	行為を行おうとする者	文化庁長官 (※)	事前	但し維持の措置もしくは応急措置または影響が軽微の場合は除外される	法43第1項

※建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地の現状変更の許可は、都道府県の教育委員会が行う。

### (3) 申請許可が必要な物件

#### 1) 文化庁長官への許可申請が必要な物件

主屋、道具蔵、作業場、酒蔵、前蔵、貯蔵庫、附 麴室、附 精米所及び米置き場  
敷地外の門、石垣、外塀、内塀、井戸

#### 2) 石川県教育委員会への許可申請が必要な物件

敷地内に所在する重要文化財以外の全ての建造物（P1-7 図2を参照）。  
樹木の伐採も含む。

### 3. 計画の改定に係る手続き

本計画は、第1章で前述した通り、事業の進捗および関連法令や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととし、改定を行う際は以下の手続きを踏まえることとする。

計画改定の検討にあたっては、野々市市は、文化庁並びに石川県教育委員会、その他関係機関と協議・調整を実施の上、取りまとめた改定計画案を文化庁へ提出し、確認を受けることとする。

# 参考資料

## — 目次 —

### 参考資料

---

1. 野々市市・旧喜多家の造酒道具と関連資料の概要…………… 資料-1
2. 喜多家住宅周辺樹木位置図・緑地分布・樹木リスト…………… 資料-5
3. 第4章 耐震診断及び耐震補強の方針（平面図・展開図・現状写真）…………… 資料-9
4. 関係法令集…………… 資料-28

## 参考資料 1

### 野々市市・旧喜多家の造酒道具と関連資料の概要

野々市市文化財審議委員会委員 小林忠雄

#### (1) 歴史的背景

商品として酒がつくられたのは 13, 4 世紀であり、その中心は京都、奈良、鎌倉などであった。室町期になると酒造業は全国展開をみせ、特に京都は荘園領主が集まり住む場所なので、諸国の年貢米が集まった。また当初から酒のもとになる酒麴はその製造、販売の特権は北野神社に属する麴座に独占されていた。なかでも河内金剛寺、大和中川寺、近江百済寺などの僧坊酒が有名。その他摂津西宮・兵庫の酒、越州豊原の酒、加賀宮腰の菊酒、筑前博多の練貫酒、伊豆江川の酒が名だたる銘酒とされた。

加賀の菊酒の場合の初見は、江西龍派（続翠）の『杜詩続翠抄』（永享 11 年（1439）頃）に中国の銘酒、「麴米春」に「加賀の菊酒と云様」との記載がある。当時は酒と言えば白酒（濁酒）ではなく清酒のこと。また足利義満時代の『義経記』を基に、猿楽能の「安宅」に、富樫が詫びのしるしに「きくの酒」を贈るとの記載がある。しかしながら室町期に京文化で「加賀の菊酒」は定着したものの、京では古くから加賀菊酒の産地は宮腰とされてきたが、それは酒は舶載されてきたから。

大永 7 年（1527）上洛した白山長吏澄祝（阿仏坊）は 4 月 19 日、母の実家である公家山科言綱邸で菊酒を振る舞った。（『言綱卿記』）この頃の白山長吏は寺方に属する。一方、白山中宮には平安時代に既に白山神に捧げる神酒を造る「酒殿」があったもので、これは白山神人が造った可能性が高い。『三宮古記』には「酒頭」が、祭礼諸行事に必要であり、それは白山寺の僧坊酒と考えられる。狂言「餅酒」には天正 6 年（1578）加賀の百姓は酒を持参、越前は餅を持参し上洛したときのことを演じていた。この狂言は京では「実相坊の菊酒」と称された。

壺や酒樽にて舟運で京への記載は一向宗でも記載される。本願寺証如の『天文日記』飲酒や酒樽進上の記録は多いが、必ずしも加賀菊酒ではない。多くは献上・贈答用の菊酒であり、なかでも秀吉の醍醐の花見でよく知られていた。

永禄 10 年（1567）金沢後町の山崎屋新四郎の麴室座を金沢御堂に寄進。この頃、造酒が増大した。石浦町の紙屋九右衛門が「菊水酒」を販売し、また 48 軒が造酒を許可された。鶴来村から鶴来屋、白山屋を名のる造酒屋が進出したとある。（以上は室山孝「中世加賀菊酒の社会史」『北陸史学』63 号 2015 年より引用）

16 世紀末の江戸初期にはそれまでの濁酒にかわって諸白（もろはく）づくり、いわゆる清酒醸造技術が発達したことから、こうした近世酒造業は各城下町では都市産業として定着するようになった。さらに都市（町方）酒造業は江戸後期に小作米の加工業として、地主が中心の農村（在方）酒造業が増加した。また明治 4 年（1871）に地主がもっていた酒造株（鑑札）が没収され、逆に営業税さえ納めれば自由に酒造業を営むことができ、より広範に地主酒造業が展開する。野々市の喜多家もこれに呼応している。

一般に、近世の清酒技術の開発は「諸白」から始まり、上方で発展し江戸では「下り酒」として知

られていた。この諸白造りは寒造りへの清酒仕込みとして開発され、特に水車による精米によって精白度を高め、宮水の使用と寒仕込の集中化により量産化を達成したとされる。

喜多家は江戸中期に越前から来た元武家で、宿場町を貫く旧北国街道ほぼ中央（現本町3丁目）に位置し、当初は菜種油の製造販売を始めたという（屋号は「油屋」）。菜種は周辺農村で水田稲作前の春先に植えられた特産品であった。その後明治初年（明治4年(1871)以降か？）より酒造業に転じ、昭和50年(1975)頃まで「猩々」という銘柄の清酒を製造し販売をしてきた。昭和46年（1971）に国重要文化財に指定された町家の母屋に隣接する酒造施設4棟も令和元年に追加指定され、翌令和2年には母屋とともに市に譲渡されることが決まった。

## (2) 酒造の基本工程

- ①麴づくり：特に吟味を要するもので、昔は「片白」という麴米だけを精白した。今は麴米や玄米の掛米の両方を精白するので「諸白（もろはく）」という。大粒軟質の米を十分に精白し蒸しあげて、適温まで冷やし麴蓋に盛り、麴室に入れ、上に種麴（麴カビの孢子）を降りかけ静置する。孢子は発芽し、やがて菌糸が伸びると飯は不透明になり、温度が上昇すると麴蓋をつみかえ、蒸米を片寄せしたりして約1日半で出麴となる。麴室の壁は厚く、加熱するので常時40度以上になり、蒸米などで湿気が高く、カビの発育を促すため炭酸ガスが充満するのを算段する。
- ②酏（もと）たて：灘ならば麴米2斗に蒸米5斗、汲水6斗で1個酏とし半切桶8枚に分けてよく混ぜる。半切に櫛を入れてスル（播る）、これを「山卸し」といい、生酏（きもと）＝播酏（すりもと）という。また酏が熟してくると暖気樽（だきだる）といって湯を入れた木製の桶でいわば湯たんぽであり糖化を促進させ、ブドウ糖は拡散してアルコールになる。
- ③仕込み：酏の熟成後に掛米をかけ（そえ）、三段掛けと称して初添に1量、翌日は踊りといって放置、3日目に中添えで2量、4日目の留添に4量と掛ける。酏量とは蒸米7.7石、麴米2.3石の総計10石をかけ、汲水は同量の10石（「十水」という）とした。昔は八水、八水半と濃厚な酒だったが次第に淡白な酒が好まれるようになった。
- ④濾過：酏たてから7日前後で仕込み、仕込みから22、3日で醪（もろみ）は熟して槽（ふね）にかけられ、渋をひいた細長い木綿袋にどろどろの醪を3、4升ずつ入れ、槽に並べて積み重ねる。濾過槽は大きな長方形の木製箱で、なかに箱いっぱいの袋が入ると蓋をしめ、圧しをかけ、昔は巨大なテコを用い、大きな石をたくさん吊るしておいた。醪は漉かしくく、出てきた酒はうすく濁っている。これを滓（おり）引桶に入れて静置しておく、やがて白濁物が沈殿し、上澄の新酒ができあがる。
- ⑤火入れと貯蔵：酒の低温殺菌は古くは「火迫酒」と称したもので、この火入れを「酒煮」といい、新酒がおちつく3月末から4月にかけての行事となる。大釜に汲みこんだ新酒を所定温度にたもち、囲い桶に移す。雑菌が入らぬよう手早く移すので大騒ぎになる。今はホースで60度の温水にくぐらせ、タンクに直接入れる。貯蔵には昔は杉桶を使用した、今はホウロウ製のタンクに貯蔵する。

## (3) 造酒関係施設

喜多家は、まずは北国街道に面した母屋でもって家族の住居と酒を販売し商談するためのミセがある。ミセのトオリニワの奥には広い土間空間があって、この母屋の後ろ一帯が、酒蔵や麴室、米蔵、

洗い場や釜場などの作業場、貯蔵庫、また精米場や米置き、物置場などの建物がある。酒造の手順にしたがってこれらの施設を追ってみると次のようになる。

- ①米置き場：古くは年貢米、戦後は買い付け米などの原料の酒米を保管する。
- ②精米所：往時は木呂川の水車で精米。戦後は電動の精米機を導入。今も機械は残る。これには「中野式醸造用精米機中部北陸総代理店 横山善四郎商店 岐阜市真砂町八丁目」と記されたプレートが貼られている。昭和30年代に購入されたもの。
- ③麴室：小松の滝ヶ原石の石積みの倉で窓がない。麴室の前には前室があり、片開き戸と奥にも片開き戸を設けた二重戸とする。内側はベニヤ板張りで白いペンキを塗る。内側には壁の前面に断熱材を施す。
- ④貯蔵庫：本来は米倉として明治24年(1871)以後に建てられ、土台は切り石を使い、壁は土蔵造りとする。主として出荷前の製品が置かれる。
- ⑤作業場：前蔵や貯蔵庫、酒蔵に囲まれ、洗米や蒸米、瓶詰め作業などを行った。したがって桶や使用した道具を洗うため、屋内に用水を引き入れた水路とコンクリートをうった傾斜のついた洗い場がある。水路は洗った後の排水が主である。また米を蒸すための窯場の鉄釜、床面を掘りこんだ半地下式の焚口とともにある。水路の壁や前蔵の外壁には数多くの手桶が掛けられていた。樽詰め・瓶詰め・包装の作業は主として作業場で行われた。
- ⑥検査室：作業場に面した小部屋で、コンクリートブロックを積み上げ、モルタル塗り、天井は白ペンキ塗り、薬剤室のような雰囲気。酒造りの手順に従い、状態を常にチェックする必要があった。アルコールの含有量も重要であった。
- ⑦前蔵：江戸後期の建築 元は菜種油製造当時の菜種庫で明治以降は酒蔵に使用。なかでももと造り・もろみ仕込み・絞りはこの倉とその向かいにある酒蔵で行った。今も仕込み桶というかホーロータンクが置かれている。もろみ仕込みには20石桶6本が置かれた。
- ⑧酒蔵：前蔵の後ろ北側に立つ細長い2階建て土蔵。2階の中央部の柱に神棚がある。詳しくは不明だが、普通は酒の神様である松尾大社のお札を入れて、怪我あやまちがないよう祈願する。この柱には「庚明治三年午十月下旬出来能美郡湯之屋村大工仁三郎作」との墨書がある。またこの付近でもろみ仕込みがおこなわれたもので、もろみ仕込み時は20石桶が14本置かれた。
- ⑨物置き場 日本酒の商品の瓶などの保管場所として使用。その他石炭の保管にも。

#### (4) 酒造関係の道具類

- ①仕込み桶：一般に杉材で10年ほど寝かしたものを使う。戦後はホーロータンクを使用。その他桶の台、蓋、混ぜ棒、櫂など
- ②洗い桶：酒造用専用の桶、また蒸した米を冷やすためのツケ桶があり、これはダキとも呼ばれた。これらの桶は鉄釘を使わず、すべて竹釘である。桶の材料は杉が多いが、使う頻度の高いものには風呂桶に使うネズミサシという堅木が使われた。半切という底の浅い桶も数多くある。桶の蓋。
- ③水桶：2斗用の桶で仕込み樽に梯子をかけ、桶を担いで梯子を上り、水を灌ぐものできわめて重労働であった。運搬用桶(天秤棒)
- ④水汲み用などの手杓、長い柄付杓。
- ⑤酒絞り器：ジャッキで大きな石を吊り、重みで酒を絞り出す。絞り糟(カス)を受ける濾

過槽、木製3段木組みの長方形のフネ（槽）である。

- ⑥竹籠や笊、箕、筵、簾、干し籠など
- ⑦精米機以前の粃殻と実をこすり合わせる泥臼も残る。
- ⑧枴や麴など量る道具、さまざまな計量器。棒量り
- ⑨一升瓶や樽に貼るラベル（銘柄「猩々」金沢市には以前は石板印刷などのラベルがあり、なかでも高桑印刷のものが有名であった）。パンフ、包装紙。宣伝広告びら、ポスター、景品（手ぬぐい・タオル・布巾など）。
- ⑩店看板、額類、酒類販売許可証看板、鑑札など、印鑑、焼ごて（手桶や樽などに屋号や酒の銘柄名を焼き付けた）。
- ⑪杜氏の生活用具。アンカ、灯明、ランプなど。冬場の杜氏は数か月酒屋で寝泊まりするもので、その間必要な暖房器具（あんか、こたつ、湯たんぽ、懐炉など）
- ⑫酒瓶運搬用木箱、貯蔵用甕
- ⑬蒸留器
- ⑭酒器、赤漆塗り手付き桶、天狗銚子、角樽（赤と黒の漆塗り）、陶磁器の徳利類、貯蔵甕・壺、違い棚、鉄ピンなど。以前は店先にて1合枴で常温の酒（樽酒）を客に飲ませることがあった。
- ⑮検査用の徳利と猪口、ビーカー、フラスコなど
- ⑯お仕着せ、法被、半纏（店内で従業員が着るものと杜氏など酒造りに携わる職人が着るものがあった）。

## (5) 総括（所見）

喜多家の酒造関係用具は主として戦前（昭和5年(1930)頃）から戦後（昭和40年代）までのものがあり、より近代化する直前までのものが多く占めている。大部分が杜氏などの造酒職人による手仕事の道具が使われていたもので、いくつかの製造過程で機械化が余儀なくされ始めた段階で止めてしまったと考えられる。しかもそれらの道具の大半はきわめて標準的なもので、特にオリジナルなものは見られない。また規模もごく普通で、むしろやや小規模のものではなかろうか。ただ、もはや今日廃業しても道具は大半残されないのが貴重である。

### 【参考文献】

社会思想社編『日本を知る事典』1981年

吉川弘文館編『国史大辞典』1986年

石川県門前町『新修門前町史資料編6 民俗』平成17年

野々市市教育委員会『喜多家旧酒造場 建築調査報告書』2019年

## 参考資料 2

### 喜多家住宅周辺樹木位置図・緑地分布・樹木リスト

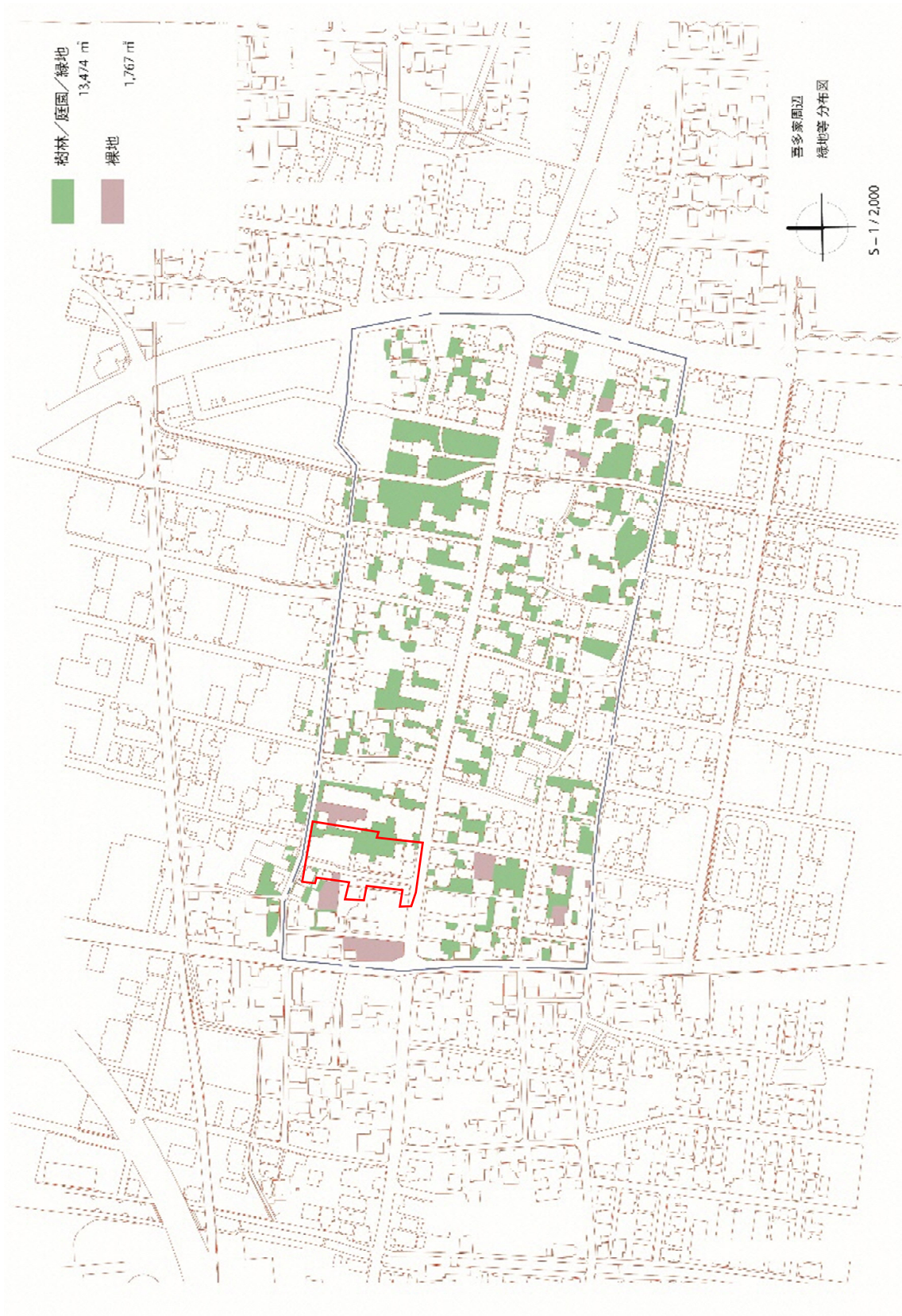


図 1. 周辺樹木位置

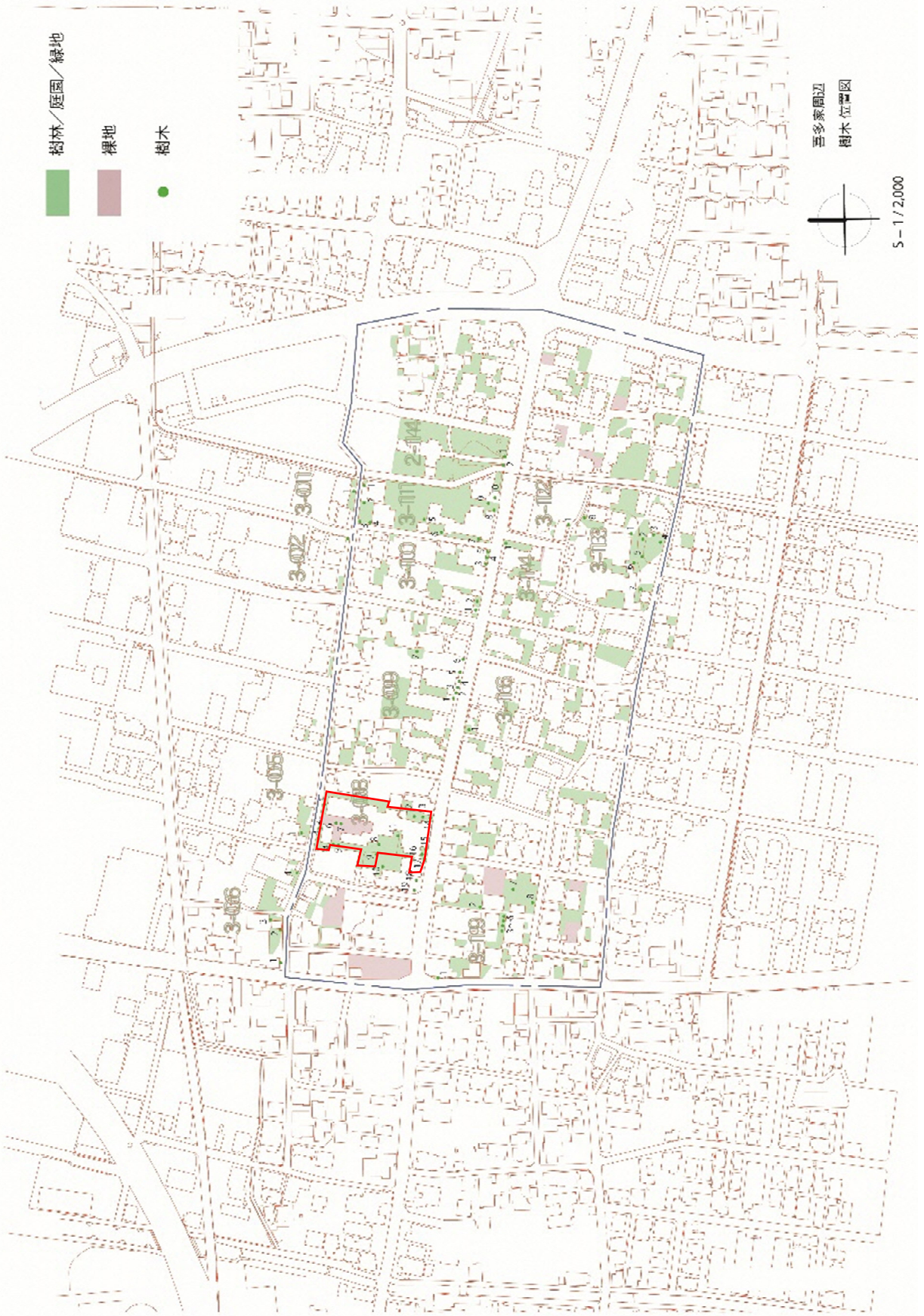






























图 2. 周边綠地分布

表 1. 喜多家周辺 樹木リスト

通し 番号	エリア 丁目-番	番号	樹名	見上角度			見かけ高 (見かけ+目の高さ)	樹高	幹周	枝張	備考
				距離	度	分					
	2-14	1	クロマツ	58.77	16	0	16.852	18.4			布市神社
	2-14	2	クロマツ				0	18.4			
	3-01	1	アカマツ	18.61	22	20	7.6452	9.1			
	3-02	1	ザクロ	11.70	15	50	3.3181	4.8			
	3-05	1	クスノキ	54.52	8	20	7.986	9.5			
	3-06	1	カキノキ	11.99	33	40	7.9863	9.5			
	3-06	2	カキノキ	36.04	10	20	6.5712	8.1			
	3-06	3	スダジイ				0	10.1			
	3-06	4	ウラジロガシ	29.38	10	20	5.3569	6.9			
	3-08	1	シュロ	34.51	13	0	7.9673	9.5			
	3-08	2	エノキ	56.26	12	0	11.958	13.5			
	3-08	3	エノキ				0	12.5			
	3-08	4	シロダモ				0	7.7			
	3-08	5	アカメガシワ	29.36	12	0	6.2407	7.7			
	3-08	6	シュロ	17.59	13	10	4.1149	5.6			
	3-08	7	カキノキ					5.6			
	3-08	8	クスノキ	48.39	13	10	11.32	12.8			
	3-08	9	モミノキ	50.63	24	0	22.542	24.0			
	3-08	10	スギ	51.80	15	30	14.365	15.9			
	3-08	11	アカマツ	64.97	19	10	22.583	24.1			
	3-08	12	ヒマラヤスギ	32.88	24	10	14.754	16.3			
	3-08	13	ノムラモミジ	30.28	10	40	5.7032	7.2			
	3-08	14	クロマツ	28.26	21	10	10.942	12.4			
	3-08	15	キンモクセイ	34.49	7	30	4.5407	6.0			
	3-08	16	クロマツ	31.70	22	20	13.023	14.5			
	3-08	17	モッコク	28.59	12	0	6.077	7.6			
	3-08	18	ヤマモモ	17.65	14	30	4.5646	6.1			
	3-08	19	クスノキ	14.26	17	0	4.3597	5.9			
	3-09	1	クスノキ					5.0			
	3-09	2	シラカシ					3.5			
	3-09	3	シラカシ					3.5			
	3-09	4	シラカシ					3.5			
	3-09	5	ソヨゴ					2.5			
	3-09	6	シラカシ					3.5			
	3-09	7	ケヤキ	50.83	13	10	11.891	13.4			
	3-10	1	クロマツ	32.49	11	10	6.4136	7.9			
	3-10	2	クロマツ				0	7.9			
	3-10	3	ナツツバキ				0	3.5			
	3-10	4	ナツツバキ				0	3.5			
	3-10	5	ナツツバキ				0	3.5			

	3-11	1	キンモクセイ	14.24	22	0	5.7533		7.3			
	3-11	2	クロマツ	24.92	14	10	6.2903		7.8			
	3-11	3	ヒノキ	36.45	15	50	10.337		11.8			
	3-11	4	ヒノキ	38.01	17	0	11.621		13.1			
	3-11	5	クロマツ	43.18	23	20	18.626		20.1			
	3-11	6	モミノキ	53.90	19	20	18.911		20.4			
	3-11	7	クスノキ	55.23	15	30	15.317		16.8			
	3-11	8	タブノキ	19.81	29	0	10.981		12.5			
	3-11	9	クロマツ	25.22	30	50	15.054		16.6			
	3-11	10	モッコク	27.27	16	40	8.1641		9.7			
	3-12	1	イロハモミジ						3.5			
	3-13	1	ヒノキ	31.19	23	0	13.239		14.7			
	3-13	2	クロマツ	23.38	29	30	13.228		14.7			
	3-13	3	モミ	22.23	20	10	8.1644		9.7			
	3-13	4	クロマツ	16.07	31	40	9.9121		11.4			
	3-13	5	ケヤキ	18.69	38	30	14.868		16.4			
	3-13	6	ケヤキ	20.68	14	20	5.2841		6.8			
	3-13	7	クヌギ	40.76	9	20	6.6991		8.2			
	3-13	8	カキ				0		5.0			
	3-14	1	クロマツ	37.78	11	40	7.8009		9.3			
	3-16	1	クロマツ				0		4.0			
	3-19	1	シラカシ	97.63	7	20	12.564		14.1			
	3-19	2	クロマツ	37.32	14	10	9.4203		10.9			
	3-19	3	モミ	#####	11	20	25.971		27.5			
	3-19	4	モミ	41.66	29	50	23.891		25.4	参考		
	3-19	5	モミ				0		27.5			
	3-19	6	モミ				0		27.5			
	3-19	7	クロマツ	61.19	14	10	15.446		16.9			
	3-19	8	ケヤキ	23.02	19	10	8.0014		9.5			

# 参考資料 3

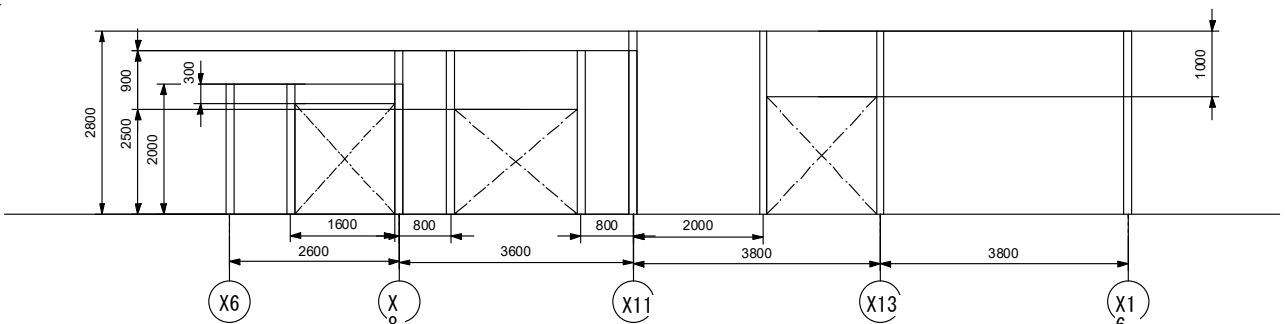
## 第 4 章 耐震診断及び耐震補強の方針（平面図・展開図・現状写真）

### ・ 1F 平面図

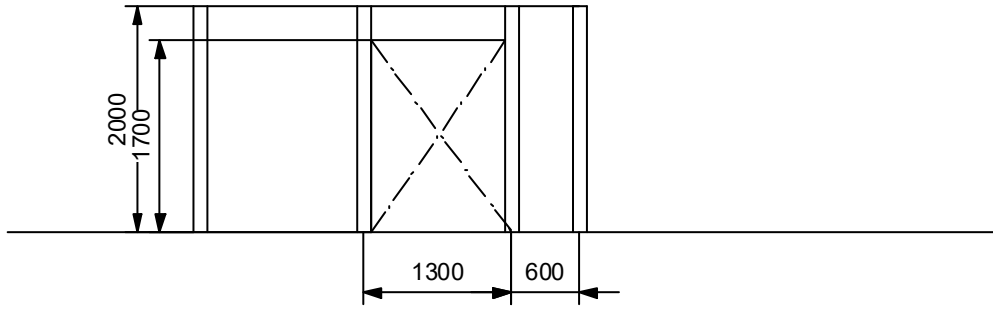


1F 平面図

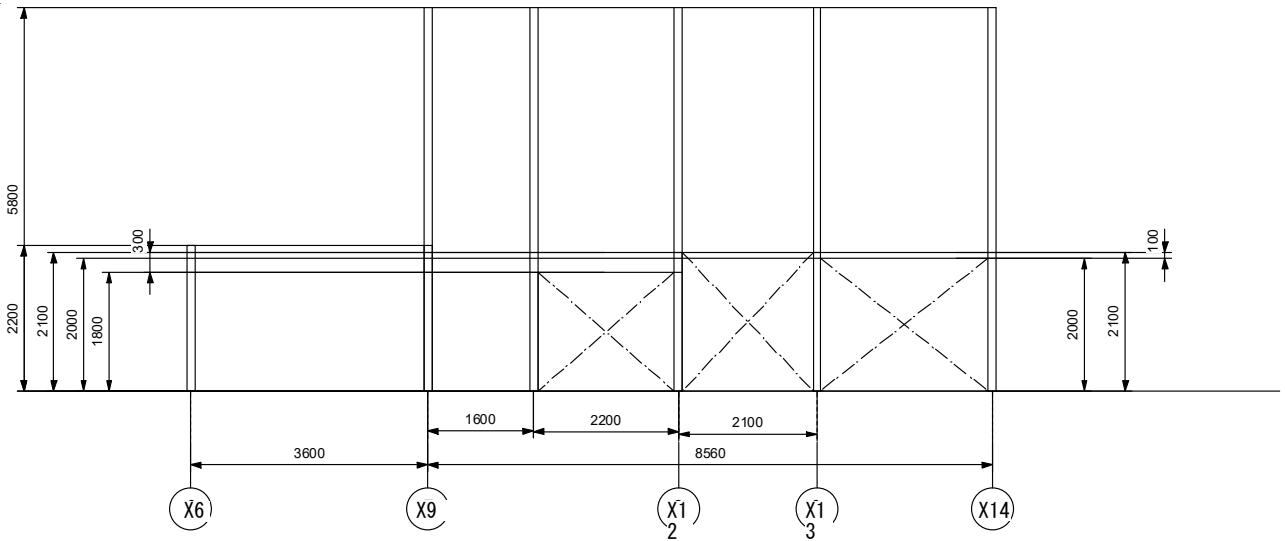
### ・ Y 通り展開図



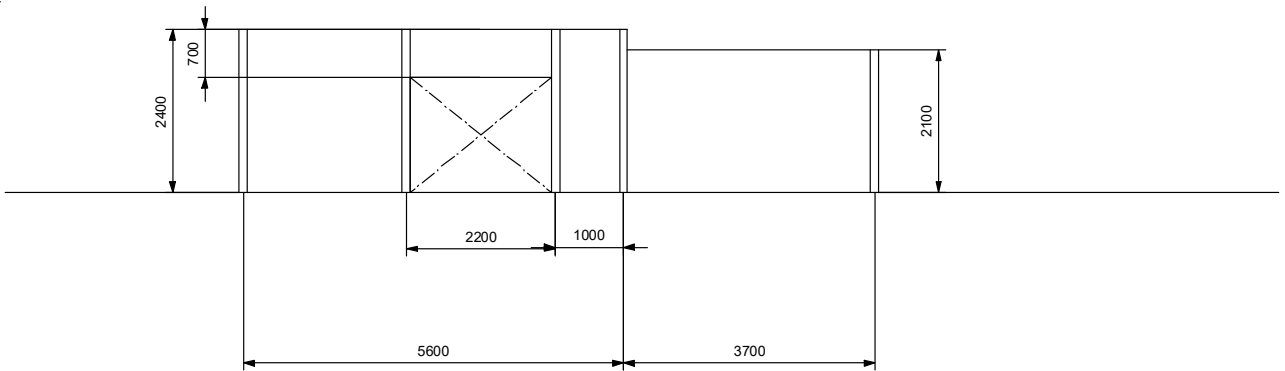
1F Y2通り



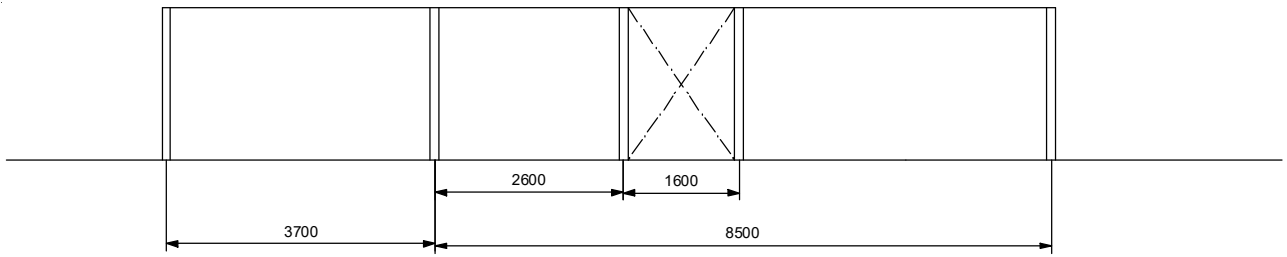
1F Y4通り



1F Y5通り

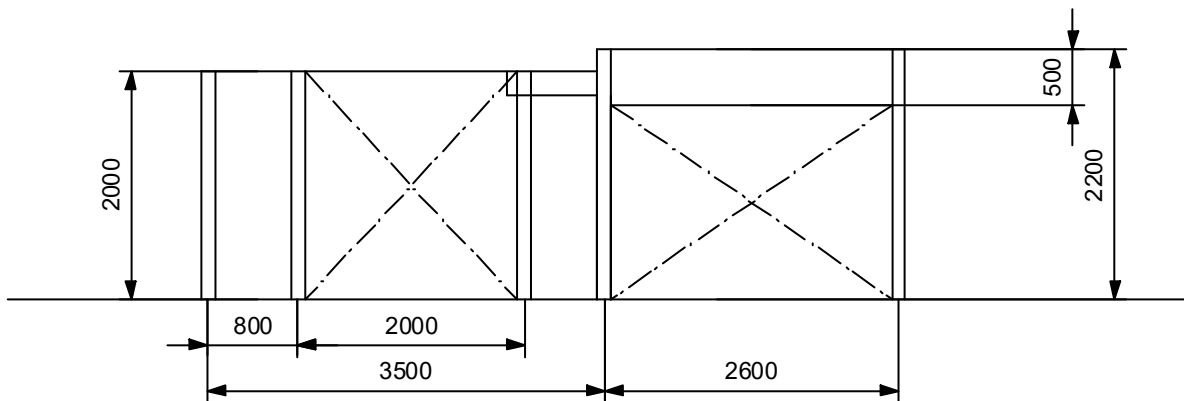


1F Y8通り

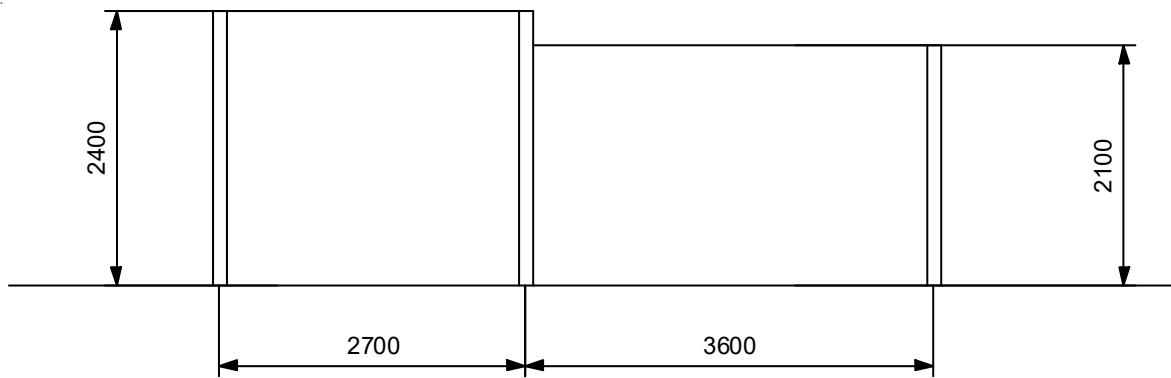


1F Y9通り

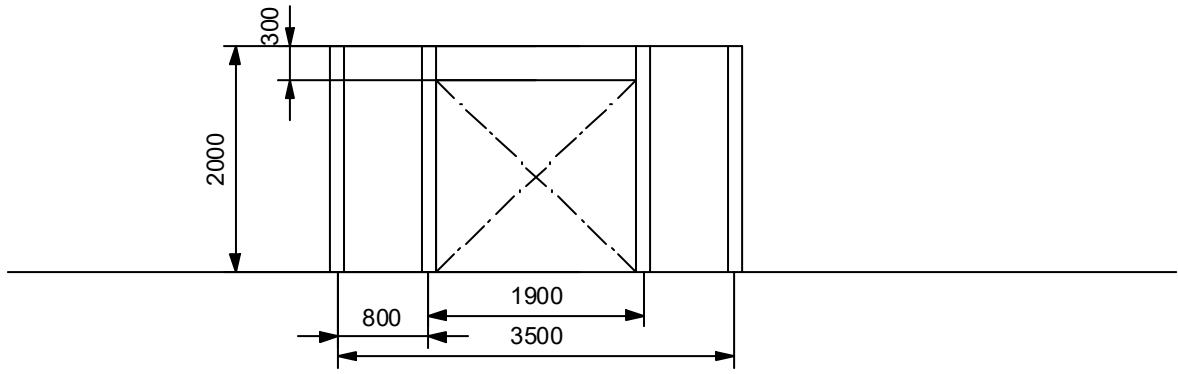
・ 1F X通り展開図



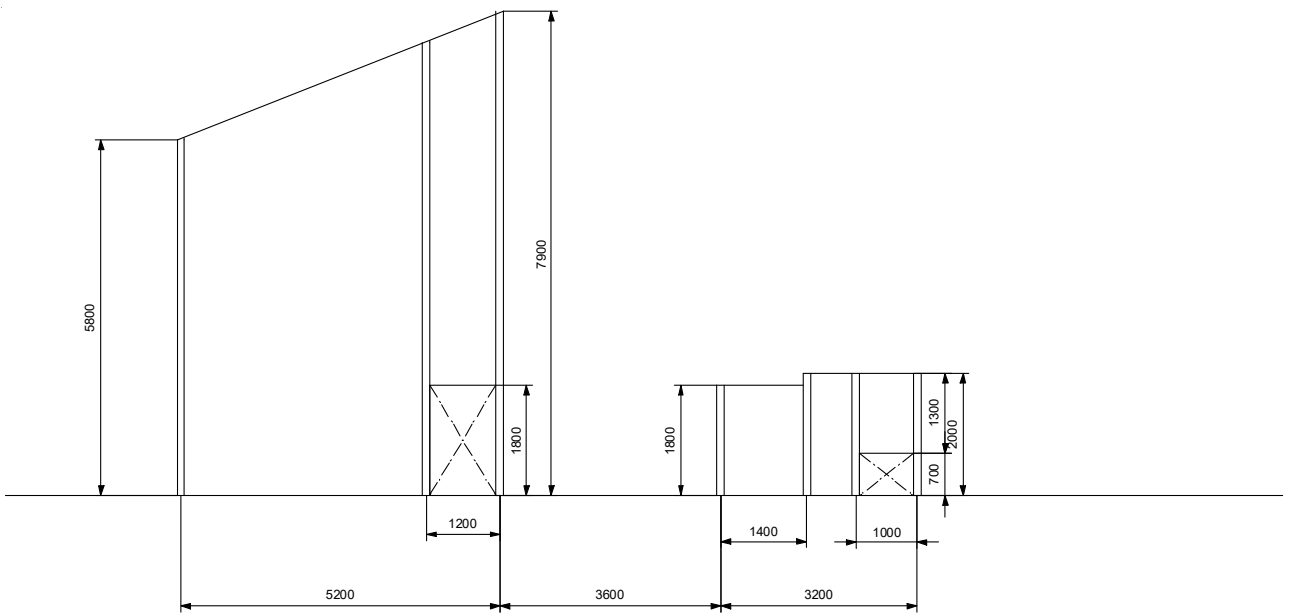
1F X6通り



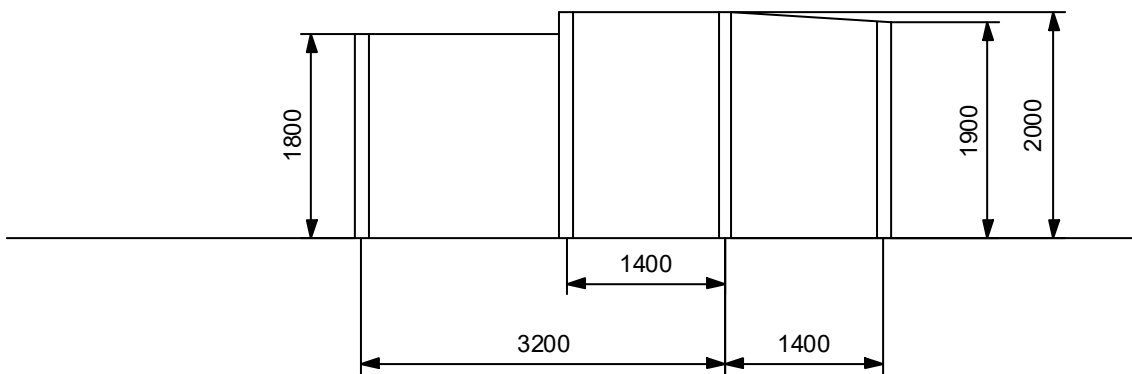
1F X7通り



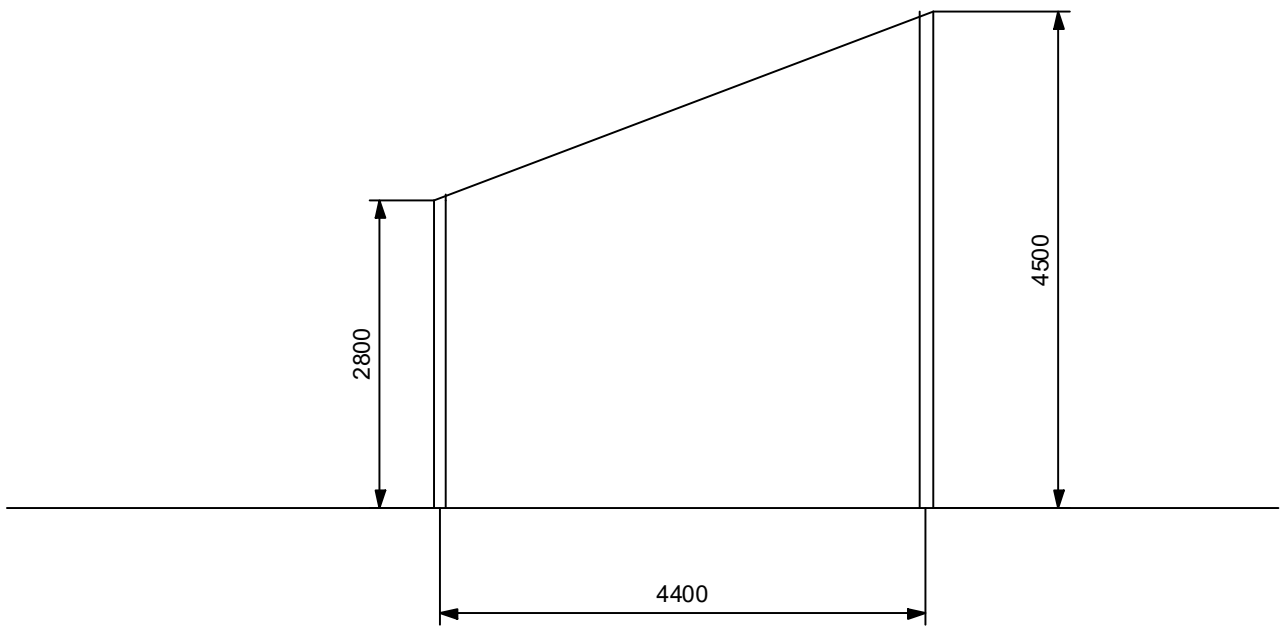
1F X8 通り



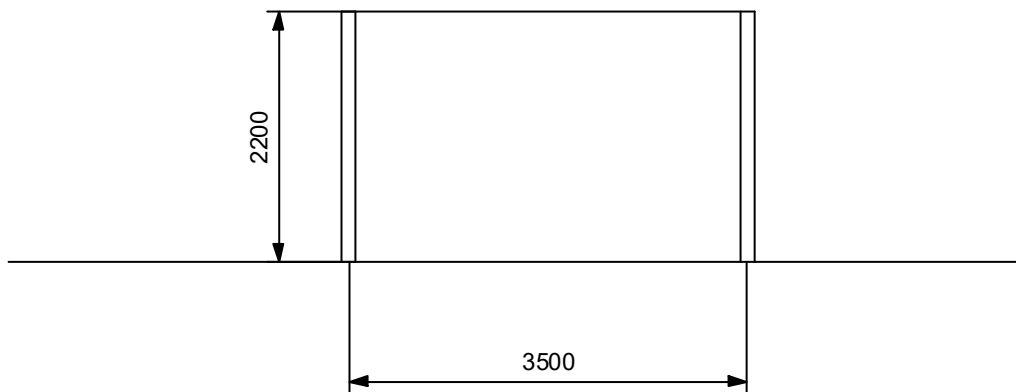
1F X9 通り



1F X11 通り

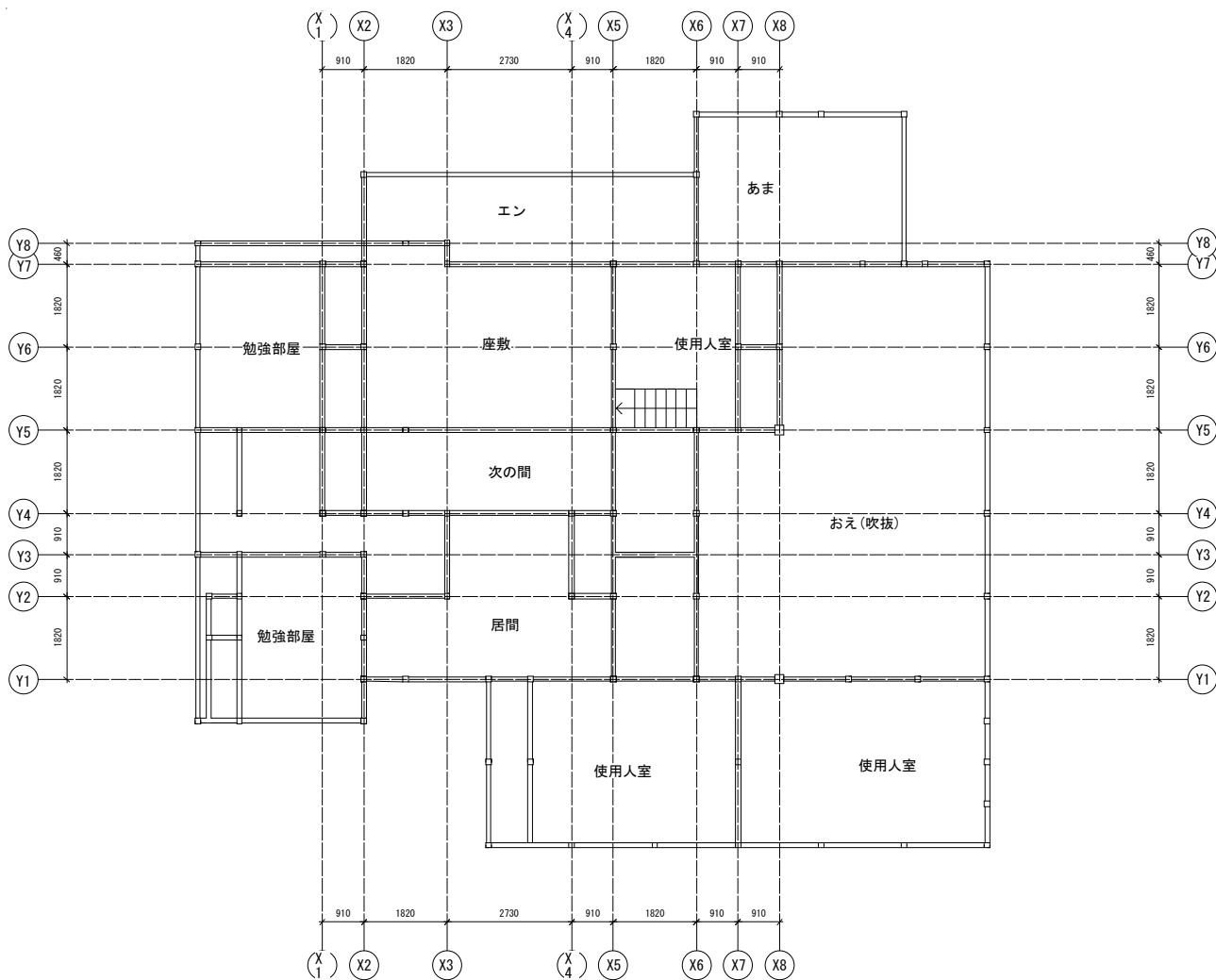


1F X16通り



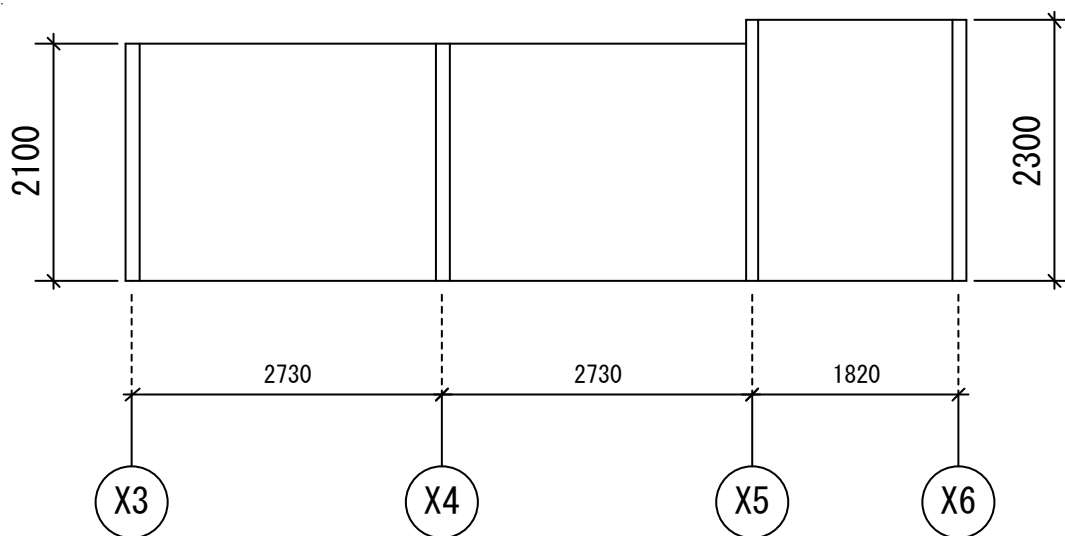
1F X17通り

・ 2F 平面図

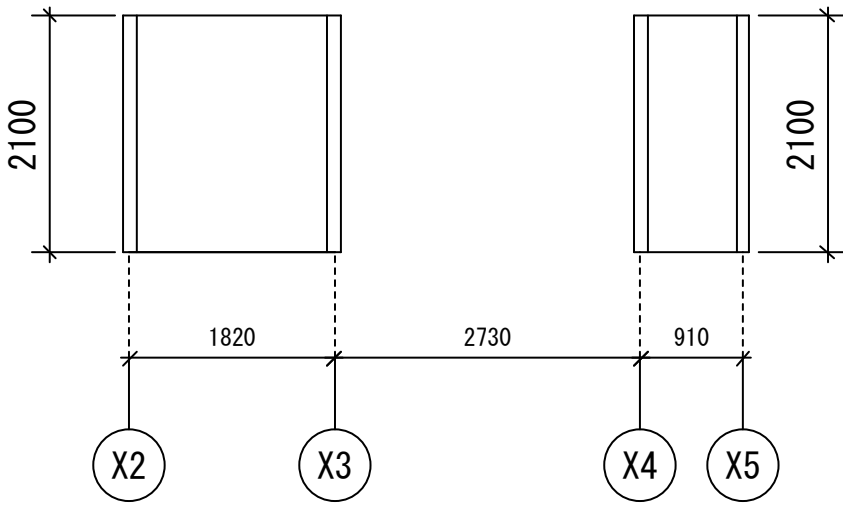


2F 平面図

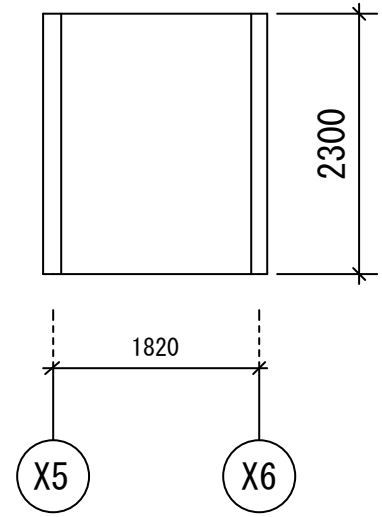
2F Y 通り展開図



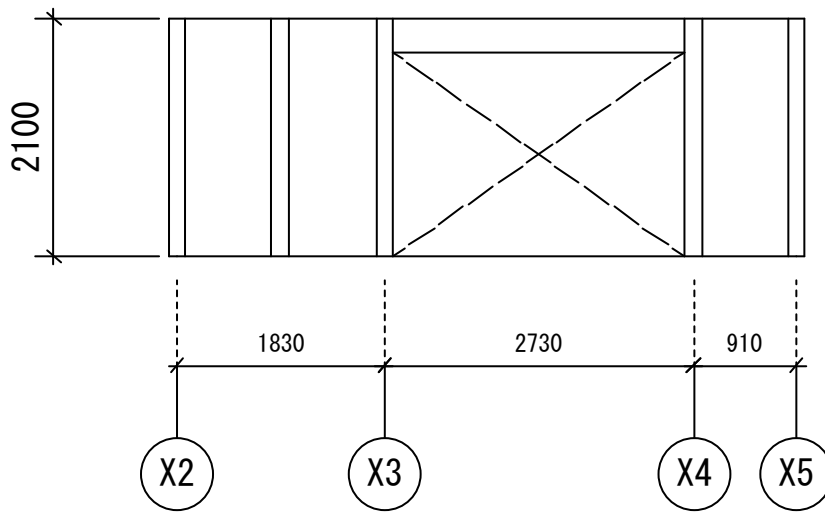
2F Y1通り



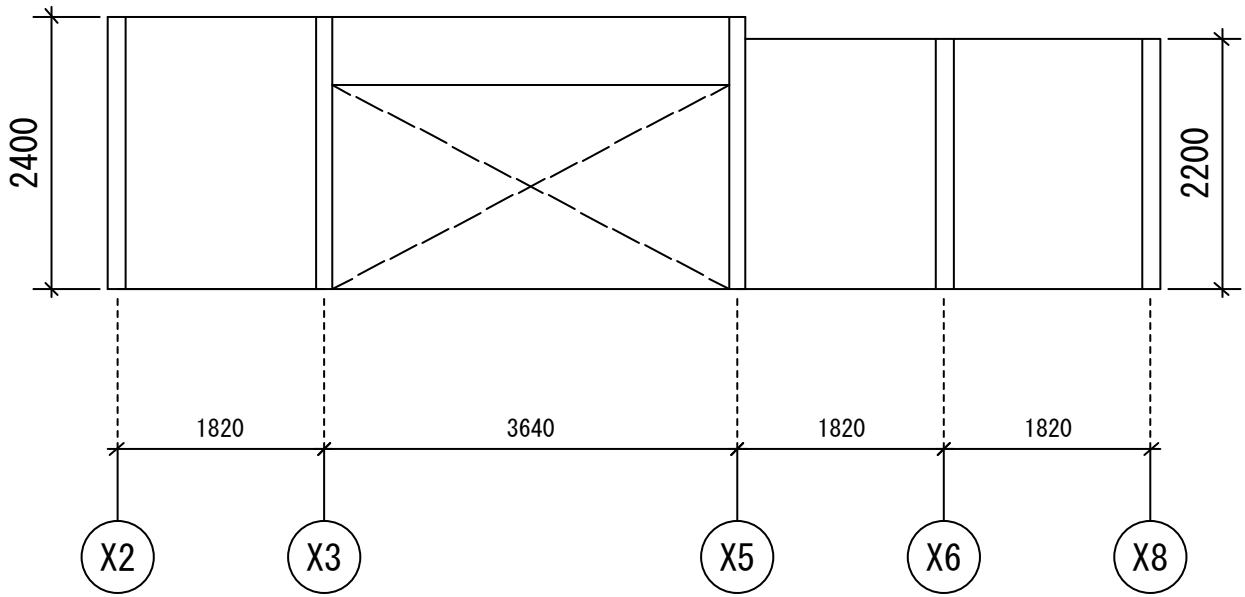
2F Y2通り



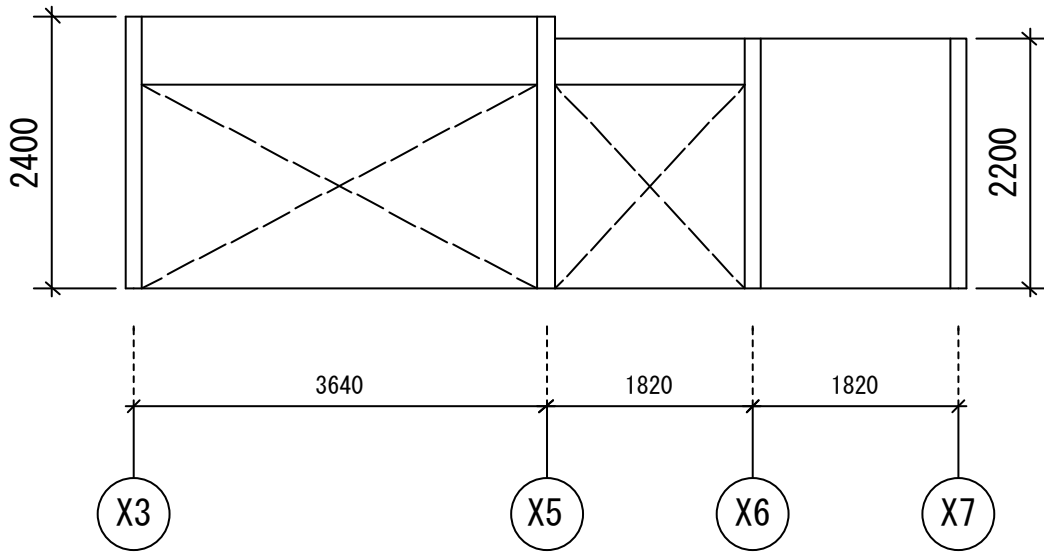
2F Y3通り



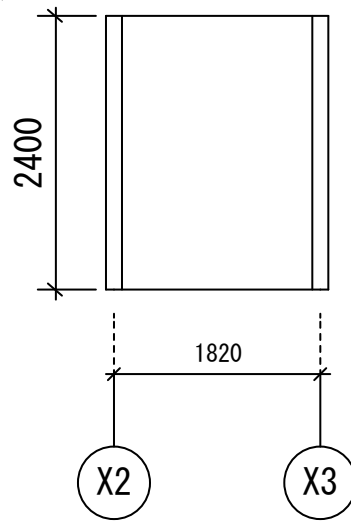
2F Y4通り



2F Y5通り

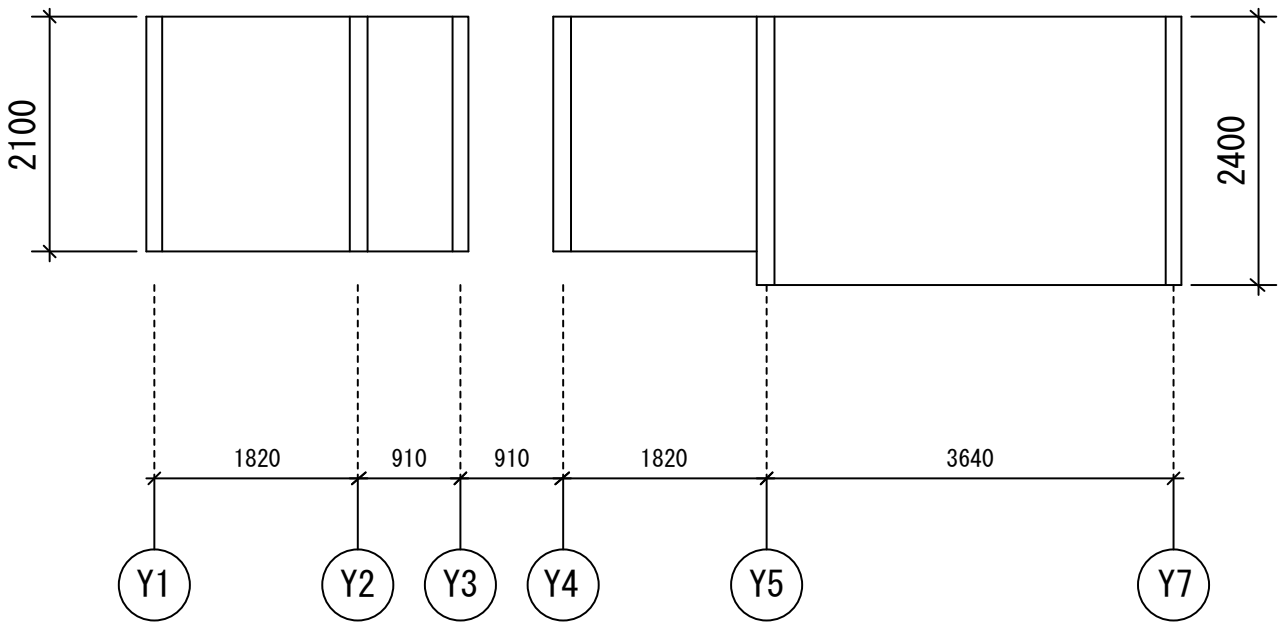


2F Y7通り

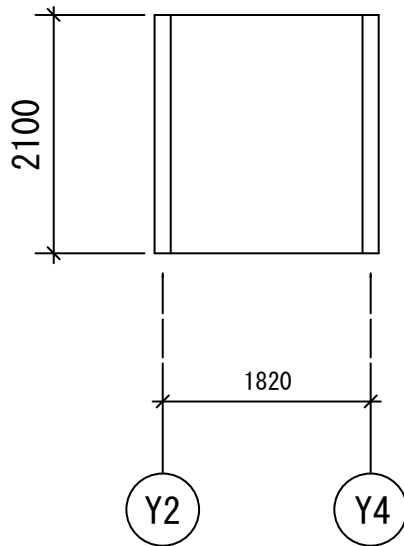


2F Y8通り

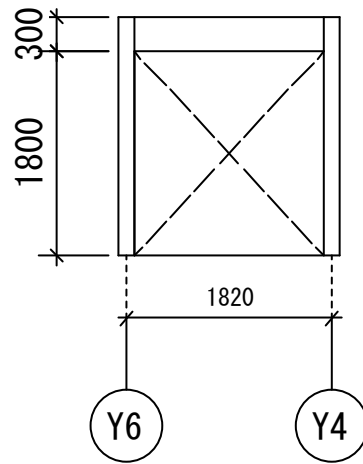
・ 2F X通り展開図



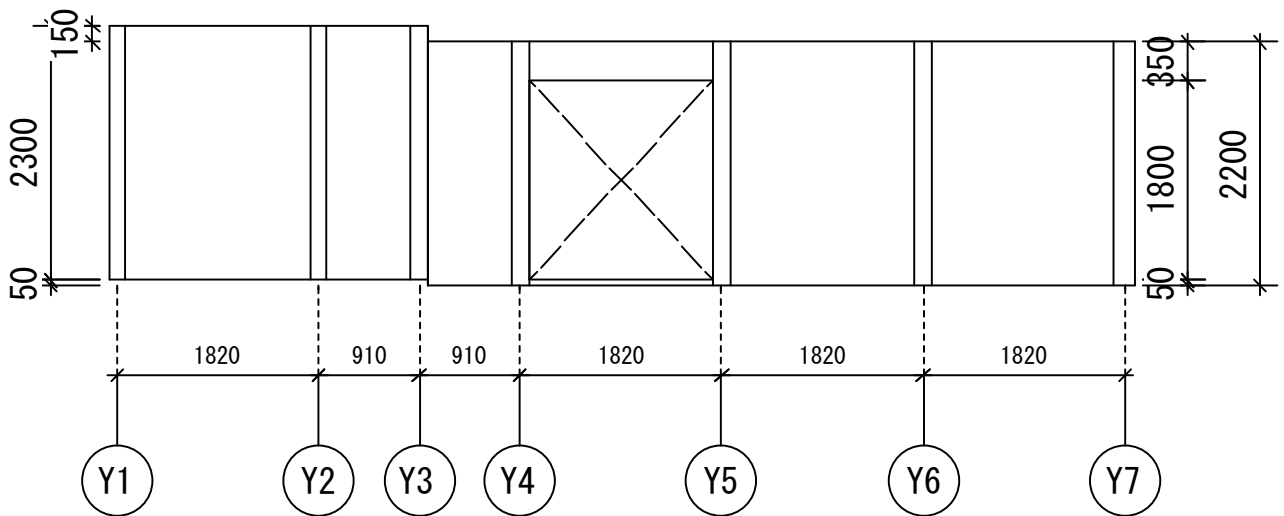
2F X2通り



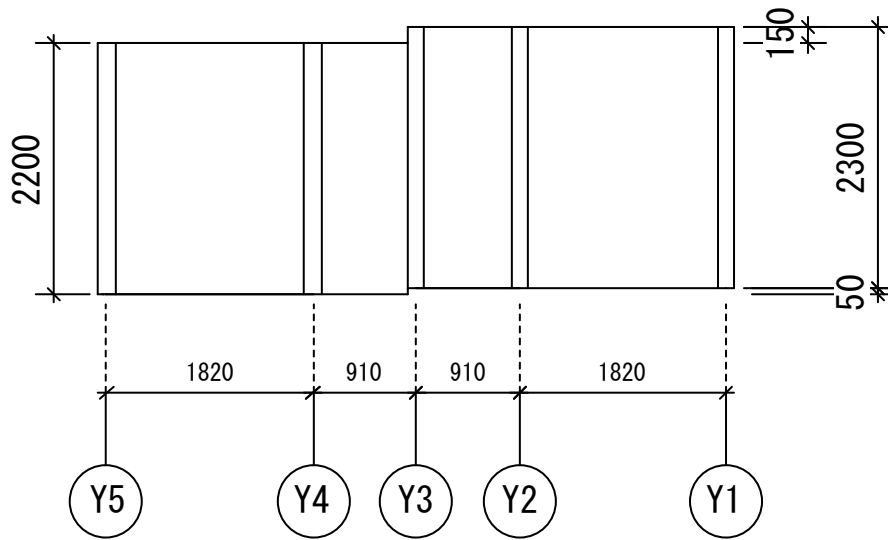
2F X3通り



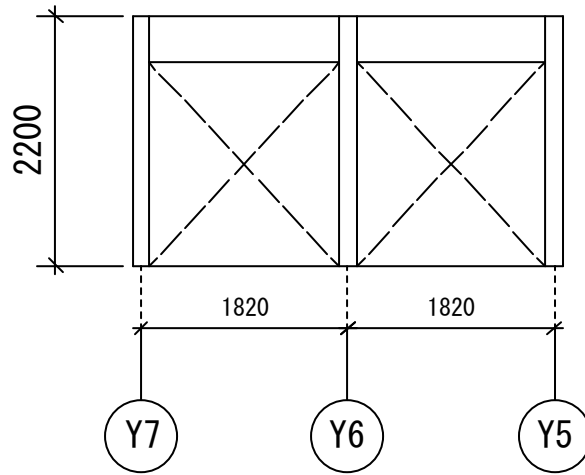
2F X4通り



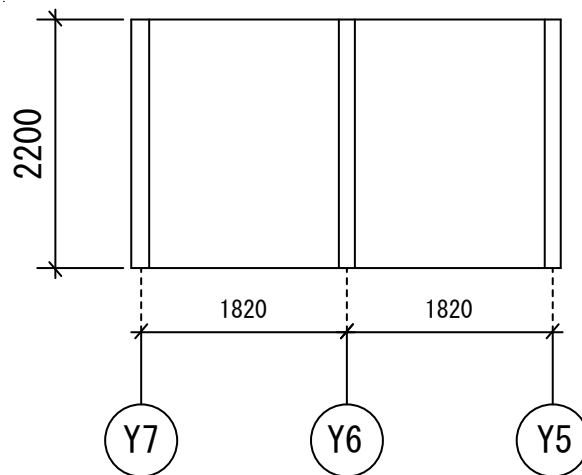
2F X5通り



2F X6通り



2F X7通り



2F X8通り

おえ



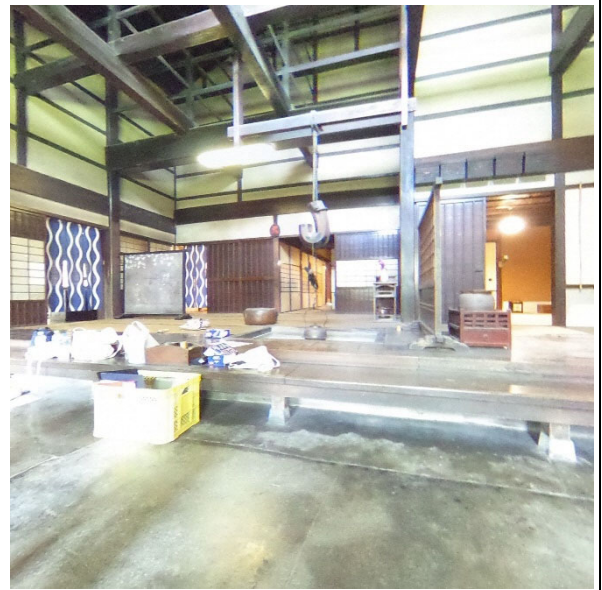
かつて



かつて2



通りにわ(南)



通りにわ(北)



居間



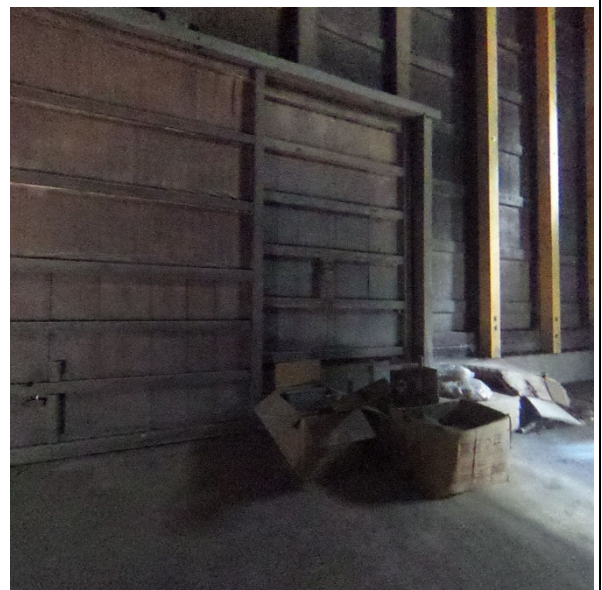
座敷



三帖の間



酒蔵



作業場



作業場 2



水屋



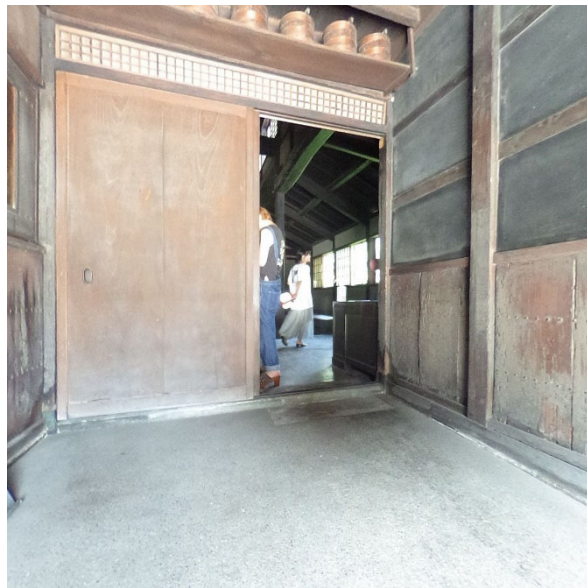
茶室



中の間



中庭



帳場



通りにわ(北)



仏間



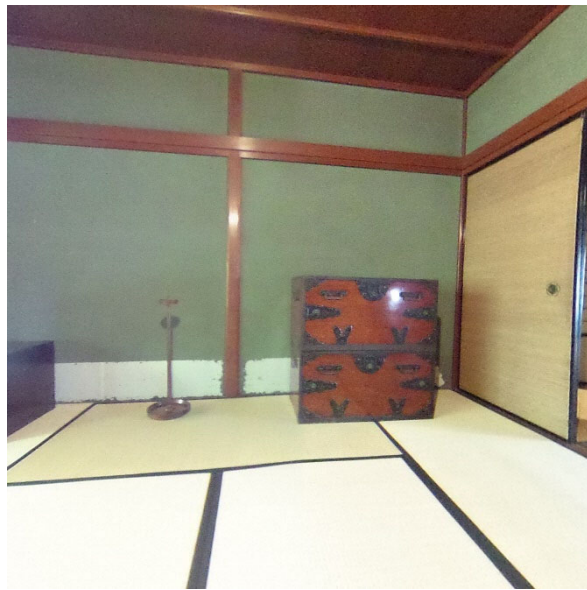
二階居間



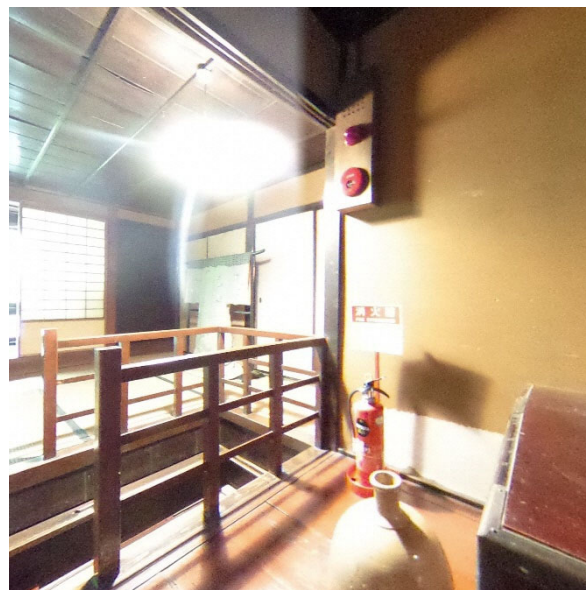
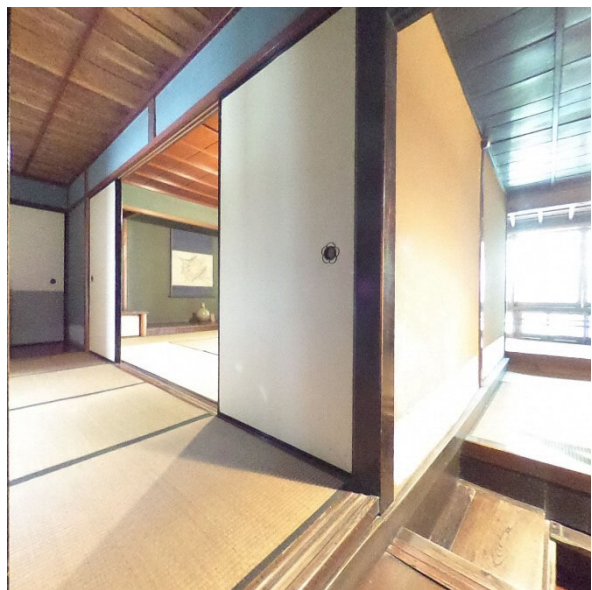
二階エソ



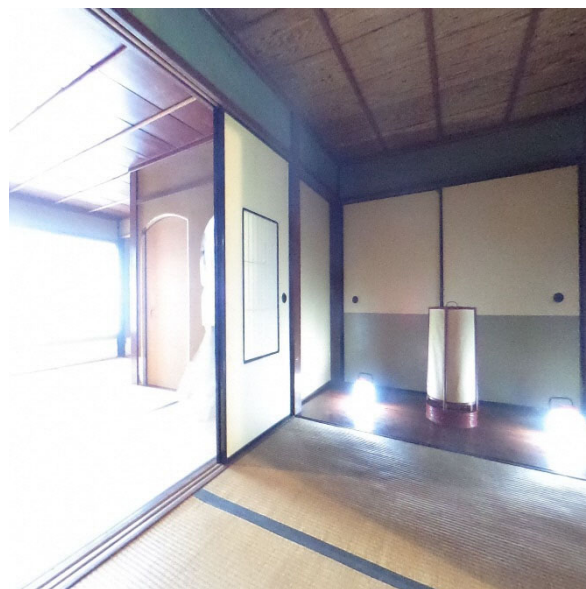
二階座敷



次の間・使用人室（北）



二階次の間



### 参考文献

- 1) 寒川旭：『地震考古学』、中公新書、1992年10月、pp.187-206.
- 2) 宇佐美龍夫：『大地震』、そしえて文庫、1991年7月、pp.190-208.
- 3) 北國新聞社：『図解北陸の地震・津波・原発 わが家の災害対策』、2011年4月.
- 4) 北國新聞：『特別報道写真集 能登半島地震』、2007年4月.

## 参考資料 4

### 関係法令集

#### (1) 消防法施行令

##### 別表第一（十七）項

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建造物

#### (2) 消防法

##### 第八条

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

- ②前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ③消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- ④消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- ⑤第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

##### 第十七条の三

第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

##### 第二十条

消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。

### (3) 重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領

#### イ 防火管理区域の設定

防火管理の対象区域（以下、「防火管理区域」という。）は保存活用計画区域及びこれに隣接する区域の実情に応じて、所轄消防機関等の指導を得て定めるものとし、原則として以下の各号に示す土地及び建造物等を区域に含めるものとする。

- 1 ) 重要文化財建造物（建造物）に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等（以下、「建造物等」という。）で、重要文化財（建造物）との近接距離が20m以下であるもの、ただし、重要文化財（建造物）または当該近接建造物等の一方の屋根葺材が植物性材料である場合等には近接距離が30m以下であるもの（以下、「第1次近接建造物等」という。）。
- 2 ) 第1次近接建造物等との近接距離が5m以下のもの、ただし、重要文化財（建造物）または第1次近接建造物等の一方の屋根葺材が植物性材料である場合等には、近接距離が10m以下であるもの（以下、「第2次近接建造物等」という。）。
- 3 ) 警報設備の受信機等を設置するなど防火管理上必要な建物（上記近接距離を超えても第2次近接建造物等とみなす。）。
- 4 ) 重要文化財（建造物）の周囲20mの範囲、近接建造物等の周囲5mの範囲の土地。

### (4) 消防庁告示

#### 第7号 第三条

- 1 消防水利は、常時貯水量が四十立方メートル以上又は取水可能水量が毎分一立方メートル以上で、かつ、連続四十分以上の給水能力を有するものでなければならない。
- 2 消火栓は、呼称六十五の口径を有するもので、直径百五十ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が百八十メートル以下となるように配管されている場合は、七十五ミリメートル以上とすることができる。
- 3 私設消火栓の水源は、五個の私設消火栓を同時に開弁したとき、第一項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

#### 第9号

#### 第2 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあたっては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

- 1 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。
  - (1) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
  - (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
  - (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
- 2 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準

に従い確認すること。

### 第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月
	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

### 第4 点検の結果についての報告書の様式

点検の結果の報告は、別記様式第1の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類等に応じ、別に告示又は設備等設置維持計画で定める点検票を添付して行うものとする。ただし、消防用設備等のうち、消防長又は消防署長が適当と認める場合にあっては、別記様式第2の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表及び別記様式第3の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表を添付することをもって足りるものとする。

## (5) 安全確保水準（重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領）

### 第2節 必要耐震性能の設定

診断の対象とする建造物の必要耐震性能の設定を行う。

必要耐震性能は、文化財的価値の維持と、活用時の安全性確保の観点に基づいて所有者等が設定するものとする。

必要耐震性能は、大地震動時に許容される被災程度により、以下に区分される。いずれかの水準を必要耐震性能として設定する。なお、必要に応じて中地震動時についても検討を行う。

ア 「機能維持水準」：大地震動時に機能が維持できる。

イ 「安全確保水準」：大地震動時に倒壊しない。

ウ 「復旧可能水準」：大地震動時に倒壊の危険性があるが文化財として復旧できる。

注1) 大地震動とは、当該敷地において想定される最大級の地震動をいう。

注2) 中地震動とは、当該敷地において通常の建造物の耐用年限内に一度以上受ける可能性の高い地震動をいう。

所有者・管理責任者・管理団体（以下、「所有者等」という。）は、必要耐震性能の設定に際しては、都道府県教育委員会の指導助言を得るとともに、適切な文化財建造物修理技術者、建築士その他の建築構造専門家の意見を聴取するものとする。

必要耐震性能の設定の詳細については、「第2章 必要耐震性能の設定」に従う。

## (6) 文化財保護法

### 第三十二条

重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

### 第三十三条

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

### 第四十三条

重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

### 第四十三条の二

重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

## 重要文化財 喜多家住宅保存活用計画

発行日 令和●年●月  
発行・編集 野々市市教育委員会教育文化部文化課  
〒921-8510  
石川県野々市市三納1丁目1番地  
TEL 076-227-6000（代表）  
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp/>